

厚生年金保険に関する行政評価・監視

結果報告書

平成18年9月

総務省行政評価局

前 書 き

厚生年金保険制度は、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づき、その被保険者である民間被用者の老齢、障害又は死亡について、基礎年金（国民年金）に上乘せして保険給付を行い、民間被用者又はその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としている。

このため、厚生年金保険制度は、その対象となる民間事業所及びその被用者の加入を義務付け、保険給付に必要な費用を現役世代の保険料負担（労使折半）で賄う財政方式を基本として運営されており、被保険者が納付した保険料の額や納付期間に応じた保険給付を行うとともに、現役時代の給与が低い者に対しても基礎年金（国民年金）を上回る水準の保険給付を保障している。

今日、都市化や核家族化の進行により、家族内の私的扶養により高齢者の生活を支えることは困難となっており、社会全体で高齢者を支える社会的扶養が不可欠となっている。

このような中で、厚生年金保険制度は、民間被用者の老後等の生活に必要な所得保障を確保する中心的役割を担っており、その安定的な運営を維持し保険料負担の公平性を確保するとともに、被保険者となるべき者を適用（厚生年金保険に加入させることをいう。）することにより老齢厚生年金の支給を保障する等のため、同保険制度の対象となる民間事業所及びその被用者への的確かつ効果的・効率的な適用や保険料徴収が課題となっている。

適用については、平成 16 年の国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）附則第 3 条において、パート労働者など短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用について、就業形態の多様化の進展を踏まえ、被用者としての年金保障を充実する観点及び企業間における負担の公平を図る観点から、総合的に検討が加えられるものとしてされており、今後、短時間労働者にも厚生年金保険法が適用されることになれば、厚生年金

保険制度の対象となる民間事業所及びその被用者への適用を的確に行うことが一層重要となる。

また、保険料徴収については、厚生年金保険料の収納率（徴収決定済額に対する収納済額の割合をいう。）は、近年、98%前後で推移している。しかし、徴収不納欠損額（徴収不能と決定された保険料の額をいう。）は年々増加し、平成 15 年度には過去最高の 521 億円（10 年前の約 7 倍）に達しており、保険料の的確かつ効果的・効率的な徴収が課題となっている。

さらに、社会保険（政府管掌健康保険及び厚生年金保険をいう。）と労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）は、いずれも、民間被用者を対象とした厚生労働省所管の保険制度であり、保険料は事業主から徴収し、両制度の適用事業所の相当数が重複していることから、中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）において、社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化を図ることとされている。この徴収事務の一元化を推進することによって、行政事務を効果的かつ効率的に執行することが課題となっている。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、厚生年金保険業務の的確かつ効果的・効率的な運営を確保する観点から、①適用促進業務の実施状況、②徴収業務の実施状況、③社会保険と労働保険の徴収事務の一元化の推進状況等を調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

目 次

	ページ
第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
1 適用促進業務の効果的かつ効率的実施の推進	2
(1) 適用漏れ事業所の把握の効率的かつ的確な実施	2
(2) 適用漏れ事業所に対する適用の促進及び的確な職権適用の実施	21
(3) 適用業務に係る業務管理の改善等	38
(4) 適用漏れ被保険者の的確な把握の推進等	46
2 徴収業務に係る取組の強化、債権管理の適正化	65
3 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化の推進	84
4 その他	132
(1) 電子申請の推進	132
(2) 審査請求の迅速な処理	145
(3) 契約事務の適正な実施	151

図 表 目 次

1 適用促進業務の効果的かつ効率的実施の推進

(1) 適用漏れ事業所の把握の効率的かつ的確な実施

表 1 - (1) - 1	厚生年金保険の収支決算	8
表 1 - (1) - 2	厚生年金の適用事業所の範囲及び被保険者の範囲に係る規定	9
表 1 - (1) - 3	適用事業所の事業主の届出義務に係る規定	10
表 1 - (1) - 4	厚生年金保険の適用済事業所数・被保険者数・収支等推移	11
表 1 - (1) - 5	保険料の負担に係る規定	12
表 1 - (1) - 6	適用漏れ事業所の把握・適用に係る社会保険事務局に対する社会保険庁 の指導通知	12
表 1 - (1) - 7	厚生年金保険と雇用保険の適用事業所情報の突合結果	13
表 1 - (1) - 8	厚生年金保険と雇用保険の適用事業所情報の突合結果合計 (平成 14、16、17 年の合計)	14
表 1 - (1) - 9	厚生年金保険制度と雇用保険制度における適用対象等の違い	15
表 1 - (1) - 10	平成 14～16 年度の突合リストの活用率が 50%未満の調査対象社会保険 事務所一覧 (74 社会保険事務所中 14 事務所)	16
表 1 - (1) - 11	社会保険業務の業務・システム最適化計画	17
表 1 - (1) - 12	調査対象社会保険事務所中、登記情報等の活用による新設法人事業所等 の把握を実施していない社会保険事務所 (平成 16 年度)	17
図 1 - (1) - 1	厚生労働省の資料等に基づく適用漏れのおそれのある事業所数の推計	18
図 1 - (1) - 2	「就業構造基本調査」等に基づく適用漏れのおそれのある被保険者の 推計	20

(2) 適用漏れ事業所に対する適用の促進及び的確な職権適用の実施

表 1 - (2) - 1	適用促進対象事業所に対する加入指導に係る通知	27
表 1 - (2) - 2	調査対象 74 社会保険事務所のうち厚生年金保険の適用業務担当職員数 を確認できた 43 社会保険事務所における適用業務に占める適用促進業 務の割合 (推計) (平成 16 年度)	28

表 1 - (2) - 3	全国の社会保険事務局が加入指導対象とした適用漏れ事業所のうち適用に結び付いた事業所数（平成 16 年度）	30
表 1 - (2) - 4	加入指導により適用に結び付いた事業所数が低調な社会保険事務局（平成 16 年度）	30
表 1 - (2) - 5	i) 適用漏れの新設事業所等の把握後、速やかに指導文書を発送するため、年 1 回の文書発送にとどめることなく年間複数回発送する、ii) 指導文書の発送に際して、事業主の加入意向等を確認するためのアンケート調査票と返信用封筒等を同封するなどにより、適用率を高めている社会保険事務所（平成 16 年度）	30
表 1 - (2) - 6	調査対象社会保険事務所における呼出しによる加入指導の実施状況（平成 16 年度）	31
表 1 - (2) - 7	調査対象社会保険事務所のうち従業員 20 人以上を使用すると認められる適用漏れ事業所を把握していた 41 社会保険事務所における戸別訪問実施状況（平成 16 年度）	32
表 1 - (2) - 8	職権適用に係る通知	33
表 1 - (2) - 9	調査対象社会保険事務局管内社会保険事務所における 20 人以上の従業員を使用すると認められる事業所に対する戸別訪問等による加入指導実施状況	35
表 1 - (2) - 10	調査対象社会保険事務所における戸別訪問等による加入指導の実施状況	37
表 1 - (2) - 11	3 か月以上にわたって 2 回以上の戸別訪問等が実施されている事例	37

(3) 適用業務に係る業務管理の改善等

表 1 - (3) - 1	適用事業所の一括適用に係る規定	41
表 1 - (3) - 2	厚生年金保険の適用事業所情報と雇用保険の適用事業所情報との突合リストに厚生年金保険の適用事業所であるか否かの確認結果を記入したにすぎないものや登記情報の閲覧の際の担当者が作成した手書きのメモのみで管理している社会保険事務所の事例	41
表 1 - (3) - 3	平成 15 年度以前に把握した適用漏れ事業所及び加入指導の実施結果等に係る記録が残されておらず、今後の適用促進業務に活用できない状況となっている社会保険事務所の事例	42

表 1 - (3) - 4	加入指導等の結果の記録について、事業所ごとの個票のみで管理され、各事業所に対する加入指導の進行状況が一覧できる形で管理されていない調査対象とした社会保険事務所名	43
表 1 - (3) - 5	一覧できるリストを作成しているが、紙媒体によっていることから、適時の更新が的確かつ効率的に実施できるものとはなっていない社会保険事務所の事例	43
表 1 - (3) - 6	厚生年金保険一括適用の実施に係る通知	44
図 1 - (3)	「事業所・企業統計調査報告」等に基づく支社・支店等のうち一括適用を選択していないと思われる事業所の推計	45

(4) 適用漏れ被保険者の的確な把握の推進等

表 1 - (4) - 1	被保険者の資格の取得に係る厚生年金保険法等の規定	53
表 1 - (4) - 2	賞与支払届の提出に係る規定	54
表 1 - (4) - 3	事業所調査に係る厚生年金保険法の規定<抜粋>	54
表 1 - (4) - 4	社会保険事業計画における事業所調査に係る規定	55
表 1 - (4) - 5	社会保険調査官による事業所調査の区分、結果の処理に係る規定	56
表 1 - (4) - 6	社会保険調査官の所掌事務の例	56
表 1 - (4) - 7	社会保険調査官数（全国計）	57
表 1 - (4) - 8	社会保険調査官による厚生年金保険の適用済事業所に対する事業所調査の実績（全国）	57
表 1 - (4) - 9	調査した 74 社会保険事務所のうち、厚生年金保険の資格得喪関係の是正指導を行った事業所数が確認できた 73 社会保険事務所における社会保険調査官の厚生年金保険の適用済事業所に対する事業所調査の実績（平成 16 年度）	58
表 1 - (4) - 10	事業所調査の結果に基づき、被保険者の資格取得届出漏れの是正指導を行っているが、未改善のままとなっている社会保険事務所の事例	59
表 1 - (4) - 11	相談等を端緒とした事業所調査に係る規定	60
表 1 - (4) - 12	調査した 74 社会保険事務所における適用漏れ被保険者に関する相談等の受付状況	61

表 1 - (4) - 13	相談等を端緒とした事業所調査を行った記録が担当者のメモ書きでしか残されておらず、相談等の処理内容が十分に確認できない等の事例	61
表 1 - (4) - 14	適用漏れ被保険者に関する相談等を端緒とした事業所調査により多数の被保険者資格取得届出漏れを把握し改善させている社会保険事務所の事例	61
図 1 - (4)	賞与支払届の提出確認の概要	62
表 1 - (4) - 15	事業所調査の実施により効果を上げている社会保険事務局の事例	63
表 1 - (4) - 16	賞与支給時期に電話による確認を実施して効果を上げている社会保険事務所の事例	63
表 1 - (4) - 17	賞与支払届が未提出となっている事業所に対し、催告状を送付しているがその後の確認を行っていない社会保険事務所の事例	64

2 徴収業務に係る取組の強化、債権管理の適正化

表 2 - 1	厚生年金保険料の徴収に係る規定	70
図 2 - 1	厚生年金保険料の徴収決定済額、収納済額等の推移（全国）	71
図 2 - 2	厚生年金保険料の未収金額の推移（全国）	71
表 2 - 2	社会保険事業計画における厚生年金保険料の徴収に係る規定	72
図 2 - 3	社会保険事務局別の厚生年金保険料の収納率	73
表 2 - 3	調査した 23 社会保険事務局のうち厚生年金保険料の収納率が全国の収納率より低い社会保険事務局（平成 16 年度）	74
表 2 - 4	社会保険事務局が保険料の口座振替が不能となった事業所や新規滞納事業所に対して、早期に対応するための取組の徹底を図っている事例	75
表 2 - 5	社会保険事務局が社会保険事務所に対して、定期的に滞納事案ごとに個別指導を行い、収納率を向上させるための取組の徹底を図っている事例	75
図 2 - 4	社会保険庁本庁が作成した「滞納処分事務手引き」による滞納整理の事務フロー	76
表 2 - 6	時効中断措置に係る通知	77
表 2 - 7	債務承認による時効中断措置に係る通知	78
表 2 - 8	滞納処分の執行停止に係る規定	78
表 2 - 9	滞納処分の執行停止の要件（財産がない場合）に係る規定	79

表 2-10	滞納処分の執行停止に係る社会保険事務局（所）に対する指示内容	79
表 2-11	不納欠損処分の取扱いに係る通知	80
表 2-12	滞納処分が適切に行われていない不納欠損処理事例	81
図 2-5	現行の滞納整理に係る債権管理システムに基づく滞納整理事務の概要	83

3 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化の推進

表 3-1	中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）〈抜粋〉	96
表 3-2	中央省庁等改革基本法施行以降の社会保険と労働保険の徴収事務の一元化に係る主な経緯	96
表 3-3	社会保険・労働保険徴収事務センターの設置に係る規定	98
表 3-4	社会保険・労働保険徴収事務連絡協議会に係る規定	99
表 3-5	特定労働基準監督署の設置に係る規定	100
表 3-6	センターにおける滞納整理に係る規定	101
表 3-7	児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）の徴収に係る規定 〈抜粋〉	101
表 3-8	社会保険及び労働保険における滞納整理に係る規定	102
図 3-1	社会保険と労働保険の滞納整理のフロー	102
表 3-9	社会保険と労働保険の未収金額（平成 16 年度）	102
表 3-10	全国（47 連絡協議会管内）における共同滞納整理対象事業所の選定実績	103
表 3-11	調査した 28 センターにおける共通滞納事業所数及びその未収金額等	103
表 3-12	調査した 28 センター管内における共同滞納事整理対象事業所の選定実績	104
表 3-13	共同滞納整理対象事業所の選定方法に係る規定	105
表 3-14	連絡協議会の選定基準により、共同滞納整理対象事業所を新規の滞納がある事業所、あるいは滞納が長期・大口化している事業所等、一部に対象を限定している事例	106
表 3-15	共同滞納整理対象事業所に選定した事業所とは別の共通滞納事業所に対しても、社会保険事務所が単独で労働保険の納付督促を行っている等の事例	108
表 3-16	納付督促に係る規定	108
表 3-17	納付督促等後の事業所の管理、労働保険料等の収納に係る規定	110
表 3-18	滞納処分に係る規定	111
図 3-2	センターにおける共同滞納整理対象事業所に対する差押えの手順	113

表 3-19	共同滞納整理対象事業所に対する納付督促等が一元的に行われていない事例	114
表 3-20	共同滞納整理対象事業所に対して、社会保険事務所が単独で差押えを行った事例	114
表 3-21	全国（47 連絡協議会管内）及び調査した 23 連絡協議会管内における共同滞納整理対象事業所に対する差押えの実績	115
表 3-22	厚生労働省におけるセンターの滞納整理の実績の把握事項	116
表 3-23	共同調査に係る規定	117
表 3-24	全国（47 連絡協議会管内）及び調査した 23 連絡協議会管内における共同調査の実施実績	118
表 3-25	連絡協議会で共同調査の実施数を取り決めているため、共同調査が可能な事業所の一部しか選定されていない等の事例	119
表 3-26	社会保険と労働保険事業所調査を同一の事業所に対してそれぞれ単独で行っている事例	120
表 3-27	事業所説明会に係る規定	123
表 3-28	現行法令における社会保険の算定基礎届と労働保険の年更申告書の提出時期に係る規定	124
表 3-29	全国（47 連絡協議会管内）及び調査した 23 連絡協議会管内における事業所説明会の開催実績	125
表 3-30	保険料の算定基礎となる賃金や保険料額の届出の受付に係る規定	126
表 3-31	全国（47 連絡協議会管内）及び調査した 23 連絡協議会管内における労働保険の年更申告書の受付実績	127
表 3-32	調査した 74 センターにおける年更申告書の受付実績	127
表 3-33	滞納整理及び共同調査を都道府県全域で展開していない事例	128
表 3-34	全国の社会保険事務所、労働局の徴収事務従事職員数（平成 16 年度末現在）	131

4 その他

(1) 電子申請の推進

表 4-(1)-1	電子政府構築計画	136
表 4-(1)-2	I T 新改革戦略	137
表 4-(1)-3	オンライン利用促進手続に係る閣議決定	138

表 4 - (1) - 4	社会保険庁所管手続におけるオンライン利用促進対象手続数 (平成 17 年度末現在)	139
表 4 - (1) - 5	オンライン利用促進対象手続に係る行動計画	139
表 4 - (1) - 6	オンライン利用促進対象手続に係る電子申請の利用実績(平成 16 年度).....	139
表 4 - (1) - 7	オンライン利用促進手続のうちオンライン利用実績がない手続 (平成 16 年度)	140
表 4 - (1) - 8	スキャナ読取りにより電子化したデータによる提出が認められている 手続 (例)	141
図 4 - (1)	インターネット登記情報提供サービスのフロー.....	142
表 4 - (1) - 9	法令に義務付けのない添付書類の提出を求めている事例.....	143
表 4 - (1) - 10	電子申請が認められているにもかかわらず来所による手続を求めている 社会保険事務局の事例	144

(2) 審査請求の迅速な処理

表 4 - (2) - 1	審査請求に係る関係法律の規定	149
表 4 - (2) - 2	厚生労働省本省の社会保険審査官に対する審査請求の処理に係る指示内 容	150
図 4 - (2)	審査請求事務のフロー	150
表 4 - (2) - 3	調査対象 23 社会保険事務局における審査請求の処理状況 (平成 14 年度 ~16 年度受付分について 16 年度末時点の処理状況)	151
表 4 - (2) - 4	平成 14 年度から 16 年度の決定済み審査請求及び 16 年度末に未処理と なっている審査請求のうち処理期間が 60 日を超えている事案 (把握で きた 117 件) における遅延原因	152

(3) 契約事務の適正な実施

表 4 - (3) - 1	政府調達に係る規定	155
表 4 - (3) - 2	契約事務の適正化に係る通知	156
表 4 - (3) - 3	緊急対応プログラムにおける予算執行の透明性の確保に係る規定.....	157
表 4 - (3) - 4	平成 17 年度社会保険事業計画における予算執行の透明化に係る規定.....	157

表 4 - (3) - 5	全国共通様式の帳票を各社会保険事務局・所が個別に契約、作成している事例	156
表 4 - (3) - 6	複写機賃貸借の契約開始時期及び契約相手と同じであるにもかかわらず複写機ごとに随意契約を結んでいる社会保険事務所の事例	156
表 4 - (3) - 7	従来から契約している事業者という理由で見積り合せ、価格調査を行わず契約している社会保険事務局・所の事例	157

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、厚生年金保険業務の的確かつ効果的・効率的な運営を確保する観点から、①適用促進業務の実施状況、②徴収業務の実施状況、③社会保険と労働保険の徴収事務の一元化の推進状況等を調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

2 調査対象機関

厚生労働省、法務省

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道（旭川分室を含む。）、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 15 事務所（福島、栃木、東京、神奈川、長野、富山、岐阜、滋賀、兵庫、岡山、山口、愛媛、佐賀、熊本、鹿児島）

4 実施時期

平成17年8月～18年9月

第2 行政評価・監視結果

1 適用促進業務の効果的かつ効率的実施の推進

(1) 適用漏れ事業所の把握の効率的かつ的確な実施

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p>	
<p>厚生年金保険は、その被保険者であった者等に対して基礎年金に上乗せして老齢厚生年金等を給付する制度であり、その給付に必要な費用は保険料収入により賄われている。</p>	表1-(1)-1
<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条において、常時従業員を使用する法人の事業所、常時5人以上の従業員を使用する個人事業所（サービス業等一部の事業を除く。）等を適用事業所とするとされている。また、同法第9条において、適用事業所に使用される70歳未満の者を被保険者とするとされている。</p>	表1-(1)-2
<p>また、事業主は、厚生年金保険法第98条第1項並びに厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第13条及び第13条の2において、新規に適用事業所となった場合及び適用事業所に該当しなくなった場合には、それぞれ社会保険庁長官に当該事項に係る届書を提出しなければならないとされ、さらに、同法第27条において、適用事業所の事業主は、被保険者の資格の取得及び喪失等に関する事項を同長官に届け出なければならないとされている。</p>	表1-(1)-3
<p>平成16年度末現在、厚生年金保険の適用事業所となった場合の届書を提出している事業所（以下「適用済事業所」という。）は約163万事業所、被保険者は約3,250万人となっており、また、同年度中に、新規に適用事業所となったものは約5万8,000事業所、適用事業所に該当しなくなったもの（いわゆる全被保険者資格喪失事業所。以下「全喪事業所」という。）は約4万6,000事業所、資格を取得した被保険者は約645万4,000人、資格を喪失した被保険者は約607万人となっている。</p>	表1-(1)-4
<p>厚生年金保険の保険料は、厚生年金保険法第82条において、被保険者と事業主がそれぞれその半額を負担するとされており、同保険の安定的な財政運営を図り保険料負担の公平性を確保するためには、事業所及び被保険者の適用を的確に行うことが課題となっている。</p>	表1-(1)-5
<p>社会保険庁は、適用事業所でありながら適用事業所となった場合の届書を提出していない事業所（以下「適用漏れ事業所」という。）が多数あるとみて、社会保険事務局に対して、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進について（基本通知）」（平成17年3月25日付け庁文発第0325004号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保険課長通知（以下「適用促進通知」という。））等により、i）雇用保険の適用事業所情報の活用（注1）、ii）商業登記簿・法人登記簿等の定期的な閲覧等（注2）により、適用漏れ事業</p>	表1-(1)-6

所を把握することを指示している。

(注1) 雇用保険の適用事業所情報の活用とは、社会保険庁が作成し、各社会保険事務局に送付しているリスト（厚生年金保険の適用事業所情報と雇用保険の適用事業所情報とを突合して、雇用保険の適用事業所の中から厚生年金保険の適用漏れとなっていることが疑われる事業所を把握し、当該事業所の名称、所在地等を記載したリスト）を適用漏れ事業所の把握に活用することをいう。

(注2) 商業登記簿・法人登記簿等の定期的な閲覧等とは、法人の設立時に効果的に加入指導を行う観点から、新たに適用事業所となったものを把握するために、社会保険事務所が、商業登記簿、法人登記簿等を定期的に関覧すること等をいう。

【調査結果】

今回、社会保険庁本庁、23 社会保険事務局及び同事務局管内の 74 社会保険事務所における適用漏れ事業所の把握に係る業務の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 雇用保険の適用事業所情報の活用

(7) 社会保険庁における突合リストの作成・送付の実施状況

社会保険庁は、これまで、平成 14 年度、16 年度及び 17 年度に、厚生年金保険の適用事業所情報と雇用保険の適用事業所情報とを突合して、雇用保険の適用事業所の中から厚生年金保険の適用漏れとなっていることが疑われる事業所を把握し、当該事業所の名称、所在地等を記載したリスト（以下「突合リスト」という。）を作成し各社会保険事務局に対し、それぞれ平成 14 年 9 月、16 年 7 月及び 17 年 8 月に送付している。また、平成 18 年度においても、突合リストを作成し、社会保険事務局に送付するとしている。

厚生年金保険の適用事業所情報と雇用保険の適用事業所情報との突合は、厚生年金保険と雇用保険とでは強制適用となる事業所の範囲に一部相違があることから、雇用保険の適用事業所のうち厚生年金保険の適用範囲に該当する 180 万 8,281 事業所（注）を対象として、事業所の名称、所在地、電話番号及び郵便番号の 4 項目について実施している。上記 3 回の突合の結果では、厚生年金保険の適用漏れが疑われる事業所は 32 万 8,668 事業所（18.2%（パーセント））あるほか、両者の記載内容に差異がみられたものが 27 万 4,314 事業所（15.2%）となっている。

(注) 突合は、平成 14 年度、16 年度及び 17 年度において実施されている。

平成 14 年度の突合は、平成 14 年 2 月時点の雇用保険の適用済事業所 158 万 8,207 事業所と 13 年 12 月末時点の厚生年金保険の適用済事業所を突合させたものであり、厚生年金保険の適用漏れが疑われる事業所 25 万 2,516 事業所が把握されている。

平成 16 年度の突合は、平成 14 年 3 月から 15 年 7 月までの間（17 か月）に新規適用となった雇用保険の適用済事業所 10 万 1,850 事業所と 15 年 7 月末時点の厚生年金保険の適用済事業所を突合させたものであり、厚生年金保険の適用漏れが疑われる事業所 3 万 528 事業所が把握されている。

平成 17 年度の突合は、平成 15 年 8 月から 17 年 5 月までの間に新規適用となった雇用保険の適用済事業所 11 万 8,224 事業所と 17 年 5 月末時点の厚生年金保険の適用済事業所を突合させたものであり、厚生年金保険の適用漏れが疑われる事業所 4 万 5,624 事業所が把握されている。

表 1 - (1) - 7

表 1 - (1) - 8

表 1 - (1) - 9

(イ) 厚生年金保険と雇用保険との電算システムの連携は全くなされていないため、突合リストは正確性に欠けるものになっている実態あり

突合リストは、次のとおり正確性及び最新性に欠けるものとなっている。

- ① 厚生年金保険と雇用保険の電算システムは、現在接続されていないほか、両保険の電算システムでは、同一の事業所に対して社会保険事務所、労働基準監督署等がそれぞれ符番した事業所番号等を使用しており、両保険の事業所番号等も統一されていない。このようなことから、前述(ア)のとおり、事業所の名称等4項目について突合しているが、この4項目をもってしても事業所を特定できない場合があり、適用事業所以外の事業所が掲載されるなど正確性に欠けるものとなっている。
- ② 突合リストは、時間の経過とともにその後の加入状況を確認する必要が発生するなど最新性に欠けるものとなっている。

しかし、厚生年金保険及び雇用保険の適用事業所情報は、いずれも既にオンライン化されていることから、両保険の事業所を特定する事業所番号等を統一した上で両保険の電算システムを接続し、できる限りシステムを活用して突合作業を行うこととすれば、迅速かつ効率的に正確な最新情報を入手することが可能となる。

(ウ) 突合リストの活用には、そのリストを再確認するため多大な作業を要し、このため一部の社会保険事務所では、その活用が低調となっている実態あり

上記(イ)のことから、社会保険庁は、社会保険事務局に対し、適用促進通知等により、突合リストの活用にあたっては、同リストに掲載された事業所が厚生年金保険の適用事業所であるか否かを再度確認するよう指示している。しかし、この確認作業に際しては、同リストに掲載された事業所ごとに厚生年金保険の電算システムへ事業所の名称等を手作業で入力しなければならないなど、非効率なものとなっている。

このため、調査した74社会保険事務所における確認作業の実施状況を見ると、平成14年度の突合リストに掲載された事業所のうち確認を行った事業所の割合が50%に満たないものが14社会保険事務所(18.9%)みられ、このうち3社会保険事務所(4.2%)では10%未満にとどまっているなど当該リストの活用が低調となっている社会保険事務所がみられる(平成16年度末現在)。

表1-(1)-10

(エ) 厚生労働省は、厚生年金保険と労働保険との電算システムの連携を平成22年度までに実施することとしているが、その具体的な内容は決められていない実態あり

厚生労働省は、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」(平成18年

表1-(1)-11

3月29日厚生労働省情報政策会議決定)において、「労働保険適用事業場情報と社会保険システムで保有している適用事業所情報を、登記コード(注)をキーとして系統的に突合し、未適用事業所の抽出を行うことについて検討し、平成22年度までに実施する。」としている。また、電算システムの設計に当たっては、単に系統的に突合できるようにするだけでなく、社会保険事務所等の現場において、当該突合データを常時効率的に活用できる電算システムを構築する必要が認められる。

しかし、電算システムの具体的な内容について、厚生労働省はいまだ決めていない。

(注) 登記コードとは、商業登記簿に表示された会社法人等番号をいう。

イ 適用漏れ事業所を把握するための登記情報の活用

(7) 社会保険事務所は登記情報を閲覧することを社会保険庁から指示されているが、非効率であるとして、これを実施していない社会保険事務所あり

各社会保険事務所では、地方法務局等に出向き登記情報を閲覧することにより、新たに設立された法人の事業所(以下「新設法人事業所」という。)で適用漏れと疑われる事業所が適用事業所であるか否かの確認を行っており、平成16年度には、全国で約4万8,860の適用漏れ事業所(312社会保険事務所で、1社会保険事務所当たりの平均156.6事業所)を把握している。

しかし、調査した74社会保険事務所の中には、

- i) 登記情報から得られる新設法人事業所の情報には実体のない法人が多く含まれており、地方法務局等へ出向き登記情報を閲覧する手間を考慮すると非効率であること、
- ii) 突合リストに掲載された事業所が適用事業所であるか否かの確認に追われていること

等を理由として、登記情報の活用による新設法人事業所等の把握を全く実施していないものが13社会保険事務所(17.6%)みられる。

(4) 法務省は平成17年度末に登記情報の電子化をほぼ終了しているが、社会保険庁はこれを全く活用していない実態あり

商業登記簿、法人登記簿等について、法務省は、登記情報の電子化を推進しており、平成17年度末現在、すべての会社及び法人(約360万法人)の約98%の登記情報を電子化していることから、この電子データの提供を社会保険事務所が受けることにより、地方法務局等で閲覧する手間を省いて法人事業所情報を効率的に把握することが可能となっている。

しかし、社会保険庁は、法務省に対して、登記情報に係る電子データの提供を要請しておらず、また、提供を受けた電子データを活用するための電算システムの整備も行っていない。

表1-(1)-12

(ウ) 登記情報に係る電子データを入手することが必要

社会保険庁では、上記(ア)のことから、平成 18 年度から、新設法人事業所を効率的に把握するため、民間調査会社から電子データにより新設法人事業所の情報を購入する予定であるとしている。

しかし、雇用保険の適用事業所情報及び民間調査会社から購入する予定の新設法人事業所の情報により把握できない適用漏れ事業所を把握するため、商業登記、法人登記に係る登記情報が不可欠であることから、法務省から当該登記情報に係る電子データの提供を受けることにより、その電子データを効率的に活用することが重要である。

ウ 適用漏れのおそれのある事業所数及び被保険者数の推計

適用漏れ事業所が存在する原因は、事業主が適用事業所の届出を的確に行っていないことが主なものであるが、社会保険事務所における適用促進業務が的確に行われていないことも一因となっていると考えられる。社会保険庁では、適用漏れ事業所の総数について、現在公表されている統計数値等から推計することは非常に困難であるとして、その推計を行っていない。同庁は、まずは、個々の適用漏れ事業所の把握、加入勧奨及び加入指導等を継続的に実施することにより、適用漏れ事業所の全体像を把握していくことが必要であるとしている。

しかし、当省において、適用漏れのおそれのある事業所数については厚生労働省の公表資料等に基づき、また、適用漏れのおそれのある被保険者数については総務省の就業構造基本調査結果等に基づき推計したところ、表 1 のとおり、i) 適用漏れとなっているおそれのある事業所が約 63 万ないし 70 万事業所あると見込まれ（本来適用すべき事業所総数の 30%程度）、また、ii) 適用漏れとなっているおそれのある被保険者が約 267 万人いると見込まれる（本来適用すべき被保険者総数の 7%程度）。

図 1 - (1) - 1
図 1 - (1) - 2

表 1 厚生年金保険の適用事業数・被保険者数の概況（平成 16 年度）

適用済事業所数(a)	163 万事業所
適用漏れのおそれのある事業所数(b)	63~70 万事業所
本来適用すべき事業所総数 (c=a+b)	226~233 万事業所
未適用の割合(b/c)	27.9~30.0%
被保険者数(d)	3,249 万人
適用漏れのおそれのある被保険者数(e)	267 万人
本来適用すべき被保険者総数 (f=d+e)	3,516 万人
未適用の割合(e/f)	7.6%

(注) 1 「適用漏れのおそれのある事業所数」については、厚生労働省推計の労働保険の未手続事業数(50 万~最大 60 万事業)、「平成 13 年事業所・企業統計調査結果」等に基づき、当省が試算した。

2 「適用漏れのおそれのある被保険者数」については、平成 16 年度末現在の被保険者数（強制加入）、「平成 14 年就業構造基本調査報告」等に基づき、当省が試算した。

【所見】

したがって、厚生労働省は、厚生年金保険の適用漏れ事業所の把握に係る業務を効率的かつ的確に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 厚生年金保険と雇用保険の適用事業所情報の突合したデータを、社会保険事務所において常時効率的に活用できる電算システムを構築すること。
- ② 電子データによる登記情報の提供を法務省に要請するとともに、当該電子データを社会保険事務所において常時活用することができるようにするための電算システムの構築を行うこと。

(説明)

表1-(1)-1 厚生年金保険の収支決算

厚生保険特別会計 年金勘定

(単位：億円)

科 目	平成15年度決算額	平成16年度決算額	平成17年度決算額
(歳 入)			
保険料収入	192,425	194,537	200,584
一般会計より受入 (注) 2	41,045	42,792	45,394
国民年金特別会計より受入 (注) 3	13,921	16,060	19,474
解散厚生年金基金等徴収金	34,965	53,854	34,568
拠出金収入 (注) 4	372	383	384
存続組合等納付金 (注) 5	5,150	4,518	4,337
運用収入 (注) 6	22,884	16,125	10,776
積立金より受入	-	-	62,497
年金資金運用基金納付金 (注) 7	0	0	7,522
その他	259	208	203
歳入合計	311,022	328,477	385,740
(歳 出)			
保険給付費	208,140	215,380	219,863
国民年金特別会計へ繰入 (注) 8	102,986	107,874	112,831
福祉施設費等業務勘定へ繰入 (注) 9	2,075	1,906	42,402
諸支出金	1,201	957	972
歳出合計	314,401	326,118	376,068
歳入歳出差引残	△ 3,379	2,359	9,672

(注) 1 厚生労働省の資料による。

2 基礎年金への国庫負担分として一般会計から受け入れたもの

3 基礎年金制度導入(昭和61年)以前の受給者に対する基礎年金交付金相当部分を国民年金特別会計に繰入れたのち、同額を同特別会計から受け入れたもの

4 拠出金収入は、JT(日本たばこ産業株)及びJR(旅客鉄道株及び日本貨物鉄道株。以下同じ。)からのものである。

5 存続組合等納付金は、NTT(日本電信電話株)及びJRからのものである。

6 運用収入は、財務省財政融資資金への預託金によるものである。

7 年金資金運用基金納付金は、年金資金運用基金の運用益からのものである。

8 受給者に対して基礎年金を支給するための原資を国民年金特別会計へ繰入れたもの

9 平成17年度の決算額には、年金資金運用基金に係る財政融資資金繰上償還等資金財源(年金資金運用基金が旧大蔵省資金運用部からの借入れにより実施していた年金住宅融資事業の廃止に伴い、借入金の一括償還に充当。約40,841億円)が含まれている。

10 決算額は、「億円」の単位で整理しているため、合計が一致しない場合がある。

表 1 - (1) - 2 厚生年金の適用事業所の範囲及び被保険者の範囲に係る規定

○ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）＜抜粋＞

（適用事務所）

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。

一 次に掲げる事業の事業所又は事務所であつて、常時 5 人以上の従業員を使用するもの

イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業

ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

ハ 鉱物の採掘又は採取の事業

ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業

ホ 貨物又は旅客の運送の事業

ヘ 貨物積みおろしの事業

ト 焼却、清掃又はと殺の事業

チ 物の販売又は配給の事業

リ 金融又は保険の事業

ヌ 物の保管又は賃貸の事業

ル 媒介周旋の事業

ヲ 集金、案内又は広告の事業

ワ 教育、研究又は調査の事業

カ 疾病の治療、助産その他医療の事業

ヨ 通信又は報道の事業

タ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める社会福祉事業及び更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）に定める更生保護事業

二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であつて、常時従業員を使用するもの

三 船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船員（以下単に「船員」という。）として船舶所有者（船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 10 条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者。）に使用される者が乗り組む船舶

2 （略）

3 第 1 項の事業所以外の事業所の事業主は、社会保険庁長官の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。

4 （略）

（被保険者）

第 9 条 適用事業所に使用される 70 歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。

表 1-(1)-3 適用事業所の事業主の届出義務に係る規定

○ 厚生年金保険法 <抜粋>

(届出等)

第 98 条 事業主は、厚生労働省令の定めるところにより、第 27 条に規定する事項を除くほか、厚生労働省令の定める事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。

○ 厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）<抜粋>

(新規適用事業所の届出)

第13条 厚生年金保険法第 6 条第 1 項の規定により初めて適用事業所となった事業所の事業主（船舶所有者を除く。以下この項において同じ。）は、当該事実があった日から 5 日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。

- 一 事業主の住所
- 二 事業所の名称、所在地及び事業の種類

2 前項の届出は、社会保険事務所長等に健康保険法施行規則第 19 条の規定によって届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

3、4 (略)

第 13 条の 2 適用事業所の事業主（船舶所有者を除く。以下この項において同じ。）は、廃止、休止その他の事情により適用事業所に該当しなくなったときは、当該事実があった日から 5 日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。ただし、第 14 条の規定により申請をするときは、この限りでない。

- 一 事業主の氏名又は名称及び住所
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 該当しなくなった年月日及びその事由

2 前項の届書には、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類を添えなければならない。

3～6 (略)

○ 厚生年金保険法 <抜粋>

(届出)

第 27 条 適用事業所の事業主又は第 10 条第 2 項の同意をした事業主は、厚生労働省令の定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。

表 1 - (1) - 4 厚生年金保険の適用済事業所数・被保険者数・収支等推移

○ 厚生年金保険の適用済事業所数・被保険者数等推移 (単位：所、人)

区 分	平成 14 年度	15 年度	16 年度
適用済事業所数	1,634,720	1,623,766	1,631,671
新規適用事業所数	51,475	60,649	58,265
全被保険者資格喪失事業所数	79,611	62,890	46,092
被保険者数	32,144,195	32,120,748	32,491,043
資格取得被保険者数	7,132,177	6,313,337	6,453,507
資格喪失被保険者数	6,598,546	6,261,365	6,069,532

- (注) 1 適用済事業所数は、各年度末現在の事業所数である。
 2 新規適用事業所数は、当該年度中に新規に適用された事業所の延べ数である。
 3 全被保険者資格喪失事業所数は、当該年度中に適用事業所に該当しなくなった事業所の延べ数である。
 4 被保険者数は、各年度末現在の被保険者数である。
 5 資格取得被保険者数は、当該年度中に被保険者の資格を取得した者の延べ数である。
 6 資格喪失被保険者数は、当該年度中に被保険者の資格を喪失した者の延べ数である。

○ 保険料収入・保険料率の推移 (単位：億円、%)

区 分	平成 14 年度	15 年度	16 年度
保険料収入	202,034	192,425	194,537
保険料率	13.58	13.58	13.934

- (注) 保険料率は、平成 16 年 10 月から毎年 0.354% 引上げ、平成 29 年度以降は 18.3% に固定することとされている。平成 17 年 9 月からの保険料率は 14.288% となっている。

○ 運用収入の推移 (単位：億円)

区 分	平成 14 年度	15 年度	16 年度
運用収入	31,071	22,884	16,125
年金資金運用基金納付金	0	0	7,522

- (注) 運用収入は、旧財務省財政融資資金への預託金によるもの。年金資金運用基金納付金は、年金資金運用基金の運用益からのもの。資金運用業務は、平成 13 年 4 月から年金基金運用基金、平成 18 年 4 月から年金積立金管理運用独立行政法人が行っている。

○ 保険料給付費の推移 (単位：億円)

区 分	平成 14 年度	15 年度	16 年度
保険料給付費	203,466	208,140	215,380

- (注) 厚生労働省の資料による。

表 1 - (1) - 5 保険料の負担に係る規定

<p>○ 厚生年金保険法 <抜粋></p> <p>(保険料の負担及び納付義務)</p> <p>第 82 条 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する。</p> <p>2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。</p> <p>3 (略)</p>

表 1 - (1) - 6 適用漏れ事業所の把握・適用に係る社会保険事務局に対する社会保険庁の指導通知

<p>○ 政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進について（基本通知）（平成 17 年 3 月 25 日付け庁文第 0325004 号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保険課長通知）<抜粋></p> <p>標記については、従来より、適正かつ効果的な適用促進に努めているところであるが、より一層の適用促進を図るため、引き続き、未適用事業所に対する継続した加入指導等を実施することとし、今後の取扱いについては下記によることとしたので、遺憾のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、平成 16 年 7 月 12 日庁文発第 0712002 号通知は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 適用促進対象事業所の選定について</p> <p>(1) 対象事業所と思われる事業所（以下「対象事業所」という。）の把握については、次により行うこと。</p> <p>① 雇用保険の適用事業所情報の活用により対象事業所を把握すること。</p> <p>② 法人の新規設立時に効果的に加入指導を行う観点から、商業登記申請書、法人登記申請書及び医療法人名簿等の定期的な閲覧により対象事業所を把握すること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(以下略)</p>

表 1-(1)-7 厚生年金保険と雇用保険の適用事業所情報の突合結果

(単位：所、%)

突合リストの 送付時期	雇用保険 適用事業所数 (a)	厚生年金保険の適用漏れが疑わ れるもの		突合項目の一部の記載内容に差異 がみられたもの	
		(b)	[割合] (b/a)	(c)	[割合] (c/a)
平成 14年9月	1,588,207	252,516	15.9	251,506	15.9
16年7月	101,850	30,528	30.0	18,264	17.9
17年8月	118,224	45,624	38.6	4,544	3.8
合 計	1,808,281	328,668	18.2	274,314	15.2

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 平成14年度の突合リストは、平成14年2月時点の雇用保険の適用済事業所と13年12月末時点の厚生年金保険の適用済事業所を突合させたものである。

平成16年度の突合リストは、平成14年3月から15年7月までの間(17か月)に新規適用となった雇用保険の適用済事業所と15年7月末時点の厚生年金保険の適用済事業所を突合させたものである。

平成17年度の突合リストは、平成15年8月から17年5月までの間に新規適用となった雇用保険の適用済事業所と17年5月末時点の厚生年金保険の適用済事業所を突合させたものである。

表1-1-8 厚生年金保険と雇用保険の適用事業所情報の突合結果合計（平成14、16、17年の合計）
（単位：所、％）

都道府県名	雇用保険加入事業所数 (a)	厚生年金保険の適用漏れが疑われる事業所数	
		(b)	[割合] (b/a)
全国計	1,808,281	328,668	18.2
北海道	88,950	17,868	20.1
青森	20,999	6,245	29.7
岩手	17,465	3,012	17.2
宮城	30,282	5,615	18.5
秋田	15,850	3,209	20.2
山形	17,286	2,733	15.8
福島	27,081	3,996	14.8
茨城	34,424	11,797	34.3
栃木	24,975	6,539	26.2
群馬	26,719	5,071	19.0
埼玉	64,854	19,783	30.5
千葉	53,366	18,186	34.1
東京	303,235	52,159	17.2
神奈川	96,534	29,345	30.4
新潟	36,706	4,530	12.3
富山	16,688	1,814	10.9
石川	18,592	2,402	12.9
福井	14,242	1,453	10.2
山梨	13,917	4,001	28.7
長野	34,033	5,187	15.2
岐阜	28,861	5,044	17.5
静岡	53,742	7,539	14.0
愛知	91,224	11,002	12.1
三重	20,940	3,390	16.2
滋賀	15,473	2,793	18.1
京都	34,180	4,991	14.6
大阪	150,025	19,931	13.3
兵庫	62,390	9,551	15.3
奈良	11,946	2,234	18.7
和歌山	12,553	1,767	14.1
鳥取	8,946	1,002	11.2
島根	11,407	1,133	9.9
岡山	28,199	2,781	9.9
広島	43,749	5,702	13.0
山口	19,587	2,735	14.0
徳島	12,448	1,287	10.3
香川	16,470	2,880	17.5
愛媛	24,923	5,402	21.7
高知	11,988	1,470	12.3
福岡	65,128	7,718	11.9
佐賀	11,013	1,738	15.8
長崎	18,872	2,642	14.0
熊本	24,688	4,522	18.3
大分	18,528	3,766	20.3
宮崎	15,929	3,200	20.1
鹿児島	23,506	3,320	14.1
沖縄	15,368	4,183	27.2

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 1 - (1) - 9 厚生年金保険制度と雇用保険制度における適用対象等の違い

区分		厚生年金保険	雇用保険
目的		老齢・障害・死亡についての保険給付	失業者・雇用継続困難等の労働者への給付及び雇用の安定に関する事業等の実施
適用対象	単位	事業所単位 (企業単位)	事業単位 (厚生年金保険の事業所と一致する場合もあるが、建設現場など特定の事業単位で適用する場合がある。)
	範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国又は法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの ・常時5人以上の従業員を使用するもの (農林、サービス、法務・宗教等を除く。) 	業種のいかんを問わず労働者を使用する事業 (農林水産の事業(5人未満の個人経営)の一部を除く。)
	対象者	適用事業所に使用される者 (1日又は1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上)	適用事業に雇用される労働者 (週の所定労働時間が20時間以上)
		70歳以上の者は原則不適用	新規雇用される65歳以上の者は原則不適用

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 1-(1)-10 平成 14～16 年度の突合リストの活用率が 50%未満の調査対象社会保険事務所一覧 (74 社会保険事務所中 14 事務所)

(単位：所、%)

社会保 険事務 局名	社会保 険事務 所名	突合リ スト掲 載事業 所数 (a)	平成 14 年度末時点		15 年度末時点		16 年度末時点		合計 (14 年度～16 年度)	
			確認済事 業所数 (b)	活用率 (b/a)	確認済事 業所数 (c)	活用率 (c/a)	確認済事 業所数 (d)	活用率 (d/a)	確認済事 業所数 (b+c+d)	活用率 (b+c+d)/a
埼玉	浦和	6,075	815	13.4	185	3.0	572	9.4	1,572	25.9
	大宮	6,550	444	6.8	188	2.9	194	3.0	826	12.6
	川越	4,469	428	9.6	286	6.4	236	5.3	950	21.3
	春日部	5,723	713	12.5	100	1.7	243	4.2	1,056	18.5
東京	港	7,959	469	5.9	363	4.6	0	0.0	832	10.5
	渋谷	6,449	441	6.8	527	8.2	0	0.0	968	15.0
神奈川	横浜中	3,310	0	0.0	0	0.0	756	22.8	756	22.8
	港北	2,610	0	0.0	0	0.0	931	35.7	931	35.7
	平塚	2,376	0	0.0	0	0.0	518	21.8	518	21.8
兵庫	東灘	929	不明	—	不明	—	35	3.8	35	3.8
	尼崎	2,369	不明	—	不明	—	77	3.3	77	3.3
	明石	1,433	不明	—	不明	—	84	5.9	84	5.9
広島	福山	1,363	224	16.4	414	30.4	7	0.5	645	47.3
	呉	1,276	191	15.0	419	32.8	0	0.0	610	47.8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 網掛け部分は、活用率が 10%未満にとどまっている事務所を示す。

表 1-(1)-11 社会保険業務の業務・システム最適化計画

<p>○ 社会保険業務の業務・システム最適化計画（平成 18 年 3 月 29 日厚生労働省情報政策会議決定）</p> <p><抜粋></p> <p>第 1 （略）</p> <p>第 2 最適化の実施内容</p> <p>1. 業務・システム化の施策</p> <p>(1)、(2) （略）</p> <p>(3) 社会保険業務における業務処理の合理化</p> <p>ア、イ （略）</p> <p>ウ 他公的機関とのデータ連携</p> <p>(ア)、(イ) （略）</p> <p>(ウ) 労働基準局との連携による未適用事業所の適用対策</p> <p>労働保険適用事業場情報と社会保険システムで保有している適用事業所情報を、登記コードをキーとして系統的に突合し、未適用事業所の抽出を行うことについて検討し、平成 22 年度までに実施する。</p> <p>（以下略）</p>

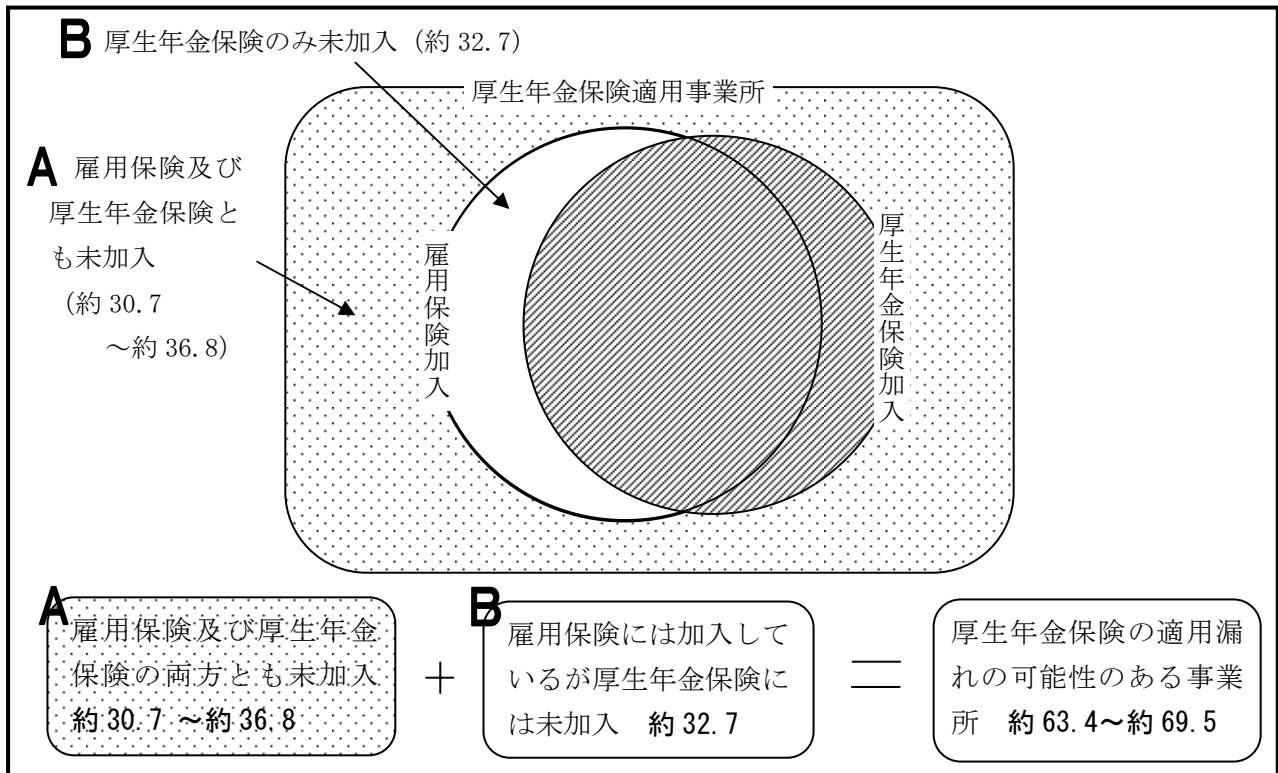
表 1-(1)-12 調査対象社会保険事務所中、登記情報等の活用による新設法人事業所等の把握を実施していない社会保険事務所（平成 16 年度）

<p>登記情報等の活用による新設法人事業所等の把握未実施事務所</p>	<p>浦和、大宮、川越、春日部、港、渋谷、足立、岐阜南、岐阜北、美濃加茂、東大阪、福島、豊中</p> <p>(74 社会保険事務所中 13 事務所)</p>
-------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------

(注) 当省の調査結果による。

図1-(1)-1 厚生労働省の資料等に基づく適用漏れのおそれのある事業所数の推計

(単位：万事業所)



<推計の方法>

Aの算出方法

厚生労働省は、労働保険（労災保険）の未手続事業数（事業主からの加入届出が無い事業数）について50万事業以上存在すると推計している。また、「規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）において、未手続事業数は、最大限約60万存在するとされている（平成13年度推計値・厚生労働省提出資料より）。

雇用保険及び厚生年金保険の両方とも未加入の事業所数は、厚生労働省による推計の労働保険（労災保険）の未手続事業数（50万～最大60万事業。厚生年金保険の事業所と一致する場合もあるが、建設現場など特定の事業所単位で適用する場合がある。）に厚生年金保険強制加入率（※）を乗じて算出した。

$$(50万 \sim 60万) \times \underline{61.4\%} = 30.7万 \sim 36.8万事業所$$

※ 厚生年金保険強制加入率は、「平成13年事業所・企業統計調査結果」により、以下のとおり算出した。

$$[(18万(a) + 181万(b)) / (143万(c) + 181万(b))] \times 100 = \underline{61.4\%}$$

- a: 個人の常用雇用者規模5～9人の事業所 (184,242事業所)
- b: 法人の常用雇用者規模1～9人の事業所 (1,808,755事業所)
- c: 個人の常用雇用者規模1～9人の事業所 (1,431,226事業所)

Bの算出方法

社会保険庁が、厚生年金保険の適用済事業所情報（約163万事業所）と雇用保険の適用済事業所情報（厚生年金保険の適用要件に該当すると思われる約181万事業所）を突合させた結果である厚生年金保険の適用漏れが疑われる事業所約33万事業所（平成14年、16年及び17年の合計）から平成14年～16年に適用に結び付いた約0.3万事業所を差し引いたもの

- i 厚生年金保険と雇用保険の適用事業所情報の突合の結果、
適用漏れが疑われる事業所数（平成14年、16年及び17年の合計） : 約33万事業所
- 一) ii iのうち、平成14～16年度に厚生年金保険に加入した事業所数(※) : 約0.3万事業所
約32.7万事業所

※ 厚生年金保険の適用漏れが疑われる事業所のうち、平成14年～16年に加入した事業所

I 平成14年の雇用保険適用事業所情報

i 平成14年度～16年度に加入した事業所 : 2,412事業所

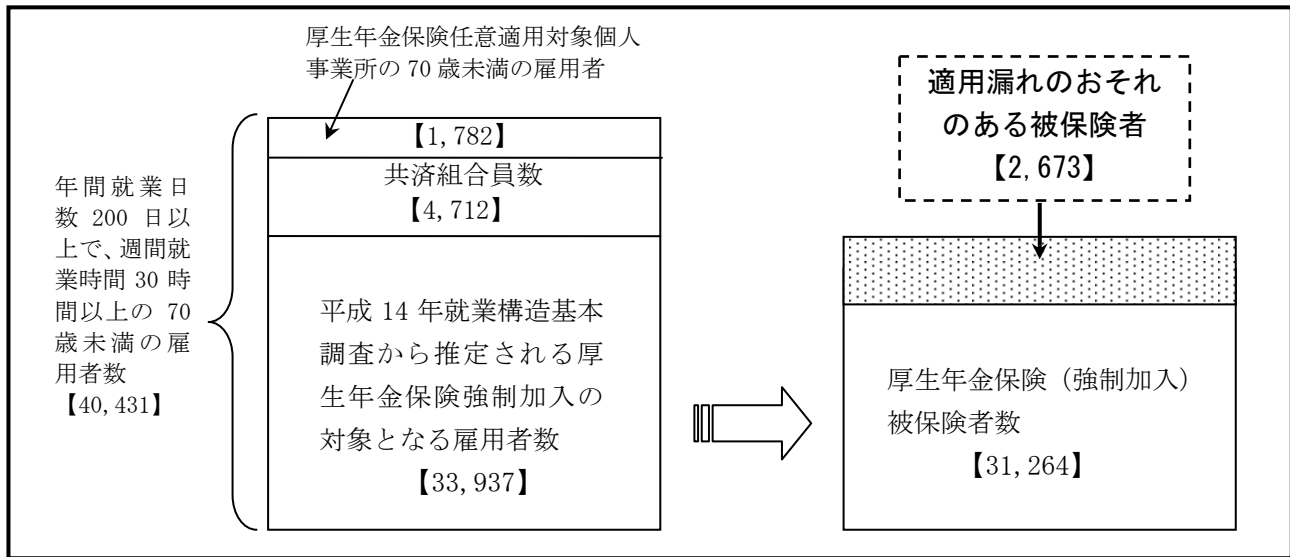
II 平成16年の雇用保険適用事業所情報

i 平成16年度に加入した事業所 : 274事業所

→ I～IIの合計 2,686事業所

(注) 平成17年度の突合リストは、平成15年8月から17年5月までの間に新規適用となった雇用保険の適用事業所と17年5月末時点の厚生年金保険の適用事業所を突合せたものである。本来、17年4月から5月の間において雇用保険に加入した事業所及びこれらの事業所のうち当該期間において厚生年金保険に加入した事業所を除く必要があるが、その数は不明となっていることから、これを行っていない。

図 1 - (1) - 2 「就業構造基本調査」等に基づく適用漏れのおそれのある被保険者数の推計
(単位：千人)

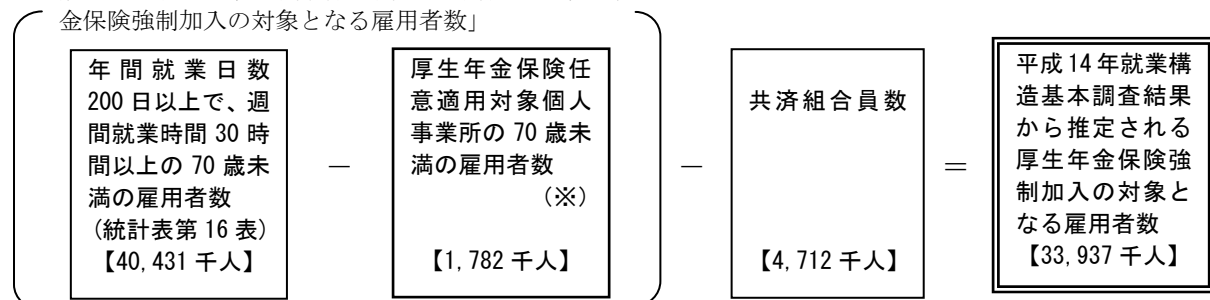


(注) 総務省の就業構造基本調査(指定統計 87 号、就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とし、平成 14 年 10 月 1 日の約 44 万世帯の世帯員約 105 万人を抽出して行った調査)結果及び社会保険庁の資料に基づき当省が作成した。

<推計の方法>

1 厚生年金保険強制加入となる雇用者数

平成 14 年就業構造基本調査結果による、「年間就業日数 200 日以上で、週間就業時間 30 時間以上の厚生年金保険強制加入の対象となる雇用者数」



※ 厚生年金保険任意適用対象個人事業所の 70 歳未満の雇用者数の算出について

就業構造基本調査では、i) 個人事業所の 70 歳未満の雇用者数、ii) 個人事業所の週間就業時間等別雇用者数についてのデータの集計は行われていない。このため、厚生年金保険任意適用対象個人事業所の 70 歳未満の雇用者数の算出に当たっては、次のとおり、年齢割合、就業時間等割合を使用した。

- ・年齢割合：(70 歳未満の雇用者数 53,796,300) ÷ (雇用者総数 54,732,500) ≒ 0.98
- ・就業時間等割合：(年間就業日数が 200 日以上で、週間就業時間が 30 時間以上の 70 歳未満の雇用者数 40,431,600) ÷ (70 歳未満の雇用者数 53,796,300) ≒ 0.75

- ① 厚生年金保険任意適用産業の個人事業所の雇用者数
 $\dots 1,454 \text{ 千人} \times 0.98 \times 0.75 = 1,069 \text{ 千人}$
- ② 厚生年金保険強制適用産業の雇用者 1～4 人の個人事業所の雇用者数
 $\dots 970 \text{ 千人} \times 0.98 \times 0.75 = 713 \text{ 千人}$
- ① + ② = 1,782 千人

2 適用漏れのおそれのある被保険者数

厚生年金保険強制加入の対象となる雇用者数：33,937 千人

一) 厚生年金保険（強制加入）被保険者数：31,264 千人
 2,673 千人

(2) 適用漏れ事業所に対する適用の促進及び的確な職権適用の実施

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>社会保険庁は、社会保険事務局に対して、適用促進通知等により、把握した適用漏れ事業所に対して文書及び巡回説明による加入指導を実施するよう指示してきている。また、平成16年度から、巡回説明等を実施しても加入しない事業所に対して、呼出し又は戸別訪問による加入指導を実施するよう指示している。さらに、平成17年度から、呼出し又は戸別訪問による加入指導を重ねて実施しても加入しない事業所に対して、立入検査及び職権適用（当該事業所に常時使用される者の被保険者資格の取得の確認を職権により行うことをいう。）を実施するよう指示している。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、社会保険庁本庁、23社会保険事務局及び同事務局管内の74社会保険事務所における適用漏れ事業所に対する適用促進及び職権適用に係る業務の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	<p>表1-(2)-1</p>
<p>ア 社会保険事務局における適用促進業務の取組状況</p> <p>(7) 適用業務を担当する職員全体の業務量に占める適用促進業務の割合は約2%であり、社会保険事務所では適用促進業務に重点的に取り組んでいない実態あり</p> <p>調査した23社会保険事務局管内の74社会保険事務所のうち厚生年金保険の適用業務（政府管掌健康保険の適用業務を含む。以下同じ。）担当職員数を確認できた43社会保険事務所における平成16年度の適用業務に係る人件費総額及び適用漏れの把握から加入指導までの適用促進業務に係る人件費の内訳について、当省が試算（注）したところ、適用業務に係る人件費総額約21億7,000万円（1社会保険事務所当たり約5,050万円）のうち適用促進業務に係る人件費は約3,900万円（1社会保険事務所当たり約90万円。人件費総額に占める割合は1.8%。）にすぎないものとなっている。</p> <p>（注）当省の試算は、社会保険庁が調査した平成18年度市場化テスト事業（適用促進事業）の対象社会保険事務所における適用促進に要した人件費等に基づく。</p> <p>このように、社会保険事務所における適用業務に係る職員の業務の大半が適用促進業務以外の業務である適用事業所や被保険者に係る各種届出等の受付やその処理で占められているが、これら届出等の受付後の処理は、社会保険事務局において集中化すること等により合理化の余地のある業務であると認められる。これに関し、厚生労働省は、同省に厚生年金保険事業及び国民年金保険事業の運営を主たる目的とする特別の機関を設置するための「ねんきん事業機構法案」を平成18年3月10日に国会に提出しているところであり、同法案が成立した場合には、ねんきん事業機構の地方組織として設置される地方年金</p>	<p>表1-(2)-2</p>

局（地方ブロック機関）に届出等の処理に係る業務を集約する予定であるとしている。

一方、本来、職員が重点的に取り組む必要のある適用漏れ事業所に対する呼出し又は戸別訪問による加入指導、立入検査及び職権適用の実施は、後述ウ及びエのとおり、低調な状況となっている。

(イ) 加入指導を実施しても適用に結び付く事業所は少数となっている実態あり

上記(ア)のような社会保険事務所における適用促進業務の取組状況を反映して、平成 16 年度において、全国の社会保険事務局が加入指導の対象とした適用漏れ事業所 10 万 3,565 事業所のうち適用に結び付いた事業所は 2,596 事業所（2.5%）と低調な状況となっている。

中には、

- i) 適用漏れ事業所 2,711 事業所に対して加入指導を実施したが適用に結び付いた事業所が 2 事業所にとどまる社会保険事務局（茨城）の例や、
- ii) 適用漏れ事業所 1,127 事業所に対して加入指導を実施したが適用に結び付いた事業所が 2 事業所にとどまる社会保険事務局（山形）の例がみられる。

(ウ) 適用漏れ事業所の数及び割合は都道府県により大きな差異あり

前述(1)ア(イ)の社会保険庁が厚生年金保険の適用事業所情報と雇用保険の適用事業所情報を突合し把握した厚生年金保険の適用漏れが疑われる約 33 万事業所について、都道府県別にその事業所数及び雇用保険の適用事業所数に占める割合をみると、事業所数で最多は東京都の 5 万 2,159 事業所、最少は鳥取県の 1,002 事業所、割合で最大は茨城県の 34.3%、最小は島根県及び岡山県の 9.9%と、都道府県により大きな差異がみられる。

表 1 - (2) - 3
表 1 - (2) - 4

表 1 - (1) - 7

表 2 厚生年金保険の適用事業所情報と労働保険の適用事業所情報の突合結果

都道府県名	雇用保険適用事業所数 (a)	厚生年金保険の適用漏れが疑われる事業所数	
		(b)	割合 (b/a)
全国計	1,808,281 事業所	328,668 事業所	18.2%
東京都	303,235 事業所	52,159 事業所 (最多)	17.2%
鳥取県	8,946 事業所	1,002 事業所 (最少)	11.2%
茨城県	34,424 事業所	11,797 事業所	34.3% (最大)
島根県	11,407 事業所	1,133 事業所	9.9% (最小)
岡山県	28,199 事業所	2,781 事業所	

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

(I) 社会保険庁は、社会保険事務局に対し、適用に結び付ける事業所数の数値目標の設定や効果的・効率的な加入指導等のための行動計画の作成を指示せず

全国に適用漏れが疑われる事業所が多数存在し、かつ、都道府県により差異がある上、前述のとおり、加入指導の結果が低調であるにもかかわらず、社会保険庁は、社会保険事務局に対して、i) 都道府県ごとの適用漏れ事業所数等の実態を踏まえた上で、適用に結び付ける事業所数の数値目標を設定すべきことを指示していないほか、ii) 従業員数の多い事業所から順次適用するなど効果的・効率的な加入指導等を実施するための行動計画の作成を指示していない。

イ 文書又は巡回説明による加入指導の実施状況

(7) 文書又は巡回説明による加入指導実施後の適用率は著しく低調となっている実態あり

文書又は巡回説明による加入指導の実施後の適用率は、いずれも表3のとおり、著しく低調な状況となっている。

一方、文書による加入指導については、厚生年金保険制度や加入手続の不知等により手続を行っていない新設事業所等に対する周知をする手段として、また、巡回説明については、事業所の従業員数や就労時間等の適用要件に係る状況把握する手段として必要な側面がある。

表3 文書又は巡回説明による加入指導の実施状況（平成16年度）

区 分	文 書	巡回説明
加入指導実施事業所(a)	89,156 事業所	59,994 事業所
適用に結び付いた事業所(b)	1,383 事業所	1,075 事業所
適用率(b/a)	1.6%	1.8%

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

(I) 文書による加入指導において、工夫を凝らして効果を上げている社会保険事務所の例あり

前述(7)のようなことから、文書による加入指導については、できる限り適用に結び付く方法により実施することにより、適用率を向上させることが求められる。

調査した74社会保険事務所の中には、

- i) 適用漏れの新設事業所等の把握後、速やかに指導文書を発送することとし、年1回の文書発送にとどめることなく年間複数回発送する、
- ii) 指導文書の発送に際して、事業主の加入意向等を確認するためのアンケート調査票と返信用封筒等を同封する

などにより、適用率を高めている社会保険事務所がみられる。

表1-(2)-5

この結果、例えば、香川社会保険事務局管内の高松西社会保険事務所では 20.2%、同局管内の高松東社会保険事務所では 17.9%と高い適用率となっている。

(ウ) 巡回説明は、効率的に実施する必要あり

巡回説明は、適用促進通知において、文書による加入指導後において加入の手続を行わない適用漏れ事業所に対して実施することとされているが、これは適用要件に係る状況把握等が必要な場合に行い、状況把握等が不要の場合には文書による加入指導の実施後速やかに、次の呼出し又は戸別訪問等の手続を進めるなど効率的に実施する必要がある。

ウ 呼出し又は戸別訪問による加入指導の実施状況

(7) 社会保険庁は、呼出し又は戸別訪問から立入検査及び職権適用の実施に至る具体的な実施手順を明確に示していない

社会保険庁は、社会保険事務局に対して、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進について」（平成 16 年 7 月 12 日付け庁文発第 0712002 号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保険課長通知）等において、i) 巡回説明後に、5 人以上の従業員を使用すると認められる適用漏れ事業所を対象に、呼出しによる加入指導を実施すること、また、ii) 呼出し等の実施後に、20 人以上（17 年度は 15 人以上、18 年度からは 10 人以上）の従業員を使用すると認められる適用漏れ事業所を対象に、戸別訪問による加入指導を実施することを指示している。

しかし、社会保険庁は、社会保険事務局に対して、例えば、呼出し又は戸別訪問の実施のタイミングや呼出しや戸別訪問を実施する際には、事業主に対して、「呼出し又は戸別訪問に応じない場合や呼出し及び戸別訪問の実施後に加入の手続がない場合には、立入検査及び職権適用を実施する」旨通告を行うことなど呼出し又は戸別訪問から立入検査及び職権適用の実施に至る具体的な実施手順を明確に示していない。

(イ) 呼出し又は戸別訪問による加入指導の実施及び実施後の適用率が低調となっている実態あり

調査した 74 社会保険事務所における平成 16 年度の呼出しの実施状況をみると、これらを実施しても応じる事業所が少ないこと等を理由として、21 社会保険事務所 (28.4%) は実施しているが、残る 53 社会保険事務所 (71.6%) は、全く実施していない。

また、平成 16 年度において実施対象とした従業員 20 人以上を使用すると認められる適用漏れ事業所を把握していた 41 社会保険事務所における戸別訪問の実施状況をみると、14 社会保険事務所 (34.1%) は実施しているが、残

表 1 - (2) - 6

表 1 - (2) - 7

る 27 社会保険事務所 (65.9%) は、全く実施していない。

さらに、調査した 74 社会保険事務所のうち、平成 16 年度に呼出し又は戸別訪問を実施した 38 社会保険事務所における適用率は、表 4 のとおり、呼出しによる指導で 2.5%、戸別訪問による指導で 2.7%と低調な状況となっている。

表 4 呼出し又は戸別訪問による加入指導の実施状況 (平成 16 年度)

区 分	呼出し	戸別訪問
加入指導を実施した事業所(a)	724 事業所	918 事業所
適用に結び付いた事業所(b)	18 事業所	25 事業所
適用率(b/a)	2.5%	2.7%

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

(ウ) 呼出し又は戸別訪問の実施方法を見直す必要あり

上記(イ)のような実態を踏まえれば、呼出し又は戸別訪問については、

- ① その実施対象とすべき事業所を把握後速やかに実施すること、
- ② 呼出しや戸別訪問を実施する際には、事業主に対して、「呼出し又は戸別訪問に応じない場合や呼出し及び戸別訪問の実施後に加入の手続きがない場合には、立入検査及び職権適用を実施する」旨の通告を行うなどにより自発的な加入を促すこと、
- ③ 自発的な加入が望めない事業所に対しては、立入検査及び職権適用の的確な実施につなげていくこと

が必要である。

エ 立入検査及び職権適用の実施状況

(ア) 社会保険庁は平成 17 年度から立入検査及び職権適用の実施を指示

文書、巡回説明、呼出し又は戸別訪問による加入指導の実施により適用に結び付いた事業所の割合は、前述イ及びウのとおりいずれも低調な状況となっており、立入検査及び職権適用の的確な実施が求められる。

社会保険庁は、社会保険事務局に対して、「平成 17 年度における政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進について」(平成 17 年 3 月 25 日付け庁文発第 0325005 号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保険課長通知)において、戸別訪問等の加入指導を重ねても加入の手続きがない 20 人程度以上 (18 年度からは 15 人程度以上) の従業員を使用すると認められる適用漏れ事業所を対象として立入検査及び職権適用を実施するよう指示している。また、職権適用の実施については、戸別訪問等の加入指導をおおむね 3 か月以上実施しても加入の届出を行わない場合や、加入指導を継続して実施することが困難な事業者に対しては、2 回以上の指導実績をめど

表 1 - (2) - 8

として実施するよう指示している。

(イ) 社会保険事務所はどの段階で立入検査及び職権適用を行うべきか判断に迷い、その結果これらの実績は少数

平成 17 年 10 月 1 日現在、調査した 23 社会保険事務局管内のうち、20 人以上の従業員を使用していると認められる適用漏れ事業所が、19 社会保険事務局管内の 86 社会保険事務所の管轄区域において 293 事業所みられる。これらの事業所については、同日現在において、35 社会保険事務所（40.7%）が 94 事業所（32.1%）に対して戸別訪問等による加入指導を実施しているが、立入検査及び職権適用は全く実施していない（平成 17 年度末現在で全国的にみても 11 件にとどまっている。）。

なお、上記 94 事業所のうち、3 か月以上にわたって 2 回以上の戸別訪問等が実施されている事業所が 41 事業所（43.6%）あり、中には 300 人の従業員を使用していると認められる事業所に対して 3 回の戸別訪問が実施されている例（1 事業所）や 106 人の従業員を使用していると認められる事業所に対して 2 回の戸別訪問が実施されている例（1 事業所）もみられる。

職権適用が実施されていない理由について、調査した社会保険事務所では、どの段階で、加入指導を打ち切り、立入検査の実施に基づく職権適用の手続を行うかの判断が困難であるので、他の社会保険事務局・社会保険事務所の動向をみているとしている。

【所見】

したがって、厚生労働省は、厚生年金保険の適用漏れ事業所に対する適用促進業務を効果的・効率的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 社会保険事務局ごとに、適用に結び付ける事業所数の数値目標を設定するとともに、それを達成するための具体的な対策等を内容とする行動計画を作成し、これに基づき、呼出し、戸別訪問、立入検査及び職権適用の取組を強化するよう、社会保険事務局に指示すること。

また、その指示に係る社会保険事務局の業務の実施状況を適切に管理すること。

② 文書又は巡回説明による加入指導については、効率的な実施を確保するよう、その実施方法を見直し、適用率を向上させること。

③ 呼出し又は戸別訪問から立入検査及び職権適用に至る実施手順や判断基準を明確にすること。

表 1 - (2) - 9

表 1 - (2) - 10

表 1 - (2) - 11

(説明)

表1-(2)-1 適用促進対象事業所に対する加入指導に係る通知

○ 政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進について（基本通知）（平成17年3月25日付け庁文第0325004号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保険課長通知）＜抜粋＞

1 適用促進対象事業所の選定について

2 適用促進対象事業所に対する加入指導について

(1) 文書による加入指導

上記1により選定した適用促進対象事業所に対し、文書による加入指導を実施すること。

(2) 巡回説明

文書による加入指導後において加入の手続が行われない適用促進対象事業所（宛先不明で未到達となったものを除く。）については、職員、社会保険適用指導員、社会保険適用事務員等による巡回説明を行うこと。

(3) 呼出しによる加入指導

巡回説明後において加入の手続が行われない適用促進対象事業所については、社会保険事務所への呼出しによる加入指導を行うこと。

また、呼出しによる加入指導に当たっては、一定規模以上の従業員を使用すると認められる事業所から順次実施する等、効果的かつ効率的な実施に努めること。

(4) 重点的な加入指導

従業員数が多いと認められる適用促進対象事業所については、職員又は社会保険適用指導員による戸別訪問による加入指導を行うこと。

また、呼出し又は戸別訪問による加入指導後においても、なお加入の手続が行われない事業所や呼出しに応じない事業所については、再度の加入指導に努めるほか、電話や文書により届出又は来所の督促を行う等、継続的な加入指導の実施に努めること。

(5) 職権適用

加入指導を重ねても加入の手続を行わない一定規模以上の適用促進対象事業所については、立入検査等を実施し、当該事業所に常時使用される者の被保険者資格の取得の確認を職権により行うこと。

(注) 適用促進対象事業所の選定については、表1-(1)-6参照

表 1 - (2) - 2 調査対象 74 社会保険事務所のうち厚生年金保険の適用業務担当職員数を確認できた 43 社会保険事務所における適用業務に占める適用促進業務の割合（推計）（平成 16 年度）
（単位：千円、％）

適用業務に係る人件費 (a)	適用促進業務に係る人件費	
	(b)	割合 (b/a)
2, 170, 461	39, 216	1. 8

注 1 社会保険庁が調査した平成 18 年度市場化テスト事業（適用促進事業）の対象 104 社会保険事務所における適用促進に要した人件費等に基づき推計した（当該データは、平成 18 年 2 月 24 日に社会保険庁が公表したもの）。

2 適用業務に係る人件費について、①職員については、平成 16 年度厚生保険特別会計予算から職員一人当たりの人件費を割り出し、各社会保険事務所において適用業務を担当している職員数に当てはめて試算、②社会保険適用指導員及び社会保険適用事務員については、年間勤務日数及び日額単価に基づき推計を行った。

<推計の手順>

1 常勤職員に係る人件費

(1) 適用担当職員数を抽出

社会保険事務所数	業務課又は適用課配置職員数	
	厚生年金適用担当職員数(c)	
43 事務所	458 人	319 人

(注) 1 業務課（業務 1 課、2 課、3 課）又は適用課配属の職員数は、各社会保険事務所の事務分掌表及び当省の調査結果に基づき把握した。

2 業務課又は適用課配属の社会保険調査官は、当該課職員と同内容の業務を行っているため、職員数に含む。

3 43 社会保険事務所は、以下のとおり。

旭川、北見、苫小牧、栃木、大田原、港、足立、渋谷、横浜中、港北、長野南、松本、小諸、大曾根、熱田、一宮、刈谷、美濃加茂、岐阜北、富山、魚津、福島、東大阪、豊中、尼崎、明石、大津、草津、彦根、広島東、広島西、福山、呉、山口、高松東、高松西、善通寺、松山西、松山東、新居浜、中福岡、小倉北、久留米

(2) 平成 16 年度予算から割り出した職員一人当たりの人件費を算出

職員に係る予算額(d)	予算定員数(e)	一人当たりの予算額(f=d/e)
72, 792, 591 千円	11, 104 人	6, 556 千円

(注) 1 職員に係る予算額は、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与の額の合計額を計上した。

2 予算定員数は、社会保険庁及び地方社会保険事務局長の定員数である。

(3) 43 社会保険事務所における常勤職員の人件費を算出

厚生年金適用担当職員数(c)	一人当たりの予算額(f)	常勤職員の人件費(g=c×f)
319 人	6, 556 千円	2, 091, 364 千円

(注) 一人当たりの人件費を厚生年金適用担当職員数に当てはめて算出した。

2 社会保険適用指導員及び社会保険適用事務員に係る人件費

(1) 社会保険適用指導員に係る人件費を算出

社会保険適用 指導員数(h)	単価(日額)(i)	年間勤務日数(j)	社会保険適用指導員 に係る費用 ($k = h \times i \times j$)
9人	12,500円	243日	27,338千円

(注) 1 社会保険適用指導員は、各社会保険事務所において配置されていることが確認された者を計上した。

2 配置されている社会保険適用指導員が年間を通じて勤務しているものと仮定した。

3 年間勤務日数は、平成16年度の開庁日数とした。

(2) 社会保険適用事務員に係る人件費を算出

社会保険適用 事務員数(l)	単価(日額)(m)	年間勤務日数(j)	社会保険適用事務員 に係る費用 ($n = l \times m \times j$)
30人	7,100円	243日	51,759千円

(注) 1 社会保険適用指導員は、各社会保険事務所において配置されていることが確認された者を計上した。

2 配置されている社会保険適用事務員が年間を通じて勤務しているものと仮定した。

3 常勤職員、社会保険適用指導員及び社会保険適用事務員に係る人件費の合計

常勤職員に係る人件費(g)	2,091,364千円	
社会保険適用指導員に係る人件費(k)	27,338千円	
+) 社会保険適用事務員に係る人件費(n)	51,759千円	
	2,170,461千円 (a)

4 社会保険庁が実施した調査結果を活用して算出した43社会保険事務所の適用促進に係る人件費

社会保険庁は、平成18年度市場化テスト実施予定104社会保険事務所の平成16年度における物件費、人件費等、旅費の調査を実施した(調査方法の詳細は不明)。このうちの人件費等に係る結果を基に43社会保険事務所の適用促進に要した人件費を算出した。

104社会保険事務所における適用促進に係る人件費 (o)	1社会保険事務所当たりの適用促進に係る人件費 ($p = o / 104$)	43社会保険事務所における適用促進に係る人件費 ($q \times 43$) (b)
94,837千円	912千円	39,216千円

表 1 - (2) - 3 全国の社会保険事務局が加入指導対象とした適用漏れ事業所のうち適用に結び付いた事業所数（平成 16 年度）

（単位：所、％）

加入指導対象とした適用漏れ事業所数 (a)	適用に結び付いた事業所数	
	(b)	適用に結び付いた率 (b/a)
103,565	2,596	2.5

（注）厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 1 - (2) - 4 加入指導により適用に結び付いた事業所数が低調な社会保険事務局（平成 16 年度）

（単位：所、％）

社会保険事務局名	加入指導対象とした適用漏れ事業所数 (a)	適用に結び付いた事業所数	
		(b)	適用に結び付いた率 (b/a)
茨城	2,711	2	0.1
山形	1,127	2	0.2
富山	669	3	0.4
栃木	342	3	0.9

（注）厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 1 - (2) - 5 i) 適用漏れの新設事業所等の把握後、速やかに指導文書を発送するため、年 1 回の文書発送にとどめることなく年間複数回発送する、ii) 指導文書の発送に際して、事業主の加入意向等を確認するためのアンケート調査票と返信用封筒等を同封するなどにより、適用率を高めている社会保険事務所（平成 16 年度）

（単位：所、％）

社会保険事務所名	実施事業所数(a)	適用に結び付いた事業所数(b)	
		(b)	適用に結び付いた率 (b/a)
高松西	178	36	20.2
高松東	234	42	17.9
北見	357	42	11.8
松山西	268	30	11.2
仙台東	363	40	11.0

（注）当省の調査結果による。

表 1 - (2) - 6 調査対象社会保険事務所における呼出しによる加入指導の実施状況（平成 16 年度）

（単位：所、％）

区分	社会保険事務所名	事務所数	割合
呼出しによる加入指導を実施している社会保険事務所	釧路、旭川、北見、浦和、春日部、横浜中、松本、魚津、砺波、東大阪、豊中、彦根、大津、草津、東灘、尼崎、明石、倉敷東、本渡、玉名、熊本東	21	28.4
呼出しによる加入指導を実施していない社会保険事務所	札幌西、苫小牧、函館、仙台東、仙台北、石巻、古川、郡山、平、会津若松、大宮、川越、宇都宮西、大田原、栃木、港、渋谷、足立、港北、平塚、長野南、小諸、大曾根、熱田、一宮、刈谷、富山、岐阜南、岐阜北、美濃加茂、福島、広島東、広島西、福山、呉、岡山西、下関、宇部、山口、高松東、高松西、善通寺、松山東、松山西、新居浜、久留米、小倉北、中福岡、佐賀、武雄、鹿屋、鹿児島北、川内	53	71.6
実施していない理由等	実施しても応じる事業所が少ないこと、事務局において呼出し・戸別訪問及び職権適用の方針・方法を検討していたこと等の理由から、実施していないとしている。		
計		74	100

（注） 当省の調査結果による。

表 1 - (2) - 7 調査対象社会保険事務所のうち従業員 20 人以上を使用すると認められる適用漏れ事業所を把握していた 41 社会保険事務所における戸別訪問実施状況（平成 16 年度）

（単位：所、％）

区分	社会保険事務所名	事務所数	割合
戸別訪問を実施している社会保険事務所	釧路、北見、古川、浦和、宇都宮西、岐阜南、岐阜北、美濃加茂、彦根、大津、草津、宇部、山口、本渡	14	34.1
戸別訪問を実施していない社会保険事務所	苫小牧、仙台東、仙台北、石巻、郡山、会津若松、春日部、大田原、栃木、渋谷、港北、平塚、小諸、一宮、刈谷、東大阪、福島、豊中、尼崎、明石、広島西、倉敷東、高松西、高松東、松山東、熊本東、鹿児島北	27	65.9
実施していない理由等	事務局において呼出し・戸別訪問及び職権適用の具体的実施方法を検討中であるとして実施していない。		
計		41	100

（注）1 当省の調査結果による。

2 社会保険庁は、呼出し等の実施後に、20 人以上（平成 17 年度は 15 人以上、18 年度からは 10 人以上）の従業員を使用すると認められる適用漏れ事業所を対象に、戸別訪問による加入指導を実施することを指示しているため、従業員 20 名以上使用していると認められる事業所に対する戸別訪問の実施状況を調査した。

表 1 - (2) - 8 職権適用に係る通知

○ 平成 17 年度における政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進について（平成 17 年 3 月 25 日付け庁文 0325005 号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保険課長通知）＜抜粋＞

政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進については、本日付庁文発第 0325004 号をもって通知したところであるが、適用促進対象事業所の的確な把握と加入指導の確実な実施が重要であることから、標記については、下記の事項に留意の上、実施されたい。

記

- 1 適用促進対象事業所の選定について
- 2 適用促進対象事業所に対する加入指導について

(1)～(4) (略)

(5) 最終的な適用方策

最終的な適用方策として実施する職権適用に係る取扱いについては、別添「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に常時使用される者の職権による資格の確認に係る取扱いについて」のとおりとすること。

(以下略)

(別添)

政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に常時使用される者の職権による資格の確認に係る取扱いについて

標記については、以下のとおりとする。

- 1 職権適用の基本的な考え方
- 2 職権適用の手順等

(1) 対象事業所の選定

職権適用は最終的な手段であり、また、すべての未適用事業所を一律に職権適用することは物理的に困難であることから、まずは社会的な責任が大きく、当該事業所が未適用事業所となっていることがモラルハザードを引き起こすような、一定規模の事業所を対象とする。

具体的には、呼出しや戸別訪問による加入指導を繰り返し実施したにもかかわらず、届出を行わない事業所について職権適用することとし、重点加入指導を実施している事業所であって、当面 20 人程度以上の従業員を使用すると認められる事業所を対象とする。

(略)

(2) 職権適用の実施時期

重点加入指導を概ね 3 ヶ月以上実施しても加入の届出を行わない場合について、職権適用する。

また、重点加入指導を引き続き実施していくことが困難である場合については、2回以上の戸別訪問による指導実績を目途として職権適用する。

(以下略)

表1-(2)-9 調査対象社会保険事務局管内社会保険事務所における20人以上の従業員を使用すると認められる事業所に対する戸別訪問等による加入指導実施状況

(単位:所)

社会保険事務局名	社会保険事務所名	戸別訪問等による加入指導			職権適用実施事業所数
		対象事業所数	実施事業所数	2回以上実施の事業所数	
北海道	札幌東	8	1	1	0
	札幌北	6	6	2	0
	札幌西	1	0	0	0
	新さっぽろ	1	1	1	0
	釧路	6	4	4	0
	岩見沢	2	0	0	0
	北見	24	13	1	0
	室蘭	1	0	0	0
	小樽	1	1	1	0
	苫小牧	1	0	0	0
	帯広	3	3	2	0
	砂川	1	0	0	0
宮城	仙台東	3	0	0	0
	仙台北	2	0	0	0
	石巻	1	0	0	0
	古川	3	0	0	0
	大河原	1	0	0	0
福島	郡山	6	0	0	0
	会津若松	5	0	0	0
	福島	4	0	0	0
	相馬	3	0	0	0
埼玉	浦和	4	4	4	0
	熊谷	2	0	0	0
	所沢	3	2	1	0
	春日部	5	3	0	0
栃木	宇都宮西	1	1	0	0
	宇都宮東	1	1	0	0
	大田原	4	0	0	0
	栃木	2	0	0	0
東京	神田	1	0	0	0
	京橋	2	0	0	0
	中野	5	4	0	0
	墨田	2	0	0	0
	渋谷	1	0	0	0
	世田谷	1	0	0	0
	池袋	1	1	1	0
	板橋	8	0	0	0
	練馬	1	1	1	0
	葛飾	3	3	1	0
	立川	5	0	0	0
	八王子	11	0	0	0
武蔵野	5	0	0	0	
神奈川	小田原	2	0	0	0
	鶴見	5	2	2	0
	港北	3	0	0	0
	横浜西	7	0	0	0
	川崎	3	0	0	0
	高津	1	0	0	0
	平塚	2	0	0	0
	厚木	5	0	0	0
	相模原	8	0	0	0
	横須賀	4	0	0	0
	藤沢	7	0	0	0

社会保険 事務局名	社会保険 事務所名	戸別訪問等による加入指導			職権適用実施 事業所数
		対象事業所数	実施事業所数	2回以上実施 の事業所数	
長野	長野南	1	1	0	0
	小諸	1	0	0	0
愛知	名古屋北	2	0	0	0
	一宮	2	0	0	0
	岡崎	2	2	0	0
	半田	3	0	0	0
岐阜	岐阜南	6	3	0	0
	岐阜北	12	6	0	0
	美濃加茂	4	1	0	0
	多治見	1	1	0	0
	大垣	4	2	1	0
	高山	4	4	4	0
大阪	堀江	2	不明	不明	0
	天王寺	3	不明	不明	0
	吹田	3	不明	不明	0
	守口	4	不明	不明	0
	平野	1	不明	不明	0
	豊中	2	不明	不明	0
	枚方	2	不明	不明	0
滋賀	大津	1	1	1	0
	彦根	1	1	0	0
兵庫	三宮	2	2	2	0
	須磨	3	3	1	0
	姫路	3	3	3	0
	明石	2	2	1	0
山口	山口	4	3	2	0
	下関	1	1	1	0
香川	高松東	2	1	1	0
愛媛	松山東	1	0	0	0
福岡	西福岡	2	0	0	0
熊本	熊本東	11	6	2	0
鹿児島	鹿児島南	1	0	0	0
	加治木	2	0	0	0
計	86	293	94	41	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成17年10月1日現在の戸別訪問等による加入指導実施状況である。ただし、同年10月1日以降、職権適用の対象事業所に該当しないことが判明した事業所は除いた。

3 富山、岡山及び佐賀社会保険事務局管内は対象となる事業所はない。また、広島社会保険事務局管内の戸別訪問等による加入指導対象となる事業所は未把握である。

表 1 - (2) - 10 調査対象社会保険事務所における戸別訪問等による加入指導の実施状況

(単位：所、%)

20人以上の従業員を使用していると認められる適用漏れ事業所がみられた社会保険事務所数 (a)	戸別訪問等による加入指導を実施している社会保険事務所数	実施率
	(b)	(b/a)
86	35	40.7

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 17 年 10 月 1 日現在の実施状況である。

表 1 - (2) - 11 3 か月以上にわたって 2 回以上の戸別訪問等が実施されている事例

(単位：人)

社会保険事務所名	事業所名		加入指導実施状況
	従業員数		
大垣	J d 1	300	戸別訪問等 3 回
新さっぽろ	A g 1	106	戸別訪問等 2 回
高山	J e 1	68	戸別訪問等 3 回
山口	Q a 1	60	戸別訪問等 5 回
	Q a 2	50	戸別訪問等 3 回

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 17 年 10 月 1 日現在の実施状況である。

(3) 適用業務に係る業務管理の改善等

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>社会保険庁は、適用漏れ事業所の把握から加入指導の実施、立入検査及び職権適用の実施までの適用促進業務を体系的・計画的に実施するため、社会保険事務局に対して、適用促進通知等において、適用漏れ事業所に対する加入指導に係る記録の管理に努めるよう指示している。</p> <p>また、厚生年金保険の適用は事業所が基本単位となっているが、厚生年金保険法第8条の2において、複数の適用事業所の事業主が同一である場合には、当該事業主は、社会保険庁長官の承認を受けて、これら複数の事業所を一括して一の適用事業所とすることができる（以下「一括適用」という。）とされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、社会保険庁本庁及び23社会保険事務局管内の74社会保険事務所におけるこれら適用促進業務に係る業務管理の実施状況及び一括適用の推進状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>ア 適用促進業務に係る業務管理システムの改善</p> <p>(7) 適用促進業務の記録を管理する電算システムが未構築</p> <p>社会保険庁は、前述のとおり、社会保険事務局に対し、適用漏れ事業所に対する加入指導に係る記録の管理に努めるよう指示しているが、その具体的な管理方法については指示しておらず、また、適用漏れ事業所の把握から加入指導の実施及び職権適用までの適用促進業務に係る記録を管理する全国統一的な電算システムを構築していない。</p> <p>(イ) 社会保険事務所における適用促進業務に係る記録の管理は不十分で、過去の適用歴が不明な例あり</p>	<p>表1-(3)-1</p>
<p>把握した適用漏れ事業所情報及びこれらの事業所に対する加入指導の実施状況に係る最新情報を一覧できる形で管理しておくことが、加入指導を効果的・効率的に実施するため必要であるが、調査した74社会保険事務所におけるこれらの記録の管理状況についてみると、把握した適用漏れ事業所に係る最新情報を一覧できる形で管理しているところはなく、中には、</p> <p>i) 雇用保険の適用事業所との突合リストに厚生年金保険の適用事業所であるか否かの確認結果を記入したにすぎないものや登記情報の閲覧の際に担当者が作成した手書きのメモのみで管理している例(4社会保険事務所。5.4%)、</p> <p>ii) 平成15年度以前に把握した適用漏れ事業所等に係る記録が残されておらず、今後の適用促進業務に活用できない状況となっている例(8社会</p>	<p>表1-(3)-2</p> <p>表1-(3)-3</p>

<p>保険事務所。10.8%) がみられる。</p> <p>また、加入指導等の結果の記録の管理状況については、</p> <p>i) 事業所ごとの個票のみで管理され、各事業所に対する加入指導の進行状況が一覧できる形で管理されていない例(43 社会保険事務所。58.1%)、</p> <p>ii) 一覧できるリストを作成している場合であっても、その記録が紙媒体であり随時的確かつ効率的に更新できるものとはなっていない例(5 社会保険事務所。6.8%) がみられる。</p> <p>既述(1-(1)、(2)参照)のとおり、社会保険事務所における適用漏れ事業所に対する加入指導が不十分となっているのは、上記のように適用促進業務に係る記録が体系的に整理されていないことも要因の一つと考えられる。</p>	<p>表 1-(3)-4 表 1-(3)-5</p>
<p>イ 複数の事業所を有する法人等に係る一括適用の推進状況</p> <p>(7) 社会保険庁は、一括適用の対象となる事業所数を把握しておらず、事業主への要請を実施していない実態あり</p> <p>社会保険庁は、複数の事業所を有する法人等に係る一括適用の承認基準について、「厚生年金保険一括適用の実施について」(昭和 46 年 5 月 6 日付け庁保発第 9 号都道府県知事あて社会保険庁年金保険部長通知)により、一括適用となる適用事業所に使用される従業員の人事、給与等に係る事務が電算システムにより集中的に管理されており、事業主が行うべきこれら従業員に係る厚生年金保険の適用関係手続が所定の期間内に適正に行われること等としている。</p> <p>複数の事業所を有する法人等については、事業所ごとの適用から一括適用に切り替えることにより、適用から保険料徴収までの業務全体の効率化が期待できるにもかかわらず、社会保険庁は、一括適用の対象となる事業所数を把握していないほか、一括適用の選択は事業主の判断によるとして対象となる事業所の事業主に対する協力の要請を行っていない。</p> <p>(イ) 一括適用の対象となるにもかかわらずその承認を受けていない事業所は、多数に上るとみられる</p> <p>社会保険庁は、一括適用の承認を受けている事業所数の実態について、i) 新規に二以上の事業所を有する法人等が設立され、これらの事業所の従業員の人事、給与等に関する事務が集中して管理されている場合は、設立当初から一の事業所として適用されること、ii) 一括適用の承認後、支店や工場などの統廃合に係る届出がなされていない場合があること等を理由として、把握していない。</p> <p>しかし、当省において平成 13 年事業所・企業統計調査報告等に基づき試</p>	<p>表 1-(3)-6</p> <p>図 1-(3)</p>

<p>算したところ、任意適用事業所（厚生年金保険法第6条第3項に基づき、同条第1項に規定される適用事業所以外の事業所の事業主が、社会保険庁長官の認可を受けて当該事業所を適用事業所としたものをいう。）約11万事業所を除く約152万の強制適用事業所（厚生年金保険法第6条第1項に規定される適用事業所をいう。）のうち約3割に当たる約41万ないし48万事業所が、事業主が同一でありながら、一括適用の承認を受けていないものとみられる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、厚生年金保険の適用業務を効果的・効率的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 適用漏れ事業所の把握から加入指導、立入検査及び職権適用までの適用促進業務の的確な実施を確保するため、業務管理に必要な記録を管理する全国統一的な電算システムを構築すること。</p> <p>② 複数の事業所を有する法人等の一括適用については、事業主の協力を得て、事業所ごとの適用から一括適用への切替えを推進すること。</p>	<p>表1-(1)-1</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------

(説明)

表 1-(3)-1 適用事業所の一括適用に係る規定

<p>○ 厚生年金保険法 <抜粋></p> <p>第 8 条の 2 二以上の適用事業所（船舶を除く。）の事業主が同一である場合には、当該事業主は、社会保険庁長官の承認を受けて、当該二以上の事業所を一の適用事業所とすることができる。</p> <p>2 前項の承認があったときは、当該二以上の適用事業所は、第 6 条の適用事業所でなくなったものとみなす。</p>

表 1-(3)-2 厚生年金保険の適用事業所情報と雇用保険の適用事業所情報との突合リストに厚生年金保険の適用事業所であるか否かの確認結果を記入したにすぎないものや登記情報の閲覧の際の担当者が作成した手書きのメモのみで管理している社会保険事務所の事例

社会保険事務所名	内 容
宇都宮西	栃木社会保険事務局から送付された突合リストを基に作成した一覧表に勧奨年月日、巡回説明年月日、戸別訪問年月日及び勧奨の状況等加入指導結果を記載するとともに、必要に応じて担当者メモを作成しているにすぎない。一方、巡回説明を実施した事業所については、事業所整理票を作成して管理している。
大田原	栃木社会保険事務局から送付された突合リストを基に作成した一覧表に勧奨年月日、巡回説明年月日、戸別訪問年月日及び勧奨の状況等加入指導結果を記載している。ただし、様式のとおり記載は励行されていない状況となっている。巡回説明を実施した事業所については、事業所整理票を作成して管理しているが、加入指導が必要な事業者については、担当者レベルで別にメモを作成して進行管理している。
彦 根	適用促進事業所整理票の事跡記載欄は経過の記載欄がなく指導結果の記載しかできない様式であるため、事業所ごとに記載状況が区々（新たな記載様式を滋賀社会保険事務局で作成中）であり、①把握した未適用事業所に対して文書指導をしているが、適用促進事業所整理票に経緯の記載がないもの、②呼出指導に応じなかった事業所について、呼出の事跡を適用促進事業所整理票に記載していないものがある。
刈 谷	個々の適用促進対象事業所の指導状況を記載するための整理票を作成しているものの、文書指導及び巡回説明等の記録がない。また、適用促進対象事業所に対して当該年度に実施した指導状況を総括的に把握するための「整理票管理表」が未作成となっている。さらに、社会保険労務士による巡回説明結果は整理票とは別に年度単位にまとめて保管しているのみであるため、個々の適用促進対象事業所に対して継続的に加入指導を行うための管理ができない状況である。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-3 平成 15 年度以前に把握した適用漏れ事業所及び加入指導の実施結果等に係る記録が残されておらず、今後の適用促進業務に活用できない状況となっている社会保険事務所の事例

社会保険 事務所名	内 容
宇都宮西	平成 14 年度における加入指導の結果を記載したリストが残っておらず、的確な指導が行われているのか不明となっている。
大田原	平成 14 年度に実施した新設法人事業所情報に基づく加入指導の結果が把握できていない。また、平成 14 年度の突合リストに基づく一覧表の所在が不明となっている。
栃木	新設法人事業所情報や突合リストに基づき、平成 14、15 年度に実施した加入指導の結果を記載したリスト及び整理票の所在が不明となっている。
横浜中	訪問（呼出）事跡票（神奈川社会保険事務局作成様式）未作成のため、一連の加入指導状況が年月日を含めて確認できず、電話による加入指導を実施したとしている 9 事業所についても、電話した年月日及び応対者等が不明であるため、重点指導等、今後継続的な指導を行うことが困難な状況となっている。
港北	呼出又は戸別訪問による加入指導に係る事跡票（神奈川社会保険事務局作成様式）未作成のため、一連の加入指導状況が年月日を含めて確認できない。
福島	平成 14 年度以前の作成分については保管不備のため所在が不明、また 15 年度作成分についても文書勧奨を行った事業所以外は所在が不明となっている。
鹿屋	平成 16 年度から「未適用事業所管理カード」を作成しているが、14、15 年度に把握した事業所名及び指導事跡については、社会保険労務士に巡回説明を委託した事業所を除き記録がない（元々記録していないのか廃棄されたのかは不明）。鹿屋社会保険事務所では、詳細は不明であるが、文書加入指導及び巡回説明委託は行っているはずであるとしている。しかし、指導の結果、適用に至らなかった事業所は相当数あったとみられることから、未適用のままその後の指導が行われていない事業所があるとみられる。
鹿児島北	平成 14 年度以前から「巡回説明対象事業所一覧」を作成しているが、これは雇用保険リストから把握した事業所のみ記録であり、14、15 年度に登記申請書から把握した事業所名及び指導事跡については、社会保険労務士に巡回説明を委託した事業所を除き記録がない（元々記録していないのか廃棄されたのかは不明）。鹿児島北社会保険事務所では、詳細は不明であるが、文書加入指導及び巡回説明委託は行っているはずであるとしている。しかし、指導の結果、適用に至らなかった事業所は相当数あったとみられることから、未適用のままその後の指導が行われていない事業所があるとみられる。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-4 加入指導等の結果の記録について、事業所ごとの個票のみで管理され、各事業所に対する加入指導の進行状況が一覧できる形で管理されていない調査対象とした社会保険事務所名

社会保険事務所名	釧路、札幌西、苫小牧、旭川、北見、仙台東、仙台北、古川、郡山、平、会津若松、浦和、大宮、川越、春日部、平塚、松本、大曾根、一宮、刈谷、富山、魚津、砺波、東大阪、福島、豊中、大津、東灘、尼崎、明石、広島東、広島西、福山、呉、下関、松山西、新居浜、中福岡、佐賀、武雄、本渡、玉名、鹿屋(74事務所中43事務所(58.1%))
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-5 一覧できるリストを作成しているが、紙媒体によっていることから、適時の更新が的確かつ効率的に実施できるものとはなっていない社会保険事務所の事例

社会保険事務所名	内 容
宇都宮西	栃木社会保険事務局から送付された突合リストを基に作成した一覧表(平成14年度は所在不明)に勧奨年月日、巡回説明年月日、戸別訪問年月日及び勧奨の状況等加入指導結果を記載するとともに、必要に応じて担当者メモを作成している。巡回説明を実施した事業所については、事業所整理票を作成して管理しているが、その記録は紙媒体によっており、すぐに検索できない状況となっている。
大田原	栃木社会保険事務局から送付された突合リストを基に作成した一覧表(平成14年度は所在不明)に勧奨年月日、巡回説明年月日、戸別訪問年月日及び勧奨の状況等加入指導結果を記載している。ただし、様式どおりの記載は励行されていない状況となっている。巡回説明を実施した事業所については事業所整理票を作成して管理し、加入指導が必要な事業者については、担当者レベルで別にメモを作成して進行管理しているが、その記録は紙媒体によっており、すぐに検索できない状況となっている。
栃木	栃木社会保険事務局から送付された突合リストを基に作成した一覧表(平成14及び15年度は所在不明)に勧奨年月日、巡回説明年月日、戸別訪問年月日及び勧奨の状況等加入指導結果を記載している。巡回説明を実施する事業所については、法人事業所等整理票を作成して、適用指導を実施した際にはその結果を記載しているが、その記録は紙媒体によっており、すぐに検索できない状況となっている。
小諸	事業所ごとに、加入指導の実施年月日、指導内容、従業員数等を記載した適用対象事業所整理票を作成している。このほかに、当該事項を記載した一覧表(「適用対象事業所名簿・指導状況整理簿」)を作成しているが、その記録は紙媒体によっており、すぐに検索できない状況となっている。
宇部	「適用対象事業所整理票」を把握した年度ごとに、情報源別(法務局、突合リスト、職安・運輸局、郡市)に整理し、事業所名及び所在地を手書きで記載する一覧表を付けている。しかし、その記録は、紙媒体によっており、すぐに検索できない状況となっている。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-6 厚生年金保険一括適用の実施に係る通知

- 「厚生年金保険一括適用の実施について」(昭和 46 年 5 月 6 日庁保発第 9 号都道府県知事あて社会保険庁年金保険部長通知) <抜粋>

厚生年金保険法第 8 条の 2 の規定による社会保険庁長官の承認(以下「一括適用の承認」という。)は別添 1 「厚生年金保険一括適用承認基準」により行うこととされたので通知する。

おって、この一括適用の承認にかかる事務処理は、別添 2 「厚生年金保険一括適用取扱要領」により取扱うこととしたので併せて通知する。

(別添 1)

厚生年金保険一括適用承認基準

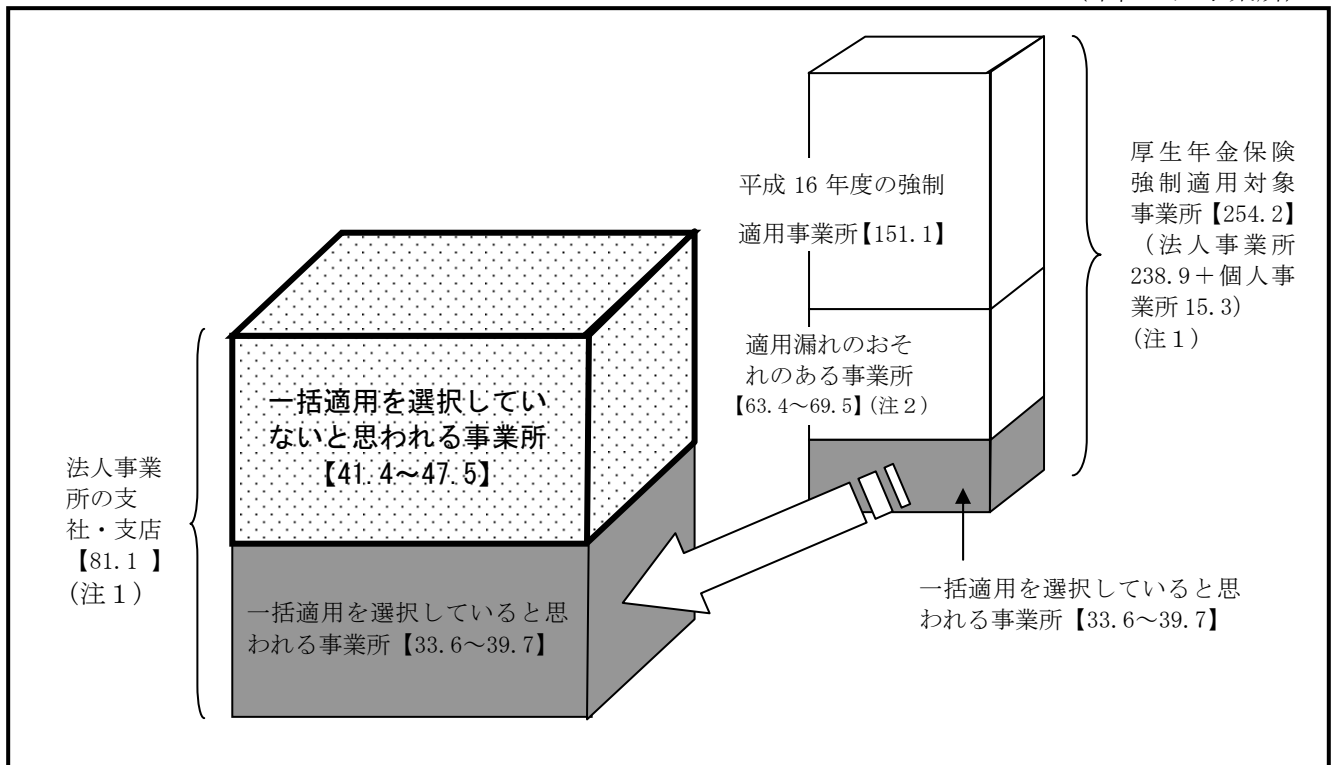
厚生年金保険法第 8 条の 2 の規定による社会保険庁長官の承認(以下「一括適用の承認」という。)は、次の各項に定める基準に適合する適用事業所について、行うものとする。

- 1 厚生年金保険法施行令第 2 条第 1 項の規定による社会保険庁長官の指定を受けようとする事業所において承認申請にかかる適用事業所に使用されるすべての者の人事、労務及び給与に関する事務(厚生年金に関するものに限る。)が電子計算組織により集中的に管理されており、これらの者にかかる厚生年金保険の適用事業所の事業主が行うべき事務が、所定の期間内に適正に行われること。

(以下略)

図 1-(3) 「事業所・企業統計調査報告」等に基づく支社・支店等のうち一括適用を選択していないと思われる事業所の推計

(単位：万事業所)



(注) 1 平成 13 年事業所・企業統計調査報告による。

2 適用漏れのおそれのある事業所数は、当省の推計による (図 1-(1)-1 参照)。

<推計の考え方>

事業所・企業統計調査結果における法人事業所の支社・支店 81.1 万事業所から、一括適用を選択していると思われる事業所を控除し、一括適用を選択していないと思われる事業所を推計する。

<推計の方法>

1 一括適用を選択していると思われる事業所

厚生年金保険強制適用対象事業所 (平成 13 年度) (※)	:	254.2 万事業所
強制適用事業所 (平成 16 年度)	:	151.1 万事業所
一) <u>適用漏れのおそれのある事業所</u>	:	63.4~69.5 万事業所
		33.6~39.7 万事業所

※ 厚生年金保険強制適用対象事業所

厚生年金保険強制適用対象産業の法人事業所 : 238.9 万事業所

+ 厚生年金保険強制適用対象産業の個人事業所 : 15.3 万事業所

254.2 万事業所

2 一括適用を選択していないと思われる事業所

法人事業所の支社・支店 (平成 13 年度)	:	81.1 万事業所
一) <u>一括適用を選択していると思われる事業所</u>	:	33.6~39.7 万事業所
		41.4~47.5 万事業所

(4) 適用漏れ被保険者の的確な把握の推進等

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p>	
<p>厚生年金保険の被保険者は、厚生年金保険法第9条において、適用事業所に使用される70歳未満の者とされている。</p>	
<p>被保険者の資格の取得は、厚生年金保険法第18条第1項において、社会保険庁長官の確認によって、その効力を生ずるとされており、その確認は、同法第18条第2項において、第27条の規定による届出（被保険者の資格取得の届出）若しくは第31条第1項の規定による請求（被保険者等からの確認の請求）により、又は職権で行うものとされている。</p>	表1-(4)-1
<p>また、賞与に係る保険料については、平成15年度から報酬月額と同じ保険料率で徴収する総報酬制が適用され、厚生年金保険法第24条の3第1項に基づき、社会保険庁長官は、被保険者ごとに賞与が支払われた月において標準賞与額を決定し、同法第27条の規定に基づき、事業主は、被保険者ごとの賞与支払額の届出（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所に提出することとされている。</p>	表1-(4)-2
<p>このような被保険者の資格、標準報酬、保険料等に関する事項については、厚生年金保険法第100条において、社会保険庁長官は必要があると認めるときは、事業主に対して立入検査等を実施することができることとされており、この規定に基づき、社会保険庁は、毎年度の社会保険事業計画において、事業所調査を実施することとしている。</p>	表1-(4)-3 表1-(4)-4
<p>この事業所調査等を担当する専門の職員として、各社会保険事務所に社会保険調査官（注）が配置されている。社会保険調査官は、「社会保険調査官調査要領について」（平成16年6月30日付け庁保発第0630001号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保険課長・同年金保険課長連名通知。以下「社会保険調査官調査要領」という。）により、①適用事業所における被保険者の資格の取得、喪失及び報酬等の届出状況、療養の給付の実態又はその他の保険給付に係る事実並びに被扶養者その他関係者について総合的に行う調査、②関係課（係）において、日常業務を処理する間に発見した保険事故又は保険事故発生の疑いがある事業所、被保険者や第三者等からの情報提供により保険事故の発生が予測される事業所について調査等を実施することとされている。</p>	表1-(4)-5 表1-(4)-6 表1-(4)-7
<p>（注） 全国の社会保険調査官数（事業所調査担当の専任者のほか、他の業務との兼任者を含む。）は、平成15年度が1,976人、16年度が2,003人であり、このうち、調査した74社会保険事務所において、専任の社会保険調査官は、各社会保険事務所の規模等に応じて1人ないし5人配置されている。</p>	
<p>【調査結果】</p>	
<p>今回、社会保険庁本庁、23社会保険事務局及び同事務局管内の74社会保険事務所における、①事業所調査を通じた適用漏れ被保険者（被保険者資格を有する者のうち、その資格を取得していない者をいう。）の把握及び是正指導の状況、</p>	

②適用漏れ被保険者からの相談及び通報の受付・処理状況、③賞与支払届提出の確認及び事業所調査の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 事業所調査を通じた適用漏れ被保険者の把握及び是正指導状況

(7) 社会保険調査官による事業所調査の実施状況

社会保険調査官による事業所調査の結果、被保険者資格取得、報酬等の届出漏れや、資格取得年月日、資格喪失年月日又は標準報酬月額の見直し・変更を行う必要が認められる場合には、社会保険調査官調査要領において、被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届、賞与支払届又は各種訂正・変更届を徴することとされている。

表 1 - (4) - 5

全国の社会保険調査官による厚生年金保険の適用済事業所に対する事業所調査は、表 5 のとおり、平成 14 年度から 16 年度においては、全適用済事業所のうち年間約 20% の事業所に対して実施している。

表 1 - (4) - 8

表 5 事業所調査の実施状況

区 分	平成 14 年度	15 年度	16 年度
適用済事業所数 (a)	1,628,841 事業所	1,618,113 事業所	1,626,166 事業所
事業所調査実施数 (b)	328,923 事業所	307,125 事業所	333,255 事業所
事業所調査実施率 (b/a)	20.2 %	19.0 %	20.5 %

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

(イ) 事業所調査結果では、標準報酬月額関係の指導よりも資格得喪関係の指導による方が、1 事業所当たりの追徴保険料額が多い実態あり

調査した 74 社会保険事務所が、上記 (7) の事業所調査の結果に基づき厚生年金保険についての各種是正指導を行った事項のうち、被保険者資格取得届出漏れ等の資格得喪関係の指導と「健康保険及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」(以下「算定基礎届」という。)の訂正等の標準報酬月額関係の指導による 1 事業所当たりの追徴保険料額をみると、表 6 のとおり、資格得喪関係の指導により、追徴することとなった保険料の額の方が高くなっており、資格得喪関係についての調査は重要なものとなっている。

表 1 - (4) - 8

表6 資格得喪関係の指導及び標準報酬月額関係の指導における追徴保険料額等

区 分	資格得喪関係			標準報酬月額関係		
	平成 14 年度	15 年度	16 年度	平成 14 年度	15 年度	16 年度
指導した事業所数 (a)	18,711 事業所	19,320 事業所	17,336 事業所	31,483 事業所	26,568 事業所	25,348 事業所
追徴保険料額 (b)	463,496 万円	354,201 万円	328,298 万円	218,785 万円	169,392 万円	185,852 万円
1事業所当たりの追徴 保険料額 (b/a)	約 24.8 万円	約 18.3 万円	約 18.9 万円	約 6.9 万円	約 6.4 万円	約 7.3 万円

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

(ウ) 是正指導に応じない事業主に対して継続的な指導を行わず改善されていない例あり

調査した 74 社会保険事務所（同事務所の管轄区域内の平成 16 年度の適用済事業所は、45 万 2,400 事業所。）における社会保険調査官による事業所調査の実施状況をみると、事業主が是正指導に応じないにもかかわらず、事業主に対する継続的な指導を行っていないことから、被保険者の資格取得の届出漏れが改善されていないもの（5 社会保険事務所 7 事業所）がある。この中には、被用者からの相談を端緒とした事業所調査の結果に基づいて是正指導を行ったが、改善されていないもの（1 社会保険事務所 1 事業所）もみられる。

(エ) 是正指導に事業主が応じない場合の職権適用の手続が明確に定められていない実態あり

上記(ウ)の例の原因については、事業所調査で把握した被保険者資格取得届出漏れの是正指導に事業主が応じない場合の職権適用の手続を社会保険庁が明確に定めていないことによると考えられる。

イ 適用漏れ被保険者からの相談及び通報の受付・処理状況

(7) 適用漏れ被保険者からの相談及び通報の受付から処理に至る手順が定められていない実態あり

適用漏れに関する相談及び通報（以下「相談等」という。）については、被用者本人の生活設計に係る深刻なケースも多いとみられることから、秘密の保持に配慮して適切に対応することが重要であり、相談者等へ調査結果を通知するなど、通常の事業所調査とは異なり、相談者等に配慮した取扱いが

表 1 - (4) - 9
表 1 - (4) - 10

<p>求められる。</p> <p>社会保険調査官が適用漏れ被保険者からの相談等を端緒として行う事業所調査については、社会保険調査官調査要領において、被保険者や第三者等から調査に有効な情報の提供を受けたときは、「調査依頼（授受）簿」に記載するとともに、月間の調査計画策定時に、情報提供のあった事業所を調査対象事業所に含めるものとされている。また、併せて「事業所情報等聴取票」を作成することとされている。さらに、調査を完了したときは、「調査復命書」に調査結果を整理の上、社会保険事務所長の決裁を受けることとされている。</p> <p>しかし、社会保険調査官調査要領においては、相談者等へ調査結果を通知すること等の取扱いや、相談等の受付から処理に至る事務に関する手順が定められていない。</p>	<p>表 1 - (4) - 11</p>
<p>(イ) 相談等の受付・処理の記録状況が不適切な社会保険事務所の例あり</p> <p>調査した 74 社会保険事務所における適用漏れ被保険者からの相談等の受付・処理の記録状況をみると、相談等の受付・処理件数が集計されていない社会保険事務所があり、相談等の受付件数が確認できたものは、平成 14 年度が 31 社会保険事務所で計 18 件、15 年度が 32 社会保険事務所で計 43 件、16 年度が 43 社会保険事務所で計 82 件、17 年 7 月末までにおいては 50 社会保険事務所で計 44 件となっている。</p>	<p>表 1 - (4) - 12</p>
<p>これらの中には、相談等を端緒とした事業所調査を行った記録が担当者のメモ書きでしか残されておらず、相談等の処理内容が十分に確認できないもの等適切に処理されていない例がみられる（2 社会保険事務所で計 6 件）。</p>	<p>表 1 - (4) - 13</p>
<p>(ウ) 相談等の受付に焦点を置いた広報を行っている社会保険事務所は皆無</p> <p>上記(イ)の相談等を端緒とした事業所調査を行った事案の中には、適用済事業所において 22 人の被保険者資格取得の届出漏れを把握し改善させているもの等（2 社会保険事務所の 2 件）もみられることから、事業所調査に当たっては、被用者からの相談等を端緒とすることも有効であると考えられるが、いずれの社会保険事務局及び社会保険事務所においても被用者からの適用漏れに関する相談等を受け付けることに焦点を置いた広報は行っていない。</p>	<p>表 1 - (4) - 14</p>
<p>ウ 賞与支払届提出の確認及び調査の実施状況</p>	
<p>(ア) 賞与支払届の提出が必ずしも励行されていない状況が推定される</p> <p>年度ごとの標準賞与額の総額の推移をみると、表 7 のとおり、平成 15 年度は 23 兆 9,526 億円、14 年度は 26 兆 4,133 億円（15 年度との差額は 2 兆 4,607 億円で 14 年度標準賞与額の総額の 9.3%）、13 年度は 28 兆 1,634 億円</p>	

(15年度との差額は4兆2,108億円で13年度標準賞与額の総額の15.0%)
 となっている。

表7 厚生年金保険における標準賞与額の総額の推移

区 分	平成13年度	14年度	15年度
標準賞与額総計の総額(a)	28,163,400 百万円	26,413,300 百万円	23,952,600 百万円
平成15年度との 標準賞与額との差額 (b)	4,210,800 百万円	2,460,700 百万円	—
比率 (b/a)	15.0 %	9.3 %	—

(注)1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 社会保険庁では、平成14年度以前の標準賞与額の総額は、賞与額の1,000分の10を保険料率とする特別保険料を徴収していたため、集計していないとしている。

このことから、平成13年度及び14年度の標準賞与額の総額は、賞与保険料(平成13年度:281,634百万円、14年度:264,133百万円)を保険料率である1,000分の10で割って当省が算出した。

これに対し、民間給与実態統計調査結果(国税庁)における年度ごとの1年を通じて勤務した給与所得者の賞与総額をみると、表8のとおり、平成15年度は31兆3,256億円、14年度は32兆4,332億円(15年度との差は1兆1,076億円で14年度賞与総額の3.4%)、13年度は34兆9,452億円(15年度との差は3兆6,196億円で13年度賞与総額の10.4%)となっている。

表8 給与所得者の賞与総額の推移

区 分	平成13年度	14年度	15年度
給与所得者の賞与総額(a)	34,945,247 百万円	32,433,231 百万円	31,325,619 百万円
平成15年度と の差額 (b)	3,619,628 百万円	1,107,612 百万円	—
比率 (b/a)	10.4 %	3.4 %	—

(注) 民間給与実態統計調査結果(国税庁)に基づき、当省が作成した。

両者の減少幅を比較すると、社会保険庁が賞与に係る保険料として収納している額は実際に支払われた賞与をベースにした本来徴収すべき保険料の額よりも少ないことが推測される。

一方、社会保険庁は、平成15年度において標準賞与額の総額の減少に伴う賞与に係る保険料の減少の原因を分析していないが、後述(イ)のように賞与支払届の提出を励行していない事業主に対して賞与支払催告状(以下「催告状」という。)を送付した後は提出状況を確認していない社会保険事務所が存在する等の例から、賞与支払届の提出が必ずしも励行されていないもの

と考えられる。

(イ) 賞与支払届を提出していない事業主に対して、事業所調査や電話による確認を実施し効果を上げている社会保険事務所がある一方で、催告状を送付した後は提出状況を確認していない社会保険事務所あり

社会保険事務所では、適用事業所の事業主から提出される賞与支払届に記載される賞与支払予定月を社会保険オンラインシステムに入力している。同システムを管理している社会保険業務センターでは、賞与支払予定月の翌々月までに賞与支払届の入力がない場合には、未提出事業所一覧表及び催告状を該当の社会保険事務局に配信しており、社会保険事務局は、催告状を該当する事業所の事業主に送付している。

社会保険庁は、前述のとおり、社会保険事業計画において、賞与支払届を提出しない事業主に対して社会保険調査官等による調査を実施することとしているが、調査した 23 社会保険事務局及び同事務局管内の 74 社会保険事務所における賞与支払届の提出状況の確認、調査の実施状況を見ると、次のとおり、事業所調査の実施や賞与支給時期に電話等による確認を実施して効果を上げている例がみられる一方、催告状を送付したままその後の確認を行っていない例がみられる。

a 事業所調査の実施により効果を上げている社会保険事務局の例

平成 16 年度及び 17 年度の事業所調査の重点事項として、いずれの年度においても賞与支払届未提出事業所等について適正な届出の確認と指導を行うこととしており、管内 6 社会保険事務所が実施した事業所調査の結果、16 年度において合計 2,823 事業所（管内の適用事業所 2 万 8,261 事業所の 10.0%）に対し、保険料 4,786 万 6,822 円に係る賞与支払届を提出させている（一部賞与支払届以外の事項に係るもの（3 ないし 6 事業所程度）を含む。）。

b 賞与支給時期に電話による確認を実施して効果を上げている社会保険事務所の例

平成 16 年度から、電話による賞与支払届未提出事業所に対する督促業務を実施しており、平成 17 年 1 月 4 日から同年 1 月 21 日までの間に、未提出事業所一覧に掲載された 484 事業所について賞与支払状況を確認し、38 事業所（管内の適用事業所 8,356 事業所の 0.5%）に対し、保険料 43 万 978 円に係る届出を提出させている。

c 催告状を送付しているがその後の提出状況の確認を行っていない社会保険事務所の例

催告状を送付したまま、多忙等を理由にその後の提出状況を確認していない（2 社会保険事務局管内の 6 社会保険事務所）。

図 1 - (4)

表 1 - (4) - 15

表 1 - (4) - 16

表 1 - (4) - 17

【所見】

したがって、厚生労働省は、適用事業所に対する被保険者の資格得喪関係又は賞与支払関係の適正な届出の徹底、被用者からの適用漏れに関する相談等の受付・処理体制を整備する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 被保険者の資格取得の届出漏れの是正指導に応じない適用事業所に対する職権適用の手続を明確に定め、社会保険事務局に対して、それに基づき適用事業所に対する是正指導及びその後の職権適用を行うよう指示すること。
- ② 被用者からの適用漏れ被保険者に関する相談等については、
 - i) 受付から処理に至る事務に関する手順を定め、社会保険事務局に対して、それに基づき、相談等の受付及び適切な事案処理を行うよう指示すること。
また、その指示に係る社会保険事務局の業務の実施状況を適切に管理すること。
 - ii) 相談等を受け付けることについての広報を行うこと。
- ③ 社会保険事務局に対して、賞与支払時期ごとに賞与支払届の提出の励行状況に係る集中的な調査等を実施するよう指示すること。

(説明)

表 1 - (4) - 1 被保険者の資格の取得に係る厚生年金保険法等の規定

○ 厚生年金保険法 <抜粋>

(資格の得喪の確認)

第 18 条 被保険者の資格の取得及び喪失は、社会保険庁長官の確認によって、その効力を生ずる。ただし、第 10 条第 1 項の規定による被保険者の資格の取得及び第 14 条第 3 号に該当したことによる被保険者の資格の喪失は、この限りでない。

2 前項の確認は、第 27 条の規定による届出若しくは第 31 条第 1 項の規定による請求により、又は職権で行うものとする。

3 (略)

(届出)

第 27 条 適用事業所の事業主又は第 10 条第 2 項の同意をした事業主（以下単に「事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（被保険者であった 70 歳以上の者であって当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの（以下「70 歳以上の使用される者」という。）を含む。）の資格の取得及び喪失（70 歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至った日及び当該要件に該当しなくなった日）並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。

(確認の請求)

第 31 条 被保険者又は被保険者であった者は、いつでも、第 18 条第 1 項の規定による確認を請求することができる。

2 社会保険庁長官は、前項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その請求を却下しなければならない。

○ 厚生年金保険法施行規則 <抜粋>

(被保険者の資格取得の届出)

第 15 条 法第 27 条 の規定による当然被保険者（船員被保険者及び法第 8 条の 2 第 1 項の適用事業所に使用される被保険者を除く。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から 5 日以内に、厚生年金保険被保険者資格取得届（様式第 7 号）正副 2 通又は当該届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を社会保険事務所長等に提出することによって行うものとする。この場合において、被保険者が同時に政府の管掌する健康保険の被保険者の資格を取得したことにより、健康保険法施行規則第 24 条 の規定によって届書又は磁気ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。

2～5 (略)

表 1 - (4) - 2 賞与支払届の提出に係る規定

○ 厚生年金保険法 <抜粋>

(標準賞与額の決定)

第 24 条の 3 社会保険庁長官は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が 150 万円（第 20 条第 2 項の規定による標準報酬月額等の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えるときは、これを 150 万円とする。

2 (略)

○ 厚生年金保険法施行規則 <抜粋>

(賞与額の届出)

第 19 条の 5 被保険者（船員被保険者及び法第 8 条の 2 第 1 項の適用事業所に使用される被保険者を除く。）の賞与額に関する法第 27 条の規定による届出は、賞与を支払った日から 5 日以内に、厚生年金保険被保険者賞与支払届（様式第 9 号の 2）又は当該届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスクを社会保険事務所長等に提出することによって行うものとする。この場合において、被保険者が同時に政府の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第 27 条の規定によって届書又は磁気ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。

2 被保険者（法第 8 条の 2 第 1 項の適用事業所に使用される被保険者に限る。）の賞与額に関する法第 27 条の規定による届出は、賞与を支払った日から 5 日以内に、前項の届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスクを社会保険事務所長等に提出することによって行うものとする。

3～4 (略)

表 1 - (4) - 3 事業所調査に係る厚生年金保険法の規定 <抜粋>

(立入検査等)

第 100 条 社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～3 (略)

表 1 - (4) - 4 社会保険事業計画における事業所調査に係る規定

○ 平成 17 年度社会保険事業計画 <抜粋>

II 実施計画

1 適用業務に関する事項

(2) 健康保険・厚生年金・船員保険の適用の適正化

- ① 適用対象事業所の適用促進 (略)
- ② 適用事業所に対する指導及び事業所調査

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用事業所からの、被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。

〔数値目標〕 適用事業所数に対する事業所調査件数（定時決定時調査を除く。）の割合が、4分の1以上となること。

【計画】

ア 適用事業所の事業主に対し、被保険者等に係る届出を適正に行うよう指導する。特に、資格取得届の届出漏れ等が多くなる傾向にある短時間就労者、高齢就労者、外国人就労者等や平成 15 年度から被保険者ごとに届出が必要となった賞与に係る届出の指導について、重点的に行う。

イ 医療費の適正化を図る観点からも、被保険者資格喪失届等への確実な被保険者証の添付を指導する。

ウ 適正な届出の指導が特に必要と見込まれる上記の就労者が多い事業所等に対する重点的な調査や賞与支払届を提出しない事業主に対する調査を実施する。

エ～オ (略)

(注) 1 厚生労働省の資料による。

2 下線は当省が付した。

表 1 - (4) - 5 社会保険調査官による事業所調査の区分、結果の処理に係る規定

○ 「社会保険調査官調査要領について」(平成 16 年 6 月 30 日付け庁保発第 0630001 号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保険課長・同年金保険課長連名通知) <抜粋>

第 1 調査区分

社会保険調査官(以下「調査官」という。)が行う調査を総合調査、事故調査及び特別調査に区分する。

- 1 総合調査は、適用事業所における被保険者の資格の取得、喪失及び報酬等の届出状況、療養の給付の実態又はその他の保険給付に係る事実並びに被扶養者その他関係者について総合的に行う調査をいう。
- 2 事故調査は、関係課(係)において、日常業務を処理する間に発見した事故または事故の疑いがある事業所、及び被保険者や第三者等からの情報提供により事故が予測される事業所について行う調査をいう。

3～4 (略)

第 2～第 4 (略)

第 5 調査方法

調査官は、調査を実施するにあたり、次の事項を踏まえ適切な対応に努めるものとする。なお、共同調査の実施にあたっては、共同調査要領も踏まえ実施するものとする。

- 1 調査対象事業所の選定理由となった項目について重点的に調査を行うとともに、全体を通して効率的に確認を行い、適正な指導に務めるものとする。
- 2 被保険者資格や報酬等の届出もれ、資格取得年月日、喪失年月日または標準報酬月額訂正等を行う必要が認められるものについては、被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届、賞与支払届若しくは各種訂正・変更届等を徴するものとする。

(以下略)

表 1 - (4) - 6 社会保険調査官の所掌事務の例

○ 標準的な社会保険事務所の内部組織に関する規程における社会保険調査官の事務の範囲

- 1 政府が管掌する健康保険、厚生年金保険及び船員保険の業務に関し、次に掲げる調査等を行うこと。
 - ① 被保険者の資格に関する届出の正否
 - ② 被扶養者の認定に関する届出の正否
 - ③ 被保険者の報酬に関する届出の正否
 - ④ 被保険者又は被扶養者が受けた療養の給付等について、その受給要件の該当及び診療の事実関係
 - ⑤ 現金をもって支給する保険給付について、その受給要件等事実関係の有無
- 2 政府が管掌する健康保険、厚生年金保険の適用対象事業所の適正把握及び適用促進を図るため事業所等の調査、指導に関すること。
- 3 その他前 2 号に掲げる調査等について、社会保険事務所長が必要と認める事務を処理すること。

(注) 厚生労働省の資料による。

表 1 - (4) - 7 社会保険調査官数 (全国計)

(単位: 人)

平成 14 年度	15 年度	16 年度
2,043	1,976	2,003

(注) 1 厚生労働省の資料による。

2 事業所調査担当の専任の社会保険調査官のほか、同担当兼任の社会保険調査官を含む。

表 1 - (4) - 8 社会保険調査官による厚生年金保険の適用済事業所に対する事業所調査の実績 (全国)

(単位: 事業所、%、件、万円)

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度	
適用済事業所数 (a)		1,628,841	1,618,113	1,626,166	
事業所調査実施数 (b)		328,923	307,125	333,255	
事業所調査実施率 (b/a)		20.2	19.0	20.5	
調 査 結 果 に 基 づく 是 正 指 導 実 績	資格 得喪 関係	指導した事業所数 (c)	18,711	19,320	17,336
		指導率 (c/b)	5.7	6.3	5.2
		指導件数	71,464	67,187	64,066
		追徴保険料額 (d)	463,496	354,201	328,298
		指導した 1 事業所当たりの追徴保険料額 (d/c)	24.8	18.3	18.9
調 査 結 果 に 基 づく 是 正 指 導 実 績	標準 報酬 月額 関係	指導した事業所数 (e)	31,483	26,568	25,348
		指導率 (e/b)	9.6	8.7	7.6
		指導件数	82,061	84,864	78,477
		追徴保険料額 (f)	218,785	169,392	185,852
		指導した 1 事業所当たりの追徴保険料額 (f/e)	6.9	6.4	7.3
調 査 結 果 に 基 づく 是 正 指 導 実 績	保険 給付 関係	指導件数	193	193	168
		返納金額	7,326	5,551	5,923
調 査 結 果 に 基 づく 是 正 指 導 実 績	その 他	指導件数	101,852	71,797	57,479
		返納金額	112,735	537,087	362,886

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「調査結果に基づく是正指導実績」欄の i) 「資格得喪関係」は被保険者資格取得届出漏れ、資格得喪年月日の訂正等、ii) 「標準報酬月額関係」は算定基礎届の訂正、資格取得時の報酬月額の訂正等、iii) 「保険給付関係」は年金一時金に係る不正支給等、iv) 「その他」は i) から iii) に該当しないものである。

表 1 - (4) - 9 調査した 74 社会保険事務所のうち、厚生年金保険の資格得喪関係の是正指導を行った事業所数が確認できた 73 社会保険事務所における社会保険調査官の厚生年金保険の適用済事業所に対する事業所調査の実績（平成 16 年度）

（単位：事業所、人、%、件、万円）

適用済事業所数 (a)	社会保険調査官(事業所調査担当の専任者)数	事業所調査		調査結果に基づく資格得喪関係の是正指導実績			
		実施数 (b)	調査実施率 (b/a)	指導した事業所数 (c)	指導率 (c/b)	指導件数	追徴保険料額
444,702	131	80,844	18.2	5,052	6.2	19,003	106,270

(注) 1 当省の調査結果による。

2 資格得喪関係の是正指導を行った事業所数を把握していない大宮社会保険事務所を加えた 74 社会保険事務所における適用済事業所数は 45 万 2,400 事業所、社会保険調査官（事業所調査担当の専任者）は 133 人、事業所調査実施数 8 万 2,442 事業所（調査実施率 18.2%）、調査結果に基づく資格得喪関係の指導件数 1 万 9,047 件・追徴保険料額 10 億 7,298 万円である。

表 1 - (4) - 10 事業所調査の結果に基づき、被保険者の資格取得届出漏れの是正指導を行っているが、未改善のままとなっている社会保険事務所の事例

社会保険事務所名	内 容
札幌西	<p>社会保険事務所は、平成 16 年 12 月 3 日に、被用者から「1 日 6 時間、1 か月 20 日以上勤務しているが、会社側が社会保険の加入手続きをしてくれない。」との相談を受け、17 年 1 月 26 日に総合調査（呼出）を行い、来所した Aa1 事業所の担当者に対して、加入手続きを行うよう指導している。</p> <p>しかし、その後、Aa1 事業所の代表者から連絡はなく、社会保険事務所から連絡しても代表者は不在等のためとして、未改善のままとなっている。</p>
北 見	<p>社会保険事務所は、Ae1 事業所（被保険者数 38 人）に対して、平成 17 年 1 月 13 日に総合調査（集合調査方式）を行った結果に基づき、被保険者資格取得届出漏れ（対象者 3 人）の是正指導を行ったが、事業主が指導に応じないため、同年 9 月 9 日の再調査（臨場方式）においても指導しているものの、依然として改善されていない。</p>
仙台北	<p>社会保険事務所は、Ba1 事業所に対して、平成 16 年 12 月 13 日に総合調査の結果に基づき、同年 12 月 24 日を期限として被保険者資格取得届漏れ（対象者 1 人）を是正するよう指導している。</p> <p>しかし、事業主が指導に応じないため、社会保険事務所が平成 17 年 1 月及び 2 月に電話等で督促を行っていたが、社会保険調査官の人事異動に伴う後任の同調査官への引継ぎが行われなかったため、その後指導を行っておらず、未改善のままとなっている。</p>
玉 名	<p>社会保険事務所は、総合調査方式の定時決定時調査（社会保険調査官調査要領に基づき調査）（注）を行っている。</p> <p>（注） 定時決定時調査は、毎年、健康保険及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定届を受け付けるに際して行われる調査である。</p> <p>平成 16 年度の定時決定時調査（191 事業所に対して 7 月に実施）においては、資格得喪関係の是正指導が 12 事業所（対象者 15 人）に対して行われているが、このうち、3 事業所（対象者 7 人）からは、被保険者資格取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所では、これらの案件について、定時決定時調査担当者（社会保険調査官以外の適用業務担当者等）から社会保険調査官への引継ぎを行っていないため、これらの事業主に対する指導が継続的に行われていない。このため、未改善のままとなっている。</p>
平 塚	<p>社会保険事務所は、Gc1 事業所に対して、平成 13 年 11 月 20 日と 17 年 3 月 17 日に総合調査を行い、その結果に基づいて、被保険者資格取得届出漏れの是正指導を行っている（13 年度の対象者 13 人、16 年度の対象者 10 人）が、i）平成 13 年度の対象者 13 人については氏名を記録していないことから、また、ii）16 年度の対象者 10 人については同事業所の担当社会保険労務士に電話で督促はしたものの、その後確認していないことから、社会保険事務所は、その改善状況を把握していない。</p> <p>なお、社会保険事務所が当省の調査を受けて、その改善状況を確認したところ、i）平成 13 年度の対象者 13 人中 1 人は改善されていたが、残り 12 人については不明、ii）16 年度の対象者 10 人中 5 人は改善されていたが、残り 5 人については今後の総合調査で確認予定と説明している。</p>

（注） 当省の調査結果による。

表 1 - (4) - 11 相談等を端緒とした事業所調査に係る規定

○ 社会保険調査官調査要領 <抜粋>

第 1 調査区分 (略)

第 2 調査計画

調査を実施しようとするときは、あらかじめ次により具体的な計画をたてるものとする。

- 1 総合調査については、過去の調査結果等に基づく保有情報等を活用した効果的な調査を実施する。

(1) 年間調査計画の策定

年間調査計画は、翌年度の事業計画の策定に併せて作成し、当該年度中に重点的に調査を実施する対象事業所の選定方針を月別に策定し、「年間調査計画表」(様式第 1 号)を作成するものとする。なお、社会保険・労働保険徴収事務センターにおいて一元的に調査(以下「共同調査」という。)を行う場合の調査計画の策定は平成 15 年 7 月 22 日付庁保険発第 0722001 号「社会保険・労働保険徴収事務センター事務取扱要領について」(以下「共同調査要領」という。)によるものとする。

(2) 月間調査計画の策定

年間調査計画により調査対象となる事業所の選定方針に基づき、翌月に実施する事業所を選定し、関係課(係)と合議のうえ、原則として、毎月末日までに「総合調査等月間実施計画表」(様式第 2 号)を作成するものとする。

- 2 事故調査については、新規適用届の内容に疑義がある等、特に調査を要するものとして関係課(係)より「事故調査依頼伺及び事故調査復命書」(様式第 3 号)の回付があったとき、または被保険者や第三者等から調査に有効な情報の提供を受けたときは「調査依頼(授受)簿」(様式第 4 号)に記載するとともに、総合調査の計画を勘案し、前項の月間調査計画策定時に調査対象事業所として含めるものとする。

なお、被保険者や第三者等から調査に有効な情報の提供を受けたときは、「事業所情報等聴取票」(様式第 5 号)を作成するものとする。

第 3～第 5 (略)

第 6 復命

- 1 調査官は、調査を完了したときは、「調査活動状況表」(様式第 8 号)を整備し、提出指示により徴した届書等に「調査官調査」の表示をするとともに、次により、すみやかに調査結果を整理のうえ、課所長の決裁を受けるものとする。

(1) 総合調査にあつては、「総合調査台帳及び復命書」(様式第 9 号)により復命するものとする。

(2) 事故調査にあつては、前記(1)のほか、「事故調査依頼伺及び事故調査復命書」により復命するものとする。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (4) - 12 調査した 74 社会保険事務所における適用漏れ被保険者に関する相談等の受付状況

区 分	平成 14 年度	15 年度	16 年度	17 年 4 月～ 7 月末
受付件数が確認できた社会保険事務所	31 事務所	32 事務所	43 事務所	50 事務所
上記社会保険事務所における受付件数	18 件	43 件	82 件	44 件

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (4) - 13 相談等を端緒とした事業所調査を行った記録が担当者のメモ書きでしか残されておらず、相談等の処理内容が十分に確認できない等の事例

社会保険事務所名	内 容
横浜中	社会保険事務所は、平成 14 年度から 16 年度に、適用漏れに関する相談等 4 件を受け付け、これを端緒として事業所調査（4 件）を行っているが、その記録はすべて担当者のメモ書きでしか残されていない。
港 北	社会保険事務所は、平成 14 年度から 17 年 7 月末までに、適用漏れに関する相談等 4 件を受け付けているが、このうち 2 件の記録は担当者のメモ書きでしか残されておらず、その処理内容が全く確認できない。

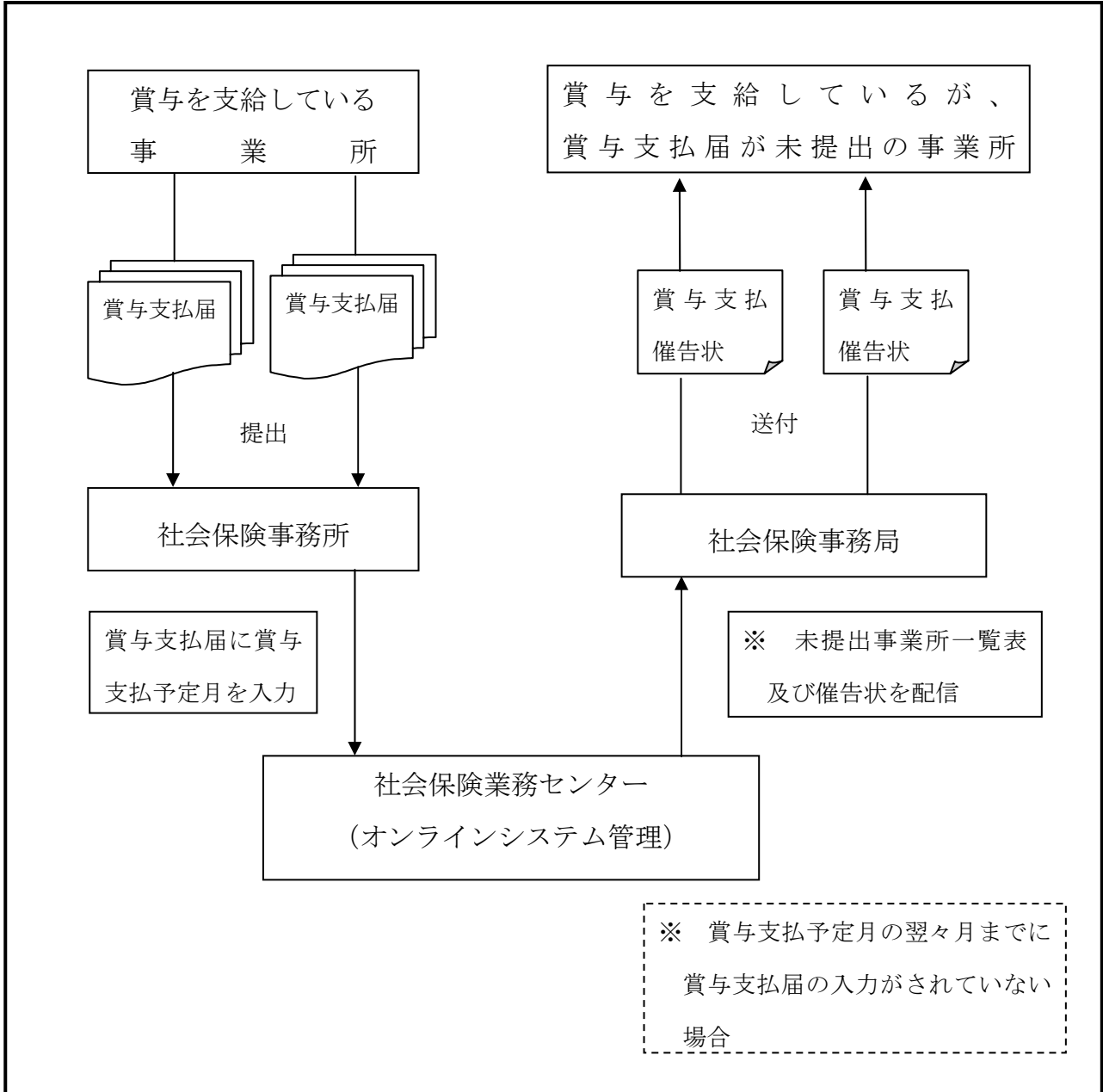
(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (4) - 14 適用漏れ被保険者に関する相談等を端緒とした事業所調査により多数の被保険者資格取得届出漏れを把握し改善させている社会保険事務所の事例

社会保険事務所名	内 容
熊本東	社会保険事務所は、被用者から適用漏れに関する相談（平成 17 年 5 月受付）を基に、Va1 事業所に対して同年 6 月に事業所調査を行った結果、適用漏れ被保険者を 22 人把握し、同年 9 月末までに当該 22 人の被保険者資格取得届を提出させている。
玉 名	社会保険事務所は、被用者から適用漏れに関する相談（平成 17 年 6 月受付）を基に、Vc1 事業所に対して同年 8 月に事業所調査を行った結果、適用漏れ被保険者を 12 人把握し、同年 10 月末までに当該 12 人の被保険者資格取得届を提出させている。

(注) 当省の調査結果による。

図1-4) 賞与支払届の提出確認の概要



(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 1 - (4) - 15 事業所調査の実施により効果を上げている社会保険事務所の事例

社会保険 事務局名	内 容
福島	<p>① 被保険者賞与支払届の提出について管内の社会保険事務所が的確に実施するための指示・支援の内容</p> <p>福島社会保険事務局では、同局が策定した平成 16 年度の適正化対策実施要綱、16 年度の社会保険調査官の活動指針及び 17 年度の社会保険調査官の活動方針において、賞与支払届の適正な届出の促進として、支払届未提出事業所及び賞与支払実績のない事業所について、適正な届出の確認と指導を行うこととしており、これらに基づき、管内の社会保険事務所に対して、定時決定時調査・総合調査において確認するとともに、過去に賞与支払未提出があった事業所への調査を重点的に行うよう指示している。</p> <p>② 上記①による効果</p> <p>管内 6 社会保険事務所が実施した事業所調査の結果、16 年度において合計 2,823 事業所（管内の適用事業所 2 万 8,261 事業所の 10.0%）に対し、保険料 4,786 万 6,822 円に係る賞与支払届を提出させている（一部賞与支払届以外の事項に係るもの（3 ないし 6 事業所程度）を含む。）。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (4) - 16 賞与支給時期に電話による確認を実施して効果を上げている社会保険事務所の事例

社会保険 事務所名	内 容
岡山西	<p>岡山西社会保険事務所は、平成 16 年度から、電話による賞与支払届未提出事業所に対する督促業務を実施しており、平成 17 年 1 月 4 日から 21 日までの間に、未提出事業所一覧に掲載された 484 事業所について賞与支払状況を確認し、38 事業所（管内の適用事業所 8,356 事業所の 0.5%）に対し、保険料 43 万 978 円に係る届出を提出させている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (4) - 17 賞与支払届が未提出となっている事業所に対し、催告状を送付しているが
その後の確認を行っていない社会保険事務所の事例

社会保険 事務所名	内 容
仙台北	平成 17 年 2 月から 6 月までの間において賞与支払届が未提出となっている 290 事業所に対しはがき又は電話で督促しているが、その後、回答状況を把握していない。
石巻	平成 16 年における賞与支払届の未提出事業所数は 1,294 であり、これら事業所に対し催告書を送付しているが、事業所からの提出状況は把握していない。
広島東、 広島西、 福山、 呉	社会保険業務センターから送信される「賞与支払届未提出一覧表」に基づき、未提出事業所に対し、督促状を送付しているが、送付後の提出状況は確認していない。

(注) 当省の調査結果による。

2 徴収業務に係る取組の強化、債権管理の適正化

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>厚生年金保険料の徴収については、厚生年金保険法において、以下のように規定されている。</p> <p>① 第 82 条第 1 項において、被保険者及び事業主は、それぞれ保険料の半額を負担することとされ、同条第 2 項において、事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うこととされている。</p> <p>② 第 83 条第 1 項において、毎月の保険料は翌月までに納付しなければならないこととされ、また、第 89 条において、社会保険庁長官は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例によって徴収するとされている。</p> <p>③ 第 86 条第 1 項において、保険料を滞納する者があるときは、社会保険庁長官は、期限を指定して、保険料を督促しなければならないこととされ、同条第 5 項において、督促を受けた者がその指定の期限までに納付しないときは、国税滞納処分の例によって処分することができるとされている。</p> <p>④ 第 92 条第 1 項において、保険料を徴収する権利は 2 年を経過したときは時効によって消滅するとされている。</p> <p>なお、第 92 条第 3 項において、督促は、時効中断の効力を有するとされている。この督促は、社会保険庁が納付義務者に対して督促状を送付することによって行われる。</p> <p>また、保険料率は、平成 16 年度末時点で 13.934%（平成 17 年 9 月以降は 14.288%）となっている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、社会保険庁本庁、23 社会保険事務局及び同事務局管内の 74 社会保険事務所における保険料の徴収業務の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>ア 徴収業務に係る取組の強化</p> <p>(7) 保険料の未収金額が増加している実態あり</p> <p>平成 15 年度及び 16 年度における全国の厚生年金保険料の収納率（徴収決定済額に対する収納済額の割合をいう。）についてみると、適用済事業所分は高率（98%前後）で推移している。この中には、適用漏れの事業所分の徴収決定済額、収納済額は含まれていない。</p> <p>一方、徴収決定済額のうち未収金額（徴収不納欠損額を含む徴収未済額をいう。）は、表 9 のとおり、徴収決定済額及び収納済額が平成 15 年度及び 16 年度と同様に 19 兆円台であった 8 年度と比べて増加している。</p>	<p>表 2 - 1</p> <p>図 2 - 1</p> <p>図 2 - 2</p>

表9 厚生年金保険料の徴収状況

区 分	平成8年度	15年度	16年度
徴収決定済額 (a)	196,512億円	196,471億円	198,022億円
収 納 済 額 (b)	193,706億円	192,425億円	194,537億円
収 納 率 (b/a)	98.6%	97.9%	98.2%
未 収 金 額 (c)	2,806億円	4,046億円	3,485億円
うち不納欠損額 (d)	175億円	521億円	472億円
不納欠損率 (d/c)	6.2%	12.9%	13.5%

(注)1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 不納欠損額とは、徴収不能と決定された保険料額をいう。

(イ) 収納率の数値目標の設定及び徴収対策は社会保険事務局にゆだねられていること等から、徴収対策の取組状況及び収納率に地域間の格差あり

a 社会保険庁の指示内容

社会保険庁は、毎年度の社会保険事業計画において、厚生年金保険料の徴収対策の推進として、「保険料等の確実な納入を促進するとともに、保険料等を滞納する事業主に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する」ことを目標としている。

具体的には、

- i) 全体の収納率の数値目標を設定すること、
- ii) 保険料納付の督促を早期に着手し、滞納保険料額が大きくなるまいうちに保険料の徴収を行うこと、
- iii) 長期又は大口となった滞納事業所等に対する滞納整理については、十分に対策を立て、計画的に実施すること等を指示している。

b 収納率は社会保険事務局間で格差あり

各社会保険事務局における収納率について、収納率が全国の社会保険事務局の中で最高となっているものと最低となっているものを比較すると、平成15年度は4.6ポイント（最高99.5%、最低94.9%）あった格差が、16年度は4.1ポイント（最高99.5%、最低95.4%）と狭まってきているものの、依然として地域間の格差がみられる。

調査した23社会保険事務局の平成16年度の収納率についてみると、全国の収納率（98.2%）より低い社会保険事務局（16社会保険事務局）においては、i)適用済事業所に対する滞納事業所（各年度5月末時点で

表2-2

図2-3

表2-3

把握（注）の割合が高く、ii)滞納事業所の中で、滞納月数13か月以上の未収金がある事業所の占める割合が高い傾向がみられる。

（注）滞納事業所には、適用事業所に該当しなくなった全喪事業所を含む。

c 収納率の高い社会保険事務局の中には、独自に工夫しているものがある一方、収納率の低い社会保険事務局の中には、早期の徴収対策が不十分なものあり

収納率が高い社会保険事務局の中には、社会保険庁が上記aのとおり指示している対策のほか、

- i) 社会保険事務局が、口座振替の不能が判明した直後に、電話、事業所訪問等により月内納付を要請する等、滞納を発生させないよう早期の対応を行っているもの（4社会保険事務局）、
- ii) 社会保険事務局が社会保険事務所に対して、定期的に滞納事案ごとの個別指導を行っているもの（3社会保険事務局）等、取組を徹底することにより収納率を向上させているものがある。

一方、収納率が低い社会保険事務局では、新規滞納事業所に対する督促、財産調査、差押え等の滞納整理の早期着手など早期の徴収対策の取組が十分ではないものもみられる。

d 収納率の数値目標の設定及び目標達成のための対策は各社会保険事務局へゆだねられている実態あり

上記b、cのとおり、収納率や収納率の向上のための取組に差異がみられる原因については、社会保険事務局ごとの収納率の数値目標の設定及び目標達成のための対策が各社会保険事務局にゆだねられていることが挙げられる。

イ 債権管理の適正化

(7) 債権管理の方法等に係る社会保険庁の指導内容

未収金額のうち徴収不納欠損額（徴収不能と決定された保険料の額をいう。）となった金額は、前述アの表9のとおり、増加傾向にある。

滞納整理事務については、「滞納処分事務の手引き」（保険料収納率が低下傾向にあることから、平成15年3月に、社会保険庁本庁が保険料収入の確保を図るための職員研修用の教材として作成し、同年4月に各社会保険事務局に送付したもの）において、次のとおりの手順等が示されている。

- a 督促指定期限の経過後は滞納処分が可能となり、呼出し等により事業主に納付指導を行った後、納付計画が作成できない事業所や納付の約束を履行しない事業所に対しては、預金残高や売掛金の財産調査を行い、

表2-4

表2-5

図2-4

表2-6

表2-7

表2-8

表2-9

表2-10

表2-11

差押えの予告を通知する。

なお、現に時効進行中の債権については、年2回、債務承認による時効中断措置を講じる。

- b 差押えの予告通知後も、保険料等を納付しない事業所に対しては、財産の差押えを行って債権の確保を図るが、差し押さえるべき財産がない場合等には、滞納処分の執行停止を行う。

なお、執行停止後は、定期的に財産調査を行う。

- c 滞納処分の執行停止後、保険料等の納付義務の消滅時効が成立した場合等には不納欠損処理を行う。

(イ) 債権管理が適切に行われていない社会保険事務所の例あり

調査した 74 社会保険事務所における平成 16 年度以降に不納欠損処理を行った事案 759 件を抽出し、その処理状況をみると、8 社会保険事務所において、差押えの前提となる財産調査を行っていない等滞納事業所に対する滞納処分を適切に行っていないもの（20 件。2.6%）がある。このうち 11 件は、現存している事業所の例となっている。

表 2 - 12

(ウ) 債権管理が不適切な例が発生する原因として、社会保険庁における滞納整理に係る債権管理システムでは滞納整理事務の進ちよく状況を把握できないことが挙げられる

上記(イ)のような不適切な例が発生する原因は、

- i) 直接的には滞納事業所に対する滞納整理事務の進ちよく状況の管理が適切に行われていないこと、
- ii) より根本的には、社会保険庁本庁における現行の滞納整理に係る債権管理システム（電算システム）では、社会保険事務局及び社会保険事務所が、滞納事業所に対する財産調査の実施など滞納整理に必要な事務の進ちよく状況を把握することができず、滞納事業所別に滞納整理の経過等を記録した紙媒体（滞納処分票）で把握しているなど非効率なものとなっていること

図 2 - 5

にある。

【所見】

したがって、厚生労働省は、厚生年金保険料の収納率の一層の向上及び債権を適正に管理する観点から、次の措置を講じる必要がある。

- ① 収納率が低い社会保険事務局に対しては、中長期的な収納率の数値目標を設定するとともに、それを達成するための具体的対策等を内容とする行動計画を作成し、これに基づき徴収対策の取組を強化するよう指示すること。

また、その指示に係る社会保険事務局の業務の実施状況を適切に管理するこ

<p>と。</p> <p>② 滞納事業所に対する滞納処分を適切に行った上で、不納欠損処理を行うよう、社会保険事務局に対する指示を徹底すること。</p> <p>また、その指示に係る社会保険事務局の業務の実施状況を適切に管理すること。</p> <p>③ 現行の滞納整理に係る債権管理システムを改善し、滞納事業所に対する滞納整理事務の進ちよく状況を適切に管理できるシステムを構築すること。</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(説明)

表 2-1 厚生年金保険料の徴収に係る規定

○ 厚生年金保険法 <抜粋>

(保険料の負担及び納付義務)

第 82 条 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する。

2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

3 (略)

(保険料の納付)

第 83 条 毎月の保険料は、翌月末日までに、納付しなければならない。

2～3 (略)

(保険料等の督促及び滞納処分)

第 86 条 保険料その他この法律（第 9 章を除く。以下この章、次章及び第 7 章において同じ。）の規定による徴収金を滞納する者があるときは、社会保険庁長官は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、第 85 条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、社会保険庁長官は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の規定による督促状は、納付義務者が、健康保険法第 180 条の規定によつて督促を受ける者であるときは、同法同条の規定による督促状に併記して、発することができる。

4 第 2 項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して 10 日以上を経過した日でなければならない。ただし、第 85 条各号の一に該当する場合は、この限りでない。

5 社会保険庁長官は、納付義務者が次の各号の一に該当する場合においては、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあつては、区とする。以下同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

一 第 2 項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないとき。

二 (略)

6 (略)

(徴収に関する通則)

第 89 条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

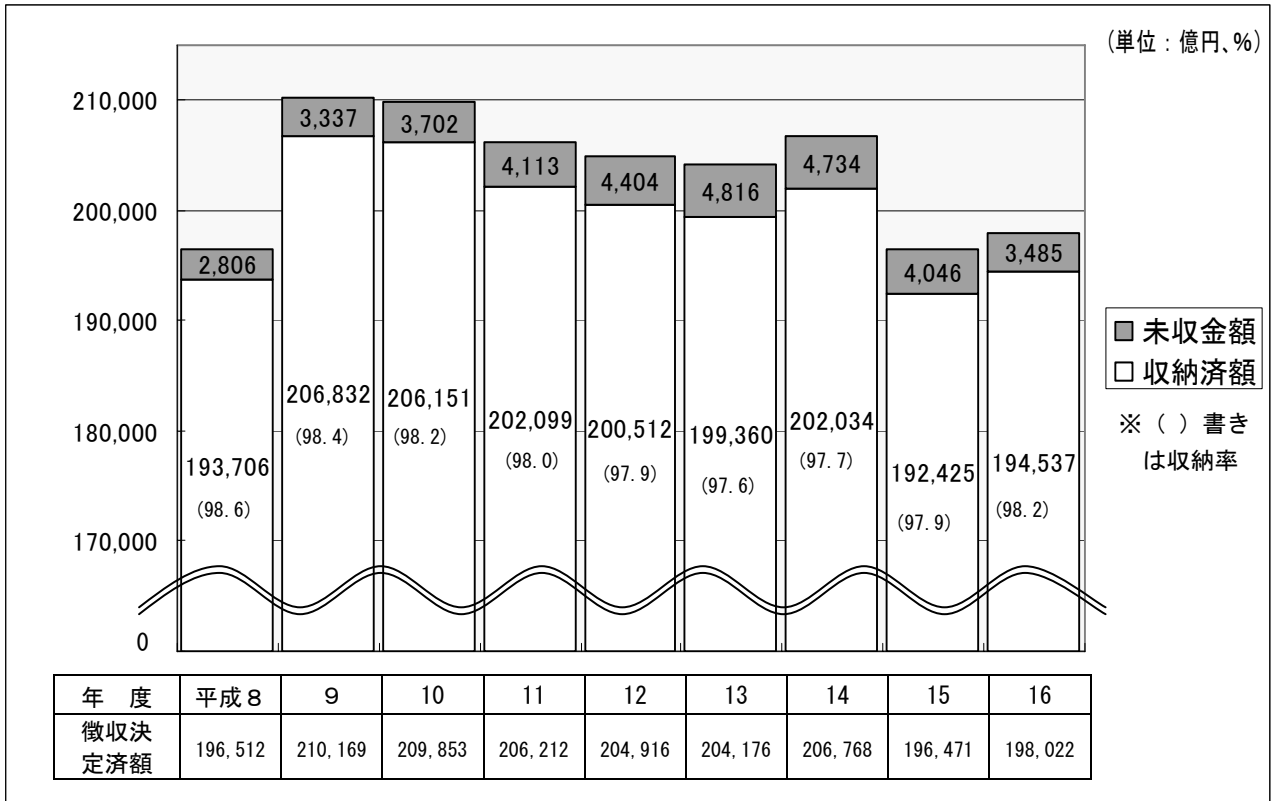
(時効)

第 92 条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2 年を経過したとき、保険給付を受ける権利は、5 年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 (略)

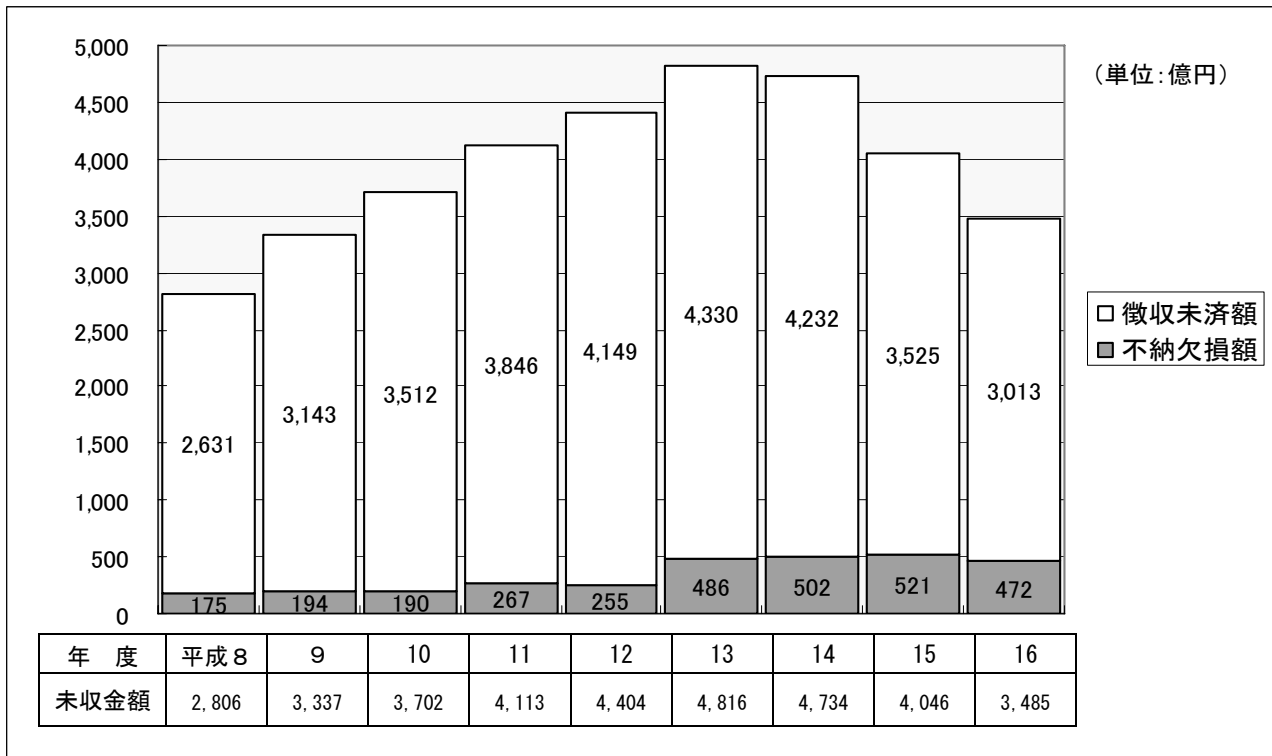
3 保険料その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は第 86 条第 1 項の規定による督促は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 153 条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

図 2 - 1 厚生年金保険料の徴収決定済額、収納済額等の推移（全国）



(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図 2 - 2 厚生年金保険料の未収金額の推移（全国）



(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2 - 2 社会保険事業計画における厚生年金保険料の徴収に係る規定

○ 平成 17 年度社会保険事業計画 <抜粋>

II 実施計画

2 保険料等収納事務に関する事項

(2) 健康保険・厚生年金・船員保険の徴収対策の推進

① 社会保険料等の確実な納付

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船舶所有者を含む。）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

〔数値目標〕（※厚生年金保険の収納率のみ抜粋）

- ・ 保険料収納率：97.9%以上で、かつ、前年度の実績を上回る

【計画】

ア 納期内納入の励行指導

- ・ 保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の促進を図る。
- ・ 残高不足等により口座振替不能となった事業所に対しては、再発防止の指導を行う。
- ・ （略）

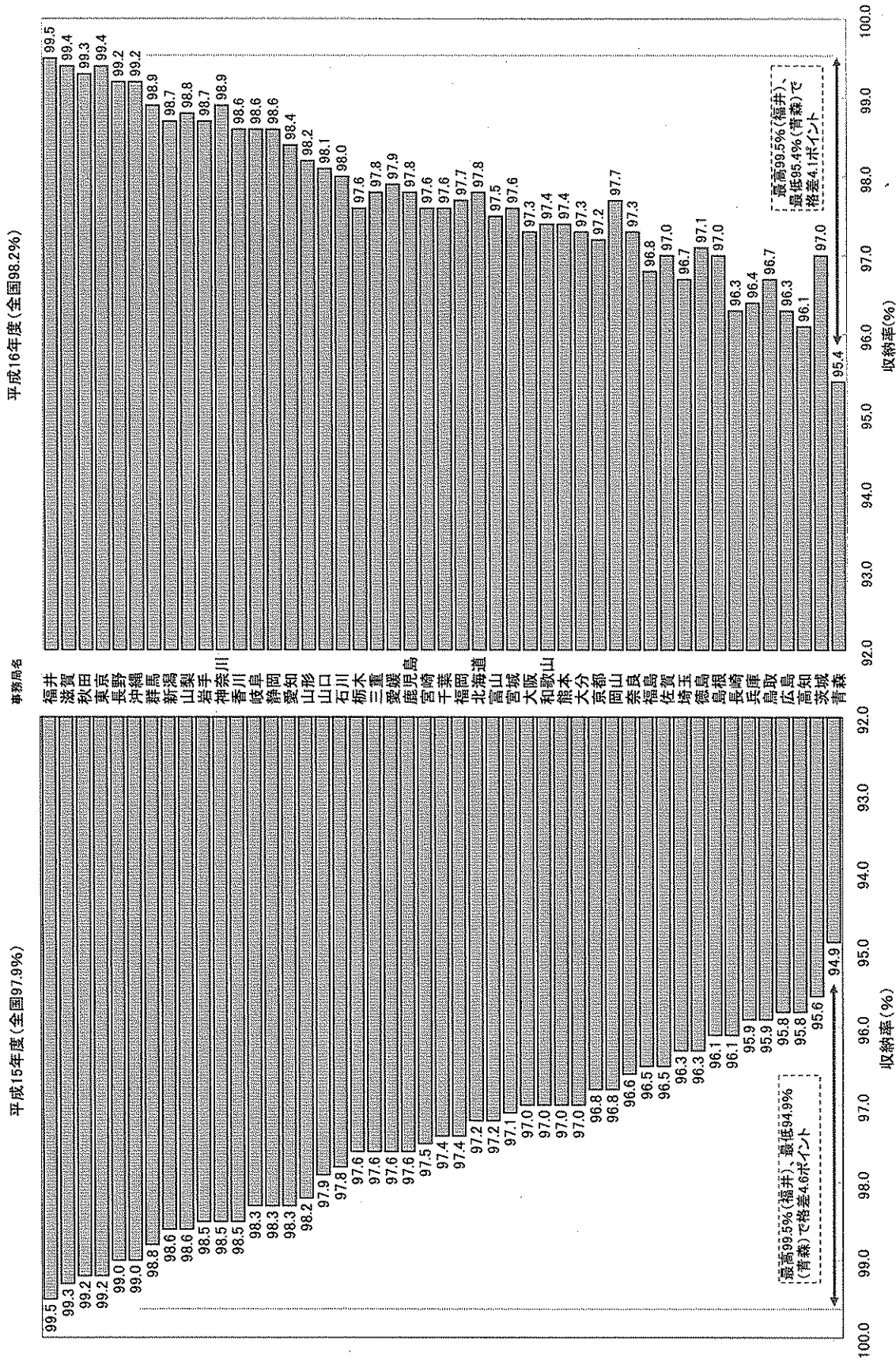
イ 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

- ・ 保険料納付の督促を早期に着手し、滞納保険料額が大きくならないうちに保険料の徴収を行う。
- ・ 滞納事業所の倒産、不渡情報等を早期に把握し、必要に応じて滞納処分の早期着手に務める。なお、滞納処分の実施にあたっては、十分に財産調査を行い、実効のある処分を行う。
- ・ 長期又は大口となった滞納事業所等に対する滞納整理については、十分に対策を立て、計画的に実施する。

(注) 1 厚生労働省の資料による。

2 数値目標の保険料収納率の「97.9%」は、平成 15 年度の収納率である。

図2-3 社会保険事務局別の厚生年金保険料の収納率



(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2-3 調査した 23 社会保険事務局のうち厚生年金保険料の収納率が全国の収納率より低い社会保険事務局（平成 16 年度）

（単位：％、事業所）

社会保険事務局	収納率	i)適用済事業所に対する滞納事業所の割合			ii)滞納事業所の中で、滞納月数 13 か月以上の未収金のある事業所の占める割合
		適用済事業所数 (a)	滞納事業所数 (b)	割合 (b/a)	
全国	98.2	1,626,166	127,442	7.8	58.9
山口	98.1	19,135	1,219	6.4	53.7
栃木	97.8	20,653	1,569	7.6	53.5
富山	97.8	17,097	960	5.6	72.3
愛媛	97.8	21,001	1,136	5.4	53.3
福岡	97.6	67,866	6,777	10.0	65.5
鹿児島	97.6	23,143	2,054	8.9	54.1
宮城	97.6	27,336	2,748	10.1	59.4
北海道	97.5	75,062	6,453	8.6	57.3
熊本	97.4	22,047	2,000	9.1	60.5
大阪	97.3	136,032	15,002	11.0	67.3
岡山	97.2	30,270	2,433	8.0	70.4
埼玉	97.1	50,115	4,133	8.2	67.4
福島	97.0	28,102	2,705	9.6	49.2
佐賀	96.8	10,922	1,061	9.7	65.5
兵庫	96.7	60,128	5,502	9.2	61.4
広島	96.1	42,644	3,987	9.3	68.5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 滞納事業所は、社会保険庁本庁が各年度 5 月末時点で把握しているものであり、適用事業所に該当しなくなった全喪事業所となった滞納事業所を含む。

3 網掛け箇所は、i)適用済事業所に対する滞納事業所の割合が全国平均より高いもの及びii)滞納事業所の中で、滞納月数 13 か月以上の未収金のある事業所の占める割合が全国平均より高いものである。

表 2-4 社会保険事務所が保険料の口座振替が不能となった事業所や新規滞納事業所に対して、早期に対応するための取組の徹底を図っている事例

社会保険 事務局名	管内社会保険事務所の取組内容
長野 (局の収納率 H15 : 99.0% H16 : 99.2%)	調査した長野南社会保険事務所（事務所の収納率：平成 15 年度 99.3%、16 年度 99.4%）では、保険料の口座振替が不能となった全事業所に対して、早急に電話で再振替の実施等により遅くとも督促指定期限内に納入するよう指導するとともに、納入されない場合には、事業所に出向いて指導を行い、その月内に納入させている。
岐阜 (局の収納率 H15 : 98.3% H16 : 98.4%)	調査した 3 社会保険事務所（岐阜南、美濃加茂、岐阜北）では、新規に保険料の口座振替が不能となった事業所に対して、督促状が発行される前に電話、訪問等により納付指導を行っている。 岐阜南社会保険事務所において、平成 17 年 7 月分の保険料への対応状況をみると、同年 9 月 6 日に納入告知書入力結果一覧表により新規滞納事業所 11 事業所を確認後、直ちに事業所に出向いて納付指導を行った結果、全 11 事業所の未納が解消（平成 17 年 9 月 7 日～20 日の間に納付）されている。
愛知 (局の収納率 H15 : 98.3% H16 : 98.6%)	社会保険事務局は、①保険料の口座振替が不能となった事業所に対しては、電話催告を督促状発送前日までに完了させることや、②新規滞納事業所に対しては、即刻、事業主と面談し、当該滞納の早期解消を求めるとともに、2 か月以上滞納となった場合には、財産の差押えを前提とした財産調査を実行することを通告することなどを管内の社会保険事務所に指示している。 調査した 4 社会保険事務所（大曾根、熱田、一宮、刈谷）において、平成 17 年 6 月に新規に滞納が発生した計 50 事業所に対する滞納整理の結果をみると、早期の滞納整理が行われた結果、同年 10 月末時点で保険料完納が 23 事業所、一部納入が 26 事業所に上っている。
神奈川 (局の収納率 H15 : 98.5% H16 : 98.9%)	調査した横浜中社会保険事務所（事務所の収納率：平成 15 年度 98.0%、16 年度 98.4%）では、新規滞納事業所に対して即座に連絡・接触する等の初期対応が重要であるとして、平成 16 年度から初期対応の専属職員（1 人）を配置し、滞納の長期化防止に取り組んでいる。

(注) 当省の調査結果による。

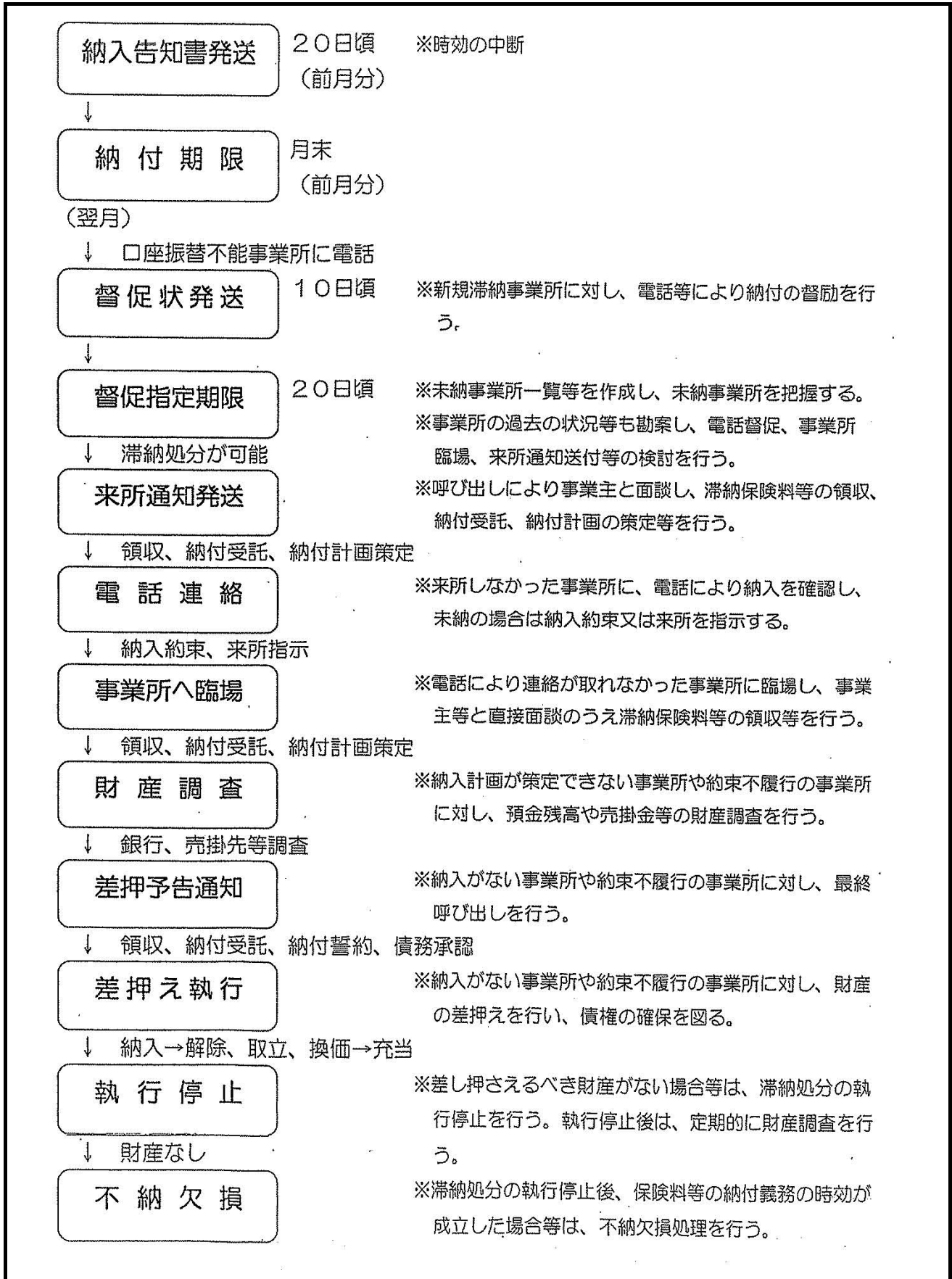
表 2-5 社会保険事務局が社会保険事務所に対して、定期的に滞納事案ごとに個別指導を行い、収納率を向上させるための取組の徹底を図っている事例

社会保険 事務局名	内 容
香川、岐阜 (香川事務所の 全体の収納率 H15 : 98.5% H16 : 98.7%)	香川及び岐阜社会保険事務局は、管内の社会保険事務所に出向いて、滞納処分票全件を確認するとともに、社会保険事務所に対して、個別の滞納事案ごとに必要な指示を行っている。
滋賀 (局の収納率 H15 : 99.3% H16 : 99.4%)	社会保険事務局は、管内の社会保険事務所から新規滞納事業所や対応が困難な滞納事業所（社会保険事務所ごとに 10 事業所選定）に対する対応状況などを週間情報として毎週報告させて、各事務所に対して必要な指示を行っている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 滞納事案全件の確認等については、栃木及び富山社会保険事務局（平成 16 年度の全体の収納率いずれも 97.8%）においても平成 17 年度から開始している。

図 2-4 社会保険庁本庁が作成した「滞納処分事務手引き」による滞納整理の事務フロー



(注) 厚生労働省の資料による。

表 2-6 時効中断措置に係る通知

○ 滞納保険料にかかる時効中断措置等の取扱いについて(昭和 41 年 11 月 24 日庁文発第 13910 号都道府県保険課(部)長あて社会保険庁長官官房経理課長通知) <抜粋>

昭和 40 年度分にかかる会計検査院の実施検査の結果、従来から指摘を受けている保険料の徴収不足、保険給付の適正を欠いたもののほか、新たに保険料債権の保全措置としての時効中断措置が適正に講ぜられていなかったものについて指摘を受け、消滅時効の完成による債権消滅額が相当多額掲記されている。

この原因については、その大部分が時効中断措置の取扱いないし中断効力に対する解釈を誤ったことに起因するものであり、このような事態の生ずることは遺憾であることから、今後滞納保険料にかかる時効中断措置等については、次の点に留意して取り扱われたい。

記

- 1 滞納保険料について、差押え、交付要求等の処分を行っているものを除き現に時効が進行中である債権については、原則として 6 か月を経過するものは債務の承認等による時効中断措置を講ずること。

この場合、各月に発生する滞納保険料についてそれぞれ 6 か月を経過する都度時効中断措置を講ずることは、他の事務に支障を及ぼすおそれがあるので、1 年に 1 回一定期間を定めて滞納保険料の整理事務と併せて措置するよう配慮すること。

- 2 保険料債権等に対して、時効中断の効力を有する措置は次のとおりであること。

- (1) 納入の告知及び督促

納入の告知及び督促は、社会保険庁の所管する社会保険各法において民法第 153 条の規定にかかわらず時効中断の効力を有することとされているが、納入の告知及び督促は 1 回限りのものであり、これを繰り返し行っても時効中断の効力はない。

- (2) 差押え

差押えは、民法第 147 条の規定により時効中断の効力を有し、差押手続きが終了するまでその効力は継続するが、差押えを取消したときは中断の効力は生じない。

- (3) 交付要求(参加差押えを含む。)

交付要求は、国税通則法第 73 条の規定により時効中断の効力を有し、交付要求がなされている期間は中断事由は継続するが、その基礎となった強制換価手続(滞納処分、強制執行、破産の宣告等)が取り消されても中断の効力は失われない。

- (4) 承認

承認は、時効中断措置として一般的に用いられるものであり、明示又は黙示で権利の存在を認めれば足りるものであるが、後日債権者において立証する必要があるから誓約書、承認書、納付委託等必ず証拠となるものを徴しておくこと。

(注) 具体的な取扱いとしては、往復はがき等による債務の承認、滞納処分票の事跡欄に滞納金額について承認印を徴すること並びに滞納金額等が明示されている納付誓約書を徴すること等の措置を講ずること。

- (5) その他

- (ア) 納入督促は、催告としての時効中断の効力があるが、6 か月以内に差押え又は交付要求を行わなければならないこと、また、催告のみを繰り返し行っても時効中断の効力はないこと。

- (イ) 債務の一部弁済は、残債務に対して承認としての時効中断の効力を有するが、可分債権については他の債務をも承認したことにはならない点に留意すること(例えば、4 月分について一部弁済があっても 5 月分は承認したことにならない。)

(以下略)

表 2-7 債務承認による時効中断措置に係る通知

○ 滞納保険料等債権の管理の適正について（昭和 43 年 10 月 29 日庁文発第 12257 号都道府県民生主管部（局）保険課（部）長あて社会保険庁長官官房経理課長通知） <抜粋>

滞納となっている保険料および延滞金債権の管理について、時効中断措置等の債権保全措置を適切に講じるよう、昭和 41 年 11 月 24 日庁文発第 13910 号をもって通知したところであるが、さきに、42 年度から 43 年度に繰越した過年度分保険料及び延滞金収納未済歳入額について調査したところ、同収納未済歳入額のうち 43 年 3 月 31 日現在においてすでに時効が完成しているものが〔中略〕あった。この原因については、大部分が時効中断措置の取扱い、ないし中断効力に対する解釈を誤ったことによるものであり、このような事態の生じたことは、殊に医療保険財政のきびしい現況のもとにおいて、遺憾のことである。今後、滞納保険料等債権の保全に万全を期すため、差押、交付要求（参加差押を含む。）、承認（後日、債権者において立証することができるよう承認書、誓約書等証拠となるものを徴すること。納付委託、債務の一部弁済は承認として時効中断の効力を有する。）等の措置を適切に講じることとし、現に時効中断進行中の債権については、1 年に 2 回、滞納保険料の整理と併せて一定期間を定めて、債務承認による時効中断措置を講じるよう、さらに努められたい。

（以下略）

（注）下線は当省が付した。

表 2-8 滞納処分の実行停止に係る規定

○ 国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号） <抜粋>

（滞納処分の停止の要件等）

第 153 条 税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分を執行することができる財産がないとき。
- 二 滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき。

2 税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 税務署長は、第 1 項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。

4 第 1 項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。

5 第 1 項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その国税が限定承認に係るものであるとき、その他その国税を徴収することができないことが明らかであるときは、税務署長は、前項の規定にかかわらず、その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

表 2-9 滞納処分の執行停止の要件（財産がない場合）に係る規定

<p>○ 国税徴収法基本通達 <抜粋></p> <p>第 153 条関係 滞納処分の執行停止の要件等 滞納処分の停止の要件 (財産がない場合)</p> <p>法第 153 条第 1 項第 1 号の「滞納処分の執行を停止することができる財産がないとき」とは、判定時（滞納処分の停止をするかどうかを判定する時をいう。第 153 条関係において以下同じ。）において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときをいう。</p> <p>(1) 既に差し押さえた財産及び差押えの対象となりうる財産の処分予定価額が、滞納処分費（判定時後のものに限る。）及び法第 2 章第 3 節（（国税と被担保債権との調整））の規定等により国税に優先する債権額に充て残余を得る見込みがない場合</p> <p>(2) 差押えの対象となりうるすべての財産について差し押さえ、換価（債権の取立てを含む。）を終わったが、なお徴収できない国税がある場合</p>

表 2-10 滞納処分の執行停止に係る社会保険事務局（所）に対する指示内容

<p>○ 「滞納処分事務の手引き」 <抜粋></p> <p>第 11 滞納処分の執行停止</p> <p>1 執行停止</p> <p>滞納処分の執行停止は、滞納者について財産がないとき、財産が不明のとき等滞納処分を執行してもその実益がないと認められる場合又は滞納処分を執行すれば、滞納者の生活を著しく窮迫の状態に追い込む危険がある場合に、その執行を停止するものである。</p> <p>これは、滞納処分を一旦打ち切るものであり、その手続をとることによって納付義務を消滅させるものではない。</p> <p>この処分は、滞納者の申請によって行うものではなく、部局長が必要と認めたときに、職権により行うものである。</p> <p>したがって、滞納処分の執行停止を受けないことについて不服申立又は訴えを提起することはできない。(基本通達 153⑤)</p> <p>なお、<u>滞納処分の執行停止後、納付資力が回復せず、当該停止処分を取り消すことなく 3 年（保険料の場合、消滅時効が 2 年であることから、通常 2 年以内となる。）を経過したときは、当該期間の経過時において滞納者の納付義務が消滅する。</u></p> <p>また、滞納処分の執行停止をした場合において、その時点で、その保険料等を徴収することができないことが明らかであるときは、保険料等の納付義務を直ちに消滅させることができる。</p> <p>2 執行停止の要件 (略)</p> <p>3 執行停止の手続</p> <p>(1) 調査</p> <p>滞納処分の執行を停止するにあたっては、その処分が国税徴収法第 153 条第 1 項各号に該当し、かつ、的を射たものであることを判定するため、各種の調査検討が必要である。 (滞納者の財産状況、事業実態、所在等を中心として行う。) (以下略)</p>

- (注) 1 厚生労働省の資料による。
2 下線は、当省が付した。
3 下線を付した箇所について、滞納者の納付義務が消滅する経過期間は、国税徴収法第 153 条第 4 項では「3 年」、厚生年金保険法第 92 条第 1 項では「2 年」と規定されており、両規定の関連については、次のとおりとされている（社会保険庁作成の「社会保険滞納処分の実務」）。
- ① 執行停止をしたときは、国税徴収法第 153 条第 4 項の規定により 3 年を経過したときに納付義務が消滅するが、執行停止をした後、社会保険各法（厚生年金保険法のほか健康保険法を含む。）に定める 2 年の消滅時効が先に完成したときは、3 年の法定期間を待たず、納付義務が消滅する。
 - ② 国税徴収法第 153 条第 4 項に規定する期間は不変期間であるので、社会保険各法に規定する消滅時効が完成していなくとも、当該執行停止をしたときから 3 年を経過したときは、納付義務が消滅する。

表 2-11 不納欠損処分の取扱いに係る通知

○ 滞納保険料債権等にかかる不納欠損処分の取扱いについて（昭和 44 年 5 月 26 日庁文発第 4235 号 都道府県民生主管部（局）保険課（部）長あて社会保険庁長官官房経理課長通知）〈抜粋〉

標記について、昭和 43 年 10 月 29 日庁文発第 12257 号（滞納保険料等債権の管理の適正について）をもって厳正に取り扱うよう通知したところであるが、43 年度における不納欠損決議書の内容を審査したところ、保険料及びその他の徴収金（以下「保険料等」という。）について、いまだに的確な措置を講ずることなく、安易に不納欠損処分を行なっている事例が多数見受けられた。具体的には、(1) 滞納処分の執行停止（以下「執行停止」という。）を行なうことなく消滅時効の完成したもの、(2) 執行停止後における財産調査、事業実態調査、所在不明滞納者調査等不納欠損処分を行なうにあたり当然必要とする調査等を行なうことなく消滅時効の完成したもの、(3) 漫然と国税徴収法第 153 条第 5 項を適用して不納欠損処分をしたもの、(4) 現存事業所について時効中断の措置を講ずることなく不納欠損処分をしたもの等である。これらの事例は、いずれも保険料等にかかる不納欠損処分を行なうにあたって、必要にして十分な調査等を行なうことなく、極めて安易に処理している結果によるものである。

（中略）

おって、保険料等の徴収にあたっては、国の債権の適正な管理という観点に立って、徴収困難と判定した保険料等についても的確な債権確保のための十分な措置を講ずることにより保険料等にかかる徴収の実質的な効果の向上を図るよう努められたい。

表 2-12 滞納処分が適切に行われていない不納欠損処理事例

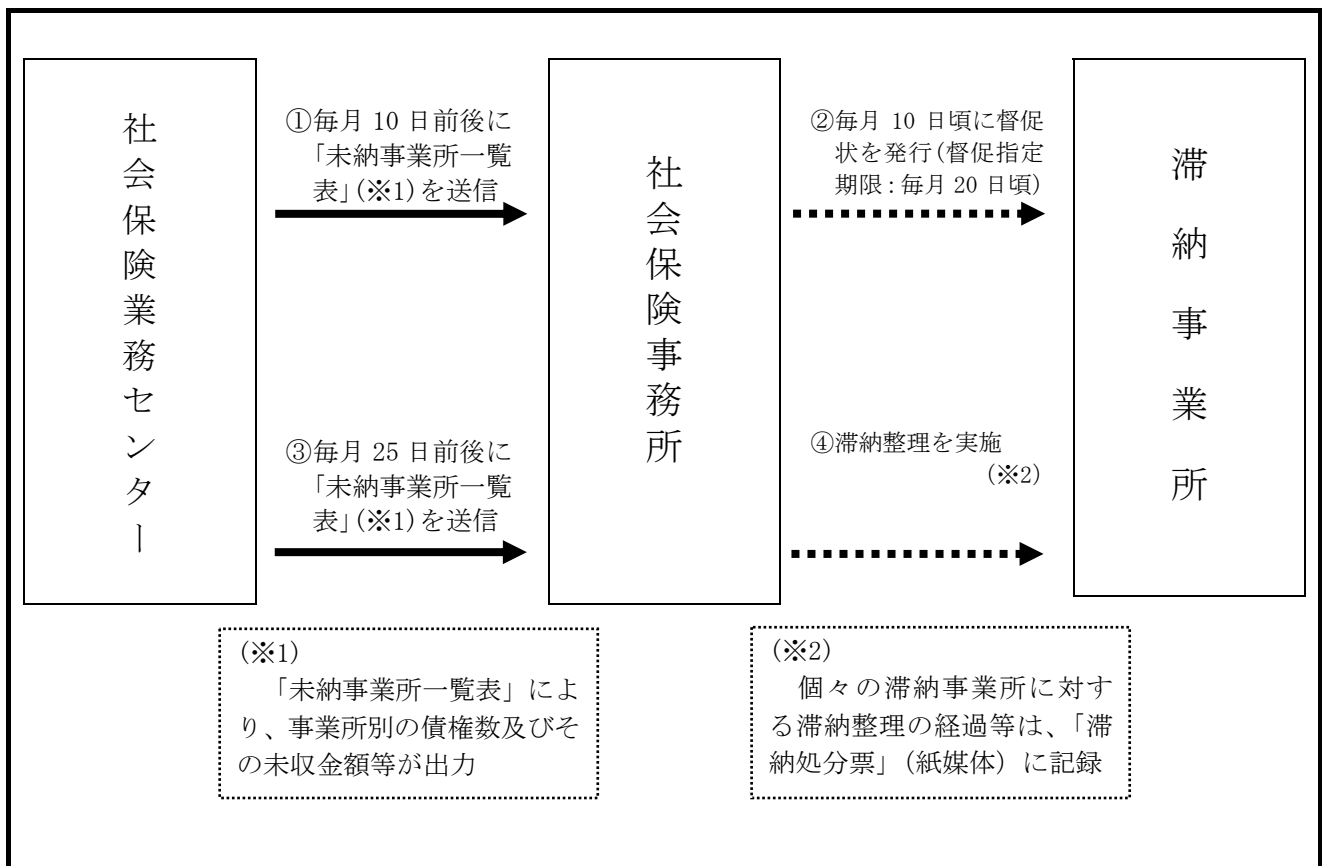
社会保険事務所名	内 容
仙台北	<p>① 社会保険事務所は、平成 15 年 1 月分（遡及徴収分で納付期限が同年 3 月）の社会保険料（注）22 万 615 円（うち厚生年金保険料 14 万 1,609 円）を滞納していた現存事業所 Ba2 に対して、15 年度に 3 回（7 月、11 月及び 12 月）電話で納付依頼を行ったのみで、その後、納付督促、財産調査等を全く行っていない。このため、消滅時効が平成 17 年 3 月に成立したことに伴い不納欠損処理を行っている。</p> <p>（注）厚生年金保険料のほかに、政府管掌健康保険料及び児童手当拠出金を含む。本表において、以下同じ。</p> <p>② 社会保険事務所は、現存事業所 2 事業所について、いずれも、財産調査、差押えを行わず、消滅時効の成立に伴い不納欠損処理を行っている（厚生年金保険料の不納欠損額は、Ba3 事業所 9 万 2,996 円、Ba4 事業所 4 万 1,640 円）。</p>
仙台東	<p>社会保険事務所は、現存事業所 Bd1 に対して、平成 10 年 8 月に財産調査を行い、社会保険料 5,001 万 7,017 円（うち厚生年金保険料 4,677 万 5,061 円）について電話加入権（1 台分）を差押えているが、15 年 1 月に換価価値がないとして、差押えを解除している。</p> <p>しかし、社会保険事務所は、差押えの解除後は債務承認書を徴していないため、消滅時効が平成 17 年 1 月に成立したことに伴い、上記の社会保険料のうち、滞納が解消されていない一部である 2,398 万 8,915 円（うち厚生年金保険料 2,338 万 9,370 円）について、同年 3 月 31 日に不納欠損処理を行っている。</p> <p>なお、社会保険事務所が、平成 16 年度中に、同事業所に対して行った不納欠損処理は、本事案のほかに、i) 平成 16 年 12 月 27 日に処理した社会保険料の延滞金 2,752 万 1,200 円と、ii) 17 年 3 月 29 日に処理した滞納が解消されていない本事案の残りの社会保険料 1,501 万 2,644 円があり、不納欠損額は合計 6,652 万 2,759 円に上っている。</p>
石 巻	<p>① 現存事業所 Bb1 事業所は、平成 5 年 10 月の適用開始から滞納が始まっており、17 年 8 月 25 日未現在では厚生年金保険料及びその延滞金（以下本表においては「厚生年金保険料等」という。）1,884 万 6,397 円を滞納しているが、社会保険事務所では、これまでに取引銀行に対する財産調査を 1 回行った（平成 16 年 3 月）だけで、差押えを行っていない。</p> <p>このため、社会保険事務所は、平成 5 年 10 月分から 15 年 1 月分の社会保険料及びその延滞金 549 万 5,580 円（うち厚生年金保険料等 413 万 3,100 円）の消滅時効が 17 年 3 月に成立したことに伴い不納欠損処理を行っている。</p> <p>② 社会保険事務所は、現存事業所 2 事業所について、いずれも、財産調査、差押えを行わず、消滅時効の成立に伴い不納欠損処理を行っている（厚生年金保険料等の不納欠損額は、Bb2 事業所 115 万 8,329 円、Bb3 事業所 18 万 5,377 円）。</p>
古 川	<p>社会保険事務所は、現存事業所 3 事業所（注）について、いずれも財産調査、差押えを行わず、消滅時効の成立に伴い不納欠損処理を行っている（厚生年金保険料等の不納欠損額は、Bc1 事業所 168 万 1,215 円、Bc2 事業所 17 万 3,259 円、Bc3 事業所 3 万 8,170 円）。</p> <p>（注）3 事業所ともに、当省の調査時点においては「全喪」手続中となっている。</p>

社会保険事務所名	内 容
鹿児島北	<p>① 社会保険事務所は、現存事業所 Wc1 について、時効中断措置を講じることなく、消滅時効の成立に伴い不納欠損処理を行っている（厚生年金保険料等については延滞金 2,700 円）。また、滞納整理の実施状況をみると、社会保険事務所は、事業所に納付書を送付（平成 15 年 9 月 19 日）後、消滅時効が成立する（平成 16 年 5 月 15 日）までの約 7 か月間、滞納整理を行っていない。</p> <p>② 全喪事業所 3 事業所の不納欠損処理 3 事案における滞納整理の実施状況をみると、</p> <ul style="list-style-type: none"> i Wc2 事業所（厚生年金保険料等の不納欠損額 476 万 2,598 円）については、平成 15 年 4 月 2 日に事業所に電話後、財産調査を行った日（平成 16 年 4 月 20 日）までの約 1 年間 ii Wc3 事業所（厚生年金保険料等の不納欠損額 91 万 8,500 円）については、事業所が最後に保険料を納入した日（平成 15 年 3 月 4 日）から財産調査を行った日（平成 16 年 1 月 26 日）までの約 11 か月間 iii Wc4 事業所（厚生年金保険料等の不納欠損額 89 万 4,934 円）については、事業所が最後に保険料を納入した日（平成 14 年 8 月 30 日）から財産調査を行った日（平成 15 年 5 月 7 日）までの約 8 か月間 <p>社会保険事務所は、滞納整理を行っていない。</p>
鹿 屋	<p>① 全喪事業所 2 事業所の不納欠損処理 2 事案における滞納整理の実施状況をみると、</p> <ul style="list-style-type: none"> i Wb1 事業所（厚生年金保険料の不納欠損額 22 万 1,200 円）については、平成 14 年 10 月 29 日に事業所に電話後、消滅時効の成立（平成 17 年 1 月 8 日）までの約 2 年 2 か月間 ii Wb2 事業所（厚生年金保険料の不納欠損額 19 万 5,320 円）については、事業所から全喪届受理（平成 14 年 12 月 4 日）後、消滅時効の成立（平成 16 年 12 月 27 日）までの約 2 年 1 か月間 <p>社会保険事務所は、滞納整理を行っていない。また、両事業所に対して、いずれも財産調査、滞納処分の執行停止も行っていない。</p> <p>（注）時効の起算日は、いずれも事業所が保険料の一部を最後に納付した日の翌日である。</p> <p>② 全喪事業所 Wb3 の不納欠損処理事案（厚生年金保険料等の不納欠損額 124 万 6,866 円）における滞納整理の実施状況をみると、社会保険事務所は、事業所が手形で保険料を納入予定であったが、当該手形について銀行から決済不能と連絡を受けた（平成 15 年 4 月 1 日）にもかかわらず、財産調査はその連絡を受けてから約 6 か月後に行っている（平成 15 年 10 月 22 日）。</p>
宇 部	<p>全喪事業所 Qc1 の不納欠損処理事案（厚生年金保険料等の 182 万 1,750 円）における滞納整理の実施状況をみると、社会保険事務所は、財産調査は、事業主が再三の呼出通知等（注）に応じないにもかかわらず、事業所が最後に保険料を納入した日（平成 13 年 2 月 21 日）から約 1 年 8 か月後（平成 14 年 10 月 18 日）に行っている。</p> <p>（注） 社会保険事務所は、事業所に対して、平成 13 年 8 月 27 日及び 14 年 7 月 16 日に呼出通知書を発出するほか、14 年 8 月 14 日に差押予告通知（平成 14 年 8 月 28 日に出頭することを要請）を発出している。</p>

社会保険事務所名	内 容
武 雄	<p>全喪事業所2事業所の不納欠損処理2事案における滞納整理の実施状況をみると、</p> <p>i Vb1 事業所（厚生年金保険料の不納欠損額 69 万 5,172 円）については、平成 13 年 12 月 20 日に、事業主に対して新規発生分（平成 14 年 1 月分から）の保険料は納入するよう指示し、事業主から了承を得ているが、事業主は 8 か月分（平成 14 年 1 月分、3 月～7 月分、9 月分、10 月分）を滞納しているにもかかわらず、14 年 12 月 9 日に事業主の妻が来所するまでの約 11 か月間</p> <p>ii Vb2 事業所（厚生年金保険料等の不納欠損額 382 万 6,050 円）については、平成 14 年 12 月 13 日に差押予告通知を発送し、同年 12 月 24 日に事務所に出頭することを要請しているが、事業主は要請に応じないにもかかわらず、15 年 3 月 6 日に従業員から約束手形が不渡りになった旨の連絡を受けるまで</p> <p>社会保険事務所は滞納整理を行っていない。</p>

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 現存事業所に係る不納欠損処理事案（仙台北社会保険事務所の 3 件、仙台東社会保険事務所の 1 件、石巻社会保険事務所の 3 件、古川社会保険事務所の 3 件、鹿児島北社会保険事務所の 1 件（①の事案）の合計 11 件）については、いずれも滞納処分の実行停止は行われていない。

図 2-5 現行の滞納整理に係る債権管理システムに基づく滞納整理事務の概要



- (注) 1 当省の調査結果による。
2 表中の①～④は、滞納整理事務に係る順番を表す。

3 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化の推進

勸 告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 25 条第 8 号において、健康保険（政府が保険者であるものに限る。）、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険に係る徴収事務の一元化（社会保険と労働保険の徴収事務の一元化）を図ることとされている。</p>	表 3-1
<p>政府は、これを受けて、「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）において、「社会保険及び労働保険の双方の事務処理の見直しを行い、平成 13 年度以降可能なものから逐次実施する」としている。</p>	表 3-2
<p>また、「国の行政機関の定員の純減について」（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）において、「社会保険・労働保険の適用・徴収事務について、整合的な情報システムを構築しつつ徴収事務の一元化等の取組を着実に進め、実施体制の効率化と利用者の利便性の向上を推進する」としている。</p>	
<p>厚生労働省は、「社会保険と労働保険の徴収事務の一元化について」（平成 15 年 7 月 22 日付け基発第 0722001 号・庁発第 0722001 号都道府県労働局長・地方社会保険事務局長あて厚生労働省労働基準局長・社会保険庁次長連名通知。以下「設置通知」という。）により、事業主の利便性の向上と行政事務の効率化を図る観点から、全国のすべての社会保険事務所（312 事務所）に平成 15 年 10 月 1 日をもって社会保険・労働保険徴収事務センター（以下「センター」という。）を設置している。</p>	表 3-3
<p>一元化の具体策として、センターでは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成 15 年 10 月から保険料の算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付及び事業所調査（社会保険の総合調査及び労働保険の労働保険料算定基礎調査をいう。） ② 16 年 3 月から適用済事業所に対する社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新申告書の作成や提出に関する周知を行うための事業所説明会 ③ 16 年 4 月から滞納整理についての事務（社会保険料と労働保険料のいずれも滞納している事業所に係る滞納整理事務に限る。詳細は後述ア(7)a 参照）をそれぞれ開始している。 	
<p>センターにおける事務の基本的な取扱いは、厚生労働省（労働基準局）と社会保険庁が作成した「社会保険・労働保険徴収事務センター取扱要領」（平成 15 年 7 月 22 日付け基発第 0722002 号・庁発第 0722001 号。以下「事務取扱要領」という。）に定められている。</p>	
<p>また、各都道府県の社会保険事務局と労働局では、設置通知に基づき、センターにおける事務を円滑かつ適切に実施する観点から、両局の職員で構成する社会保険・労働保険徴収事務連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を各都道府県に 1 か所設置している。</p>	表 3-4

<p>さらに、センターにおける事務を行う職員については、設置通知において、原則として次のとおりとし、これらの職員が社会保険事務所又は労働局若しくは労働基準監督署（以下「労基署」という。）において従事する事務に対応するセンターにおける事務に従事することとされている。</p> <p>① 社会保険事務所では、徴収担当課の職員及び適用担当課の職員並びに社会保険調査官</p> <p>② 労働局等では、労働局（労働保険徴収課（室））の職員のほか、センターを設置する社会保険事務所の管轄区域内で最も多数の事業所を所管し、又は当該社会保険事務所の管轄区域に重なる最も広い管轄区域を有する等の労基署のうち、労働局が特定する労基署（以下「特定労基署」という。）の職員であって労働保険の徴収事務に従事する者</p>	<p>表 3 - 3</p>
<p>なお、特定労基署については、「社会保険・労働保険徴収事務センターの設置等に係る留意事項について」（平成 15 年 7 月 22 日付け都道府県労働局長・地方社会保険事務局長あて厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長・社会保険庁総務部総務課長・同庁運営部企画課長・同医療保険課長・同年金保険課長連名の事務連絡）において、労働保険の徴収事務に係る労働局及び労基署の業務分担（注）を踏まえ、労基署の職員による対応が必要な場合に、労基署を特定することとされている。</p> <p>（注）労働保険の徴収事務に係る労働局及び労基署の業務分担の内容については、例えば、滞納整理は、滞納保険料による分担（過年度保険料は労働局、現年度保険料は労基署）、地域による分担（都市部は労働局、都市部以外は労基署）等、各労働局の判断にゆだねられている。</p> <p>特定労基署は、平成 17 年 8 月末時点において、労基署 337 か所中 209 か所（62.0%）となっている。</p>	<p>表 3 - 5</p>
<p>【調査結果】</p> <p>今回、社会保険庁本庁、23 社会保険事務局、同事務局管内の 74 社会保険事務所、23 労働局、23 連絡協議会及び 74 センターにおいて、センターにおける事務（滞納整理、事業所調査、事業所説明会の開催及び賃金や保険料額の届出の受付）の実施状況及び徴収事務の一元化に向けた取組状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>ア 社会保険・労働保険徴収事務センターにおける事務の見直し</p> <p>(7) 滞納整理</p> <p>a センターにおける滞納整理の内容</p> <p>センターにおいて実施する滞納整理は、事務取扱要領に定められており、社会保険料等（政府管掌健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金及びそれらの延滞金をいう。）と労働保険料等（労働者災害補償保険料、雇用保険料及びそれらの延滞金並びに追徴金をいう。）のいずれも滞納している事業所（場）（以下「共通滞納事業所」という。）のうち、社会保険事務所と労働局が共同してセンターで滞納整理の対象とする事業所（以下</p>	<p>表 3 - 6</p> <p>表 3 - 7</p>

「共同滞納整理対象事業所」(注)という。)を選定した上で、納付督促、滞納処分、滞納保険料の収納等を行うこととされている。

(注) 事務取扱要領においては、社会保険料等と労働保険料等のいずれも滞納している事業所(個別加入事業場(単独有期事業を除く。)に係るものに限る。)のうち、社会保険事務所と労働局が共同して納付督促することが可能な事業所を「共通滞納事業所」としている。

滞納整理の事務手続については、健康保険法(大正11年法律第70号)第183条、厚生年金保険法第89条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第29条等に規定されており、いずれも国税徴収法(昭和34年法律第147号)の規定にならにおおむね共通していることから、一元化になじみやすい事務と考えられる。

表3-8
図3-1

b 全国における共同滞納整理対象事業所は少数

全国社会保険料等の滞納事業所数(注)、未収金額(社会保険の徴収未済額、労働保険の収納未済歳入額で、いずれも不納欠損額を含む。)及び共同滞納整理対象事業所数は、表10のとおりとなっており、共同滞納整理対象事業所は少数となっている。

(注) 厚生労働省は、労働保険の滞納保険料については債権ごとの管理を行っており、事業所(場)ごとには管理していないことから、労働保険料等の滞納事業所(場)数は把握していない。

表3-9
表3-10

表10 社会保険と労働保険の未収金額等

社会保険料等の滞納事業所数(平成17年5月末)	共同滞納整理対象事業所数(平成17年10月末)	未収金額(平成16年度)	
		社会保険	労働保険
113,777 事業所	2,374 事業所	5,094 億円	908 億円

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

c 共通滞納事業所数及びその滞納金額は相当な規模となっている一方、共同滞納整理対象事業所として選定している事業所は共通滞納事業所のごく一部にとどまっている実態あり

共通滞納事業所数と当該事業所に係る未収金の実態を把握するためには、i) 共通滞納事業所数については、社会保険料等の滞納事業所と労働保険料等の滞納事業所(場)を、ii) 共通滞納事業所に係る未収金の実態については、社会保険の未収金と労働保険の未収金をそれぞれ突合させる必要があるが、厚生労働省は、事業所を特定する事業所番号が統一されていないため、社会保険の電算システム及び労働保険の電算システムから共通滞納事業所を特定できないなどとして、これを把握していない。

今回、当省が、調査した23連絡協議会の中から抽出した28センター管内における平成17年10月現在の社会保険料等の滞納事業所(1万

表3-11
表3-12

2,919 事業所)について、労働保険料等の滞納事業所(場)と突合したところ、表 11 のとおり、共通滞納事業所数は 2,980 事業所となっており、社会保険の滞納事業所数に占める割合では 23.1%であるのに対し、当該共通滞納事業所分の未収金額が、社会保険及び労働保険の未収金額(調査時点の徴収未済額と収納未済歳入額)に占める割合は、45.2%(社会保険の未収金額 491 億円のうち共通滞納事業所分は 222 億円)及び 46.6%(労働保険の未収金額 88 億円のうち滞納事業所分は 41 億円)と高く、全国の共通滞納事業所数とその未収金額は相当な規模になるとみられる。

しかし、28 センター管内における共通滞納事業所(2,980 事業所)のうち、共同滞納整理対象事業所としてセンターが滞納整理の対象としている事業所は、232 事業所(7.8%)と極めて少数となっている。

表 11 調査した 28 センター管内における共通滞納事業所数及びその未収金額等

社会保険の滞納事業所数 a	うち共通滞納事業所数 b		社会保険の未収金額 d	うち共通滞納事業所分 e (e/d)	労働保険の未収金額 f	うち共通滞納事業所分 g (g/f)
	うち共同滞納整理対象事業所数 c (c/b)					
12,919 事業所	2,980 事業所 (23.1%)	232 事業所 (7.8%)	491 億円	222 億円 (45.2%)	88 億円	41 億円 (46.6%)

(注) 当省の調査結果による。

d 共同滞納整理対象事業所の選定が適切に行われていない例あり

共同滞納整理対象事業所の選定の手順は、事務取扱要領において、①労働局が次の(a)から(d)のいずれにも該当しない労働保険の滞納事業場の一覧表を作成して社会保険事務所に送付する、②社会保険事務所は、一覧表に掲載された労働保険の滞納事業場と社会保険の滞納事業所を突合し、その結果一致した共通滞納事業所のうち、次の(a)から(d)のいずれにも該当しない事業所を選定することとされている。

- (a) 滞納している保険料の金額に相当する納付の委託、財産の差押え又は担保の提供がなされているもの
- (b) 破産、会社更生、民事再生等の手続を行っているもの
- (c) 延滞金のみの滞納となっているもの(労働保険にあっては、延滞金若しくは追徴金又はこれらの徴収金のみの滞納となっているもの)
- (d) その他センターで行うことが困難なもの(あらかじめ連絡協議会において定められた基準に合致するものに限る。)

なお、事務取扱要領において上記(a)から(c)までの基準については、各地域の実情に応じて、連絡協議会の判断によって一律に該当しないも

表 3-13

<p>のとみなすことができる。</p> <p>このように、厚生労働省は、共同滞納整理対象事業所の選定基準（除外基準）の設定を連絡協議会にゆだねているため、調査した23連絡協議会で定めた選定基準及びこれに基づく共同滞納整理対象事業所の選定状況をみると、以下のとおり不適切なものがみられた。</p> <p>① 事業所を選定するに当たっては、その対象を限定する必要がないにもかかわらず、連絡協議会の選定基準が、新規の滞納がある事業所、滞納が長期・大口化している事業所等、一部に対象を限定するものとなっており、適切でないもの（6連絡協議会。26.1%）</p> <p>② 共同滞納整理対象事業所に選定した事業所とは別の共通滞納事業所に対しても、社会保険事務所が単独で労働保険の納付督促を行っている等、共同滞納整理対象事業所に選定できるにもかかわらずこれを選定していないもの（2連絡協議会。8.7%）</p> <p>このようなことも共同滞納整理対象事業所の選定実績が低調な一因となっている。</p>	<p>表3-14</p> <p>表3-15</p>
<p>e 滞納整理に係る社会保険及び労働保険の債権管理システムの連携が取られていないことから共通滞納事業所の特定に多大な労力を費やしている実態あり</p> <p>センターにおける共同滞納整理対象事業所の選定に当たっては、最初に共通滞納事業所を把握しなければならないが、事業所を特定する事業所番号が統一されていないことや、滞納整理に係る両保険の債権管理システムの連携が取られておらず、それぞれの滞納事業所のデータを共有できるものとなっていない等のため、職員が手作業により、両保険の滞納事業所（場）の名称及び所在地の突合を行い共通滞納事業所を特定しているなど、非効率な状況となっている。</p>	
<p>f 労働局と社会保険事務所の調整が不十分なため共同滞納整理対象事業所に対する滞納整理が適切に行われていない例あり</p> <p>(a) センターにおける共同滞納整理対象事業所に対する滞納整理の実施方法等</p> <p>センターにおける共同滞納整理対象事業所に対する納付督促等については、事務取扱要領において、次の手順等で行うこととされている。</p> <p>① 共同滞納整理対象事業所の選定後は、労働局が当該事業所ごとに滞納事業処理経過カード（以下「経過カード」という。）を2部作成して1部をセンターに送付する。センターにおいては、共同滞納整理対象事業所の社会保険に係る滞納処分票と経過カードを</p>	<p>表3-13</p> <p>表3-16</p> <p>表3-17</p>

共通滞納整理事跡票として同一のファイルに保管し、滞納整理の状況を管理する。

② 経過カードに追記が生じた場合には、労働局が経過カードの更新を行い、更新後の経過カードを社会保険事務所に送付する。

また、社会保険事務所が単独で納付督促を行った際に、労働保険料等を領収した場合には、領収済報告書を作成して労働局に送付する。

このように、共同滞納整理対象事業所に対する滞納整理の事務管理は、労働局が更新する経過カードにより行うこととされており、社会保険事務所では、事業所が労働保険料等を労働局に納付した場合には、労働局から更新された経過カードの提供を受けないと、その納付状況を把握できない状況となっている。

さらに、センターにおける共同滞納整理対象事業所に対する滞納処分については、事務取扱要領において、原則として、

- i) 財産の差押えは、社会保険事務所の担当者が行うものとする、
- ii) 差押えを行うときは、社会保険料等と労働保険料等は別々の財産をもって行い、先に社会保険料等について差し押さえる財産を選択し、次いでその他の財産につき労働保険料等について差し押さえる財産を選択する、
- iii) ただし、労働保険料等については、①社会保険料等についての差押えのために選択した財産をもって、社会保険料等の滞納額全額に充当してなお残余の金額が見込まれるときは、その配当を受けるための交付要求（注）を社会保険事務所に対して行うことを優先し、②その配当をもってなお不足が生じると見込まれる場合に、その他の財産につき差し押さえる財産を選択する

こととされている。

（注） 交付要求は、国税徴収法に基づく手続であり、差押え財産に対して強制換価手続が行われた際に、その執行機関に対して配当を求めるものである。

なお、共同滞納整理対象事業所に対する財産の差押えに当たっては社会保険料等を先行させることとしている理由について、厚生労働省は、社会保険料等の額と労働保険料等の額を比較した場合、社会保険料等が労働保険料等よりも大きいとみられるため、社会保険料等の差押えを先行することが徴収の効率化につながるとみられることなどによるとしている。

(b) 滞納整理が一元的に行われていない例

表 3-18
図 3-2

<p>調査した 23 労働局及び 74 社会保険事務所における共同滞納整理対象事業所（平成 17 年 3 月末現在、478 事業所）に対する滞納整理の実施状況をみると、社会保険事務所と労働局の滞納整理に係る調整が不十分なことから、次のとおり滞納整理が一元的に行われていない例がみられる。</p> <p>① 既に共同滞納整理対象事業所が労働局に労働保険料等の納付を行っており、労働保険の滞納が解消しているにもかかわらず、社会保険事務所が労働保険料等も併せて納入催告を行っているもの等（3 事例 23 事業所）</p> <p>② 社会保険料等と労働保険料等についての差押えを行うことができたにもかかわらず、労働局は労働保険料等の滞納額は少額であるとして、社会保険料等についてのみ差押えを行っているもの（1 事例 1 事業所）</p>	<p>表 3 - 19</p> <p>表 3 - 20</p>
<p>g センターにおける差押え実績</p> <p>当省が把握した全国の 312 センターにおける、平成 17 年 3 月末までに選定された共同滞納整理対象事業所 2,120 事業所に対する差押えの実績（選定を開始した平成 16 年 9 月から 17 年 8 月末（注）まで）をみると、</p> <p>① 共同滞納整理対象事業所に対して社会保険料等と労働保険料等のいずれかについての差押えを行った件数が 197 件</p> <p>② 上記①の差押えの結果、共同滞納整理対象事業所が支払うべき社会保険料等及び労働保険料等に充当した金額と労働保険料等に配当した金額の合計は、9,089 万円</p> <p>となっている。</p> <p>（注）労働保険の督促指定期限が 8 月上旬であり、当該年度の労働保険料の滞納は 8 月上旬以降に判明するため、事務取扱要領において、共同滞納整理対象事業所の選定期間は 8 月下旬以降とされている。</p>	<p>表 3 - 21</p>
<p>h 厚生労働省は、共同滞納整理対象事業所における社会保険及び労働保険の保険料の滞納金額、社会保険料等の徴収金額を把握しておらず、実績に係る評価を十分行うことができない実態あり</p> <p>厚生労働省は、センターにおける滞納整理の実績（保険料等の徴収実績）について、「社会保険・労働保険徴収事務センターにおける事務の実施状況等調査について」（平成 17 年 4 月 25 日付け都道府県労働局長・地方社会保険事務局長あて厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長補佐・社会保険庁運営部企画課長補佐連名の事務連絡）に基づき、平成 17 年度から毎月、差押え財産の換価等による充当額及び交付要求による配当額に加えて、納付督促による労働保険料等の領収額等を各連絡協議会から徴している。このように、厚生労働省は、共同滞納整理対象事業所につ</p>	<p>表 3 - 22</p>

いて、労働保険料等の徴収実績は把握しているが、労働保険料等と社会保険料等の滞納金額、社会保険料等の全体の徴収実績は把握していないことから、滞納整理の実績に係る評価についての検討も十分に行うことができない状況となっている。

(イ) 事業所調査

a センターが実施する事業所調査（共同調査）の概要

センターが実施する事業所調査は、事務取扱要領により、毎年度計画的に行われる社会保険の総合調査（以下「社会保険の事業所調査」という。）及び労働保険の労働保険料算定基礎調査（以下「労働保険の事業所調査」という。）の調査対象事業所（場）のうち、それぞれの保険の集合調査（呼出しにより事業主等の集合を求めて行う調査）の調査対象となっている事業所の中から、連絡協議会で調整の上、社会保険事務所と労働局が共同して行うことが可能であると認められる事業所を抽出して、センターで一元的に調査（以下「共同調査」という。）を行うこととされている。

表 3-23

共同調査は、事務取扱要領において、社会保険事務所の社会保険調査官と労働局の労働保険料算定基礎調査担当者が各々の権限と職務に応じて、同一の調査場所で共同して調査を行うことを原則とし、共同調査の実施予定時期は、労働保険の年間の事業所調査の時期に合わせて11月から翌年2月までの間を原則とするとされている。

全国の312センターにおける平成16年度の共同調査の実施事業所数は、1,132事業所（1センター当たり3.6事業所）となっているがこれは、社会保険の事業所調査の実施事業所数（20万2,424事業所）の0.6%となっており、また、労働保険の事業所調査の実施事業所数（4万7,933事業所（場））に占める割合で見ても2.4%となっている。

表 3-24

b 共同調査に係る調整及び実施が適切に行われていない例あり

調査した23連絡協議会における共同調査に係る調整及び実施状況をみると、

表 3-25

① 連絡協議会で実施事業所数を取り決めているため、社会保険事務所において共同調査の実施が可能であるとしている事業所が他にもあるにもかかわらず、一部しか選定されていない等、共同調査の対象事業所の選定が適切に行われていないもの（3連絡協議会。13.0%）

表 3-26

② 平成16年度 of 社会保険の事業所調査及び労働保険の事業所調査の実施状況をみると、労働保険の事業所調査の時期以前に社会保険の事業所調査が既に行われている等、双方の事業所調査を同一の事業所に対してそれぞれ単独で行っているもの（7連絡協議会。30.4%）

があり、共同調査の調整及び実施が適切に行われていない。

なお、厚生労働省は、センターにおいて実施する事業所調査について、平成 18 年度から行政事務の効率化を推進する観点から労働局等の職員のみで実施することを検討中であるとしている。

(ウ) 事業所説明会の開催

a 社会保険と労働保険の事業所説明会の概要

社会保険と労働保険の事業所説明会は、事業主が保険料に関する手続を適正に行えるよう、申告書の記載方法等の説明を行うことを目的としており、あわせて、保険料の納付に係る保険制度の改正があった場合等における適用済事業所の事業主に対する周知手段の一つとなっている。

センターとして行う事業所説明会は、事務取扱要領において、i) 算定基礎届に関する説明会、ii) 「労働保険概算・確定保険料申告書」のうち、年度更新に限るもの（以下「年更申告書」という。）に関する説明会とされている。

表 3-27

現在の事業所説明会については、社会保険の算定基礎届と労働保険の年更申告書の届出の受付時期が異なること（社会保険は毎年 7 月 1 日から 10 日まで。労働保険は毎年 4 月 1 日から 5 月 20 日まで）から、それぞれの受付時期に合わせて別々に開催されており、双方の事業所説明会には、事務取扱要領において、労働局又は労基署（又は社会保険事務所）から職員の参加を求め、労働保険（又は社会保険）に関する説明についても行うこととされている。

表 3-28

厚生労働省は、平成 20 年 4 月から、年更申告書の提出期限を、算定基礎届の提出期限である 7 月 10 日に統一すること等を内容とした「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を 18 年 3 月 10 日に国会に提出しているところであり、同法案が成立した場合には、事業所説明会をセンターとして行うものに統一して実施することとなるとしている。

表 3-2

b 社会保険事務所及び労働局等の職員の事業所説明会への参加が低調となっている実態あり

全国におけるセンターとして行う事業所説明会の開催状況についてみると、以下のとおり、その実績は低調となっている。

表 3-29

- ① 労働局等の職員が社会保険の算定基礎届の事業所説明会に参加した回数（センターとして行う事業所説明会の回数）は、平成 16 年度が 1,099 回中 65 回（5.9%）、17 年度が 1,058 回中 47 回（4.4%）
- ② 社会保険事務所の職員が労働保険の年更申告書の事業所説明会に参加した回数（センターとして行う事業所説明会の回数）は、16 年度

が512回中75回(14.6%)、17年度が561回中78回(13.9%)
 調査した23連絡協議会管内でも、センターとして行う事業所説明会を開催しているのは10連絡協議会(43.5%)と半数を下回っている。このような状況となっている理由として、各連絡協議会は社会保険と労働保険とで届出の受付時期が異なるため、事業所説明会に参加しても一般的な説明にとどまらざるを得ず、手続を適正に行うための具体的な事項について説明することができないとしている。

(I) 保険料の算定の基礎となる賃金や保険料額の届出等の受付

a センターが行う労働保険に係る届出等の受付の概要

センターとして行う労働保険の届出の受付は、事務取扱要領において、年更申告書のみとされている。

表3-30

当該受付事務は、事務取扱要領により、年更申告書の記載不備の点検を行い、申告書を受理するものであり、受理した申告書の内容に基づいて所要の確認及び補正を行う審査事務は、労働局又は労基署において行うこととされている。

b センターにおける年更申告書の受付実績が低調となっている実態あり

全国の312センターにおける年更申告書の受付実績は、平成16年度が418件(1センター当たり1.3件)、17年度が2,462件(同7.9件)となっている。

表3-31

また、調査した74センターの平成16年度及び17年度における年更申告書の受付実績をみると、16年度が59センター(79.7%)、17年度が45センター(60.8%)で皆無となっている。

表3-32

このように年更申告書の受付実績が著しく低調となっているのは、年更申告書は金融機関でも受付が可能であることも主な原因であると考えられるが、上記(ウ)のとおり、算定基礎届と年更申告書の受付時期が異なる現状では、事業所にとって、センターに届出を行うメリットが乏しいことにもあると考えられる。

イ センターにおける業務実施範囲の見直し

【滞納整理等の業務が都道府県全域で行われていない連絡協議会あり】

社会保険事務所の管轄区域と当該社会保険事務所に対応する特定労基署の管轄区域とが一致しない区域に所在する事業所(場)については、設置通知において、労働局が担当することとされているが、実際には共同滞納整理対象事業所及び共同調査対象事業所の選定の対象から除外されている等、滞納整理及び共同調査を都道府県全域で展開していないもの(6連絡協議会。

表3-33

26.1%)がある。

この原因は、設置通知において、特定労基署の職員はセンターにおける事務に従事することとされているが、特定労基署の管轄区域外に対する取扱いが規定されていない等、労働保険のセンターにおける事務の実施体制が明確になっていないことによるものとみられる。

ウ 徴収事務について更なる一元化を推進する必要あり

社会保険及び労働保険の徴収事務の一元化について、厚生労働省は、

- ① 社会保険料のみの滞納事業所に対しては社会保険事務所、
- ② 労働保険料のみの滞納事業所に対しては労働局等、
- ③ 共通滞納事業所のうち、一部（共同滞納整理対象事業所）に対してはセンター、その他のものに対しては社会保険事務所又は労働局等が滞納整理を実施するとしている。

社会保険及び労働保険の徴収事務の一元化による滞納整理の対象について、厚生労働省は、あくまで共通滞納事業所であるとしている。

社会保険及び労働保険に係る徴収事務の実施体制をみると、現在、両保険の徴収事務に従事している職員は、全国で、社会保険が1,386人、労働保険が約700人の計約2,100人(注)となっている(平成16年度末現在)。これらの職員が社会保険料のみ、労働保険料のみ、両保険料共通の滞納事業所の3つのグループに分かれて徴収事務を行っている。

(注) 労働保険については、この他に労基署で一部徴収事務に携っている職員がいる。

しかし、これらの職員が行う債権回収等の滞納整理は、社会保険と労働保険に共通する事務であり、両保険に係る滞納整理をそれぞれ別々に実施するよりも、一元的に実施することにより、次の①ないし③のとおり人的資源を効率的に活用することが可能となるものと考えられる。

- ① 同一地域内に所在する滞納事業所に3つのグループがそれぞれ別に滞納整理に出向くという非効率性が解消される。
- ② 3つのグループにそれぞれ滞納整理事務に係る専門性を有する職員を配置するという非効率性が解消される。
- ③ 滞納整理事務に携わる職員が3つのグループに分割されることにより事務の実施体制の規模のメリットが減殺されるという非効率性が解消される。

このようなことから、徴収事務の一元化については、現在、厚生労働省が一元化の対象としている共通滞納事業所に係る徴収事務にとどまらず、社会保険料等又は労働保険料等のどちらか一方のみを滞納する事業所に係る徴収事務についても一元化の対象とするよう検討することが必要となっている。

表3-34

【所見】

したがって、厚生労働省は、社会保険と労働保険の徴収事務の一元化の推進による行政事務の効果的・効率的な執行及び事業主の利便性の向上の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 共同滞納整理対象事業所の選定基準について、共通滞納事業所を幅広く含める方向で、できる限り明確に定めることにより、全国統一的なものとする。その上で、センターにおいて、当該基準に該当する共同滞納整理対象事業所の選定、当該事業所に対する滞納整理を一元的に行うことにより、一元化の実施効果を確保するよう、社会保険事務局及び労働局に指示すること。

また、その指示に係る社会保険事務局及び労働局の業務の実施状況を適切に管理すること。

さらに、事業所を特定する事業所番号の統一化や滞納整理に係る債権管理システムの共通化を進めること。

- ② 社会保険と労働保険の両保険に加入している事業所に対する事業所調査はセンターで一元的に行うことを原則とし、一元化の実施効果を確保すること。このため、センターにおける事業所調査の実施対象の選定について、連絡協議会の調整にゆだねるのではなく、社会保険の事業所調査及び労働保険の事業所調査の調査対象事業所の突合など全国統一的なルールを定めるとともに、そのルールに従ってセンターにおける調査対象事業所の選定を行うよう、社会保険事務局及び労働局に指示すること。

また、その指示に係る社会保険事務局及び労働局の業務の実施状況を適切に管理すること。

- ③ 算定基礎届と年更申告書の提出期限の統一後、連絡協議会で調整の上、事業所説明会はセンター主催で実施し、社会保険及び労働保険に係る所要の説明を行うとともに、労働保険の届出もセンターで受付が可能なことを事業所に対し周知すること。

- ④ センターにおける事務（滞納整理及び共同調査）は、都道府県全域を対象として行うよう、社会保険事務局及び労働局に対する指示を徹底すること。

- ⑤ 徴収事務を一層効率的に実施するため、滞納整理事務については、事業所番号の統一化、債権管理システムの共通化等の推進を踏まえつつ、一元化の対象を共通滞納事業所にとどまらず、全滞納事業所に拡大することについて検討すること。

また、その指示に係る社会保険事務局及び労働局の業務の実施状況を適切に管理すること。

(説明)

表 3-1 中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号） <抜粋>

(労働福祉省の編成方針)

第 25 条 労働福祉省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 ～ 七 (略)

八 健康保険（政府が保険者であるものに限る。）、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険に係る徴収事務の一元化を図ること。

表 3-2 中央省庁等改革基本法施行以降の社会保険と労働保険の徴収事務の一元化に係る主な経緯

○ 行政改革大綱（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定） <抜粋>

V 中央省庁等改革の的確な実施

1 省庁再編のメリット発揮等

(1) 組織統合に伴う運営・施策の融合化

イ 運営・施策の融合化の方針

(イ) 厚生労働省 (①～④略)

⑤ 社会保険料及び労働保険料徴収事務の一元化

中央省庁等改革基本法第 25 条における新省の編成方針を踏まえ、社会保険料及び労働保険料に係る徴収事務の一元化に向けて、社会保険及び労働保険の双方の事務処理の見直しを行い、平成 13 年度以降可能なものから逐次実施する。併せて、社会保険職員及び労働保険職員について、相互の制度に関する教育研修を推進する。

また、保険料徴収事務の一元化に向けた見直しに関し法律改正が必要となる事項についても検討を進め、基本的方向について結論を得た上、社会保険又は労働保険の制度改正に併せて、可能なものから所要の措置を実施する。

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 102 号）附則 <抜粋>

(医療保険制度の改革等)

第 2 条 医療保険各法に規定する被保険者及び被扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり 100 分の 70 を維持するものとする。

2～3 (略)

4 政府は、おおむね 3 年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

一 政府が保険者である社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化

(以下略)

○ 今後の行政改革の方針（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定） <抜粋>

1 政府及び政府関係法人のスリム化等

(1) 国民の期待に応えるスリムで効率的な政府の実現

ア 地方支分部局等の事務・事業の抜本的な見直し

別紙 1

<厚生労働省>

社会保険・労働保険の徴収事務のさらなる一元化について、更に効率化できる事務処理方法や一元化可能な事務について検討し、可能なものから逐次実現を図る。法律改正が必要な事項について検討し、可能なものから逐次実現を図る。法律改正が必要な事項についても速やかに検討を進め、平成 17 年度までに結論を得て、可能なものから所要の措置を実施する。

○ 国の行政機関の定員の削減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定） <抜粋>

2 重点事項別の取組等

別紙

<ハローワーク関係及び労働保険（労災）関係>

- ・ 労働保険の適用・徴収関係業務について、民間委託や社会保険との滞納整理の一元化等により 202 人を純減
- ・ 社会保険・労働保険の適用・徴収業務について、統合的な情報システムを構築しつつ徴収事務の一元化等の取組を着実に進め、実施体制の効率化と利用者の利便性の向上を推進する。

<社会保険庁関係>

- ・ 社会保険・労働保険の適用・徴収業務について、統合的な情報システムを構築しつつ徴収事務の一元化等の取組を着実に進め、実施体制の効率化と利用者の利便性の向上を推進する。

○ 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案要綱 <抜粋>

第 20 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正（一は公布日施行、二及び三は平成 20 年 4 月施行）

一 ～ 二 （略）

三 労働保険料の概算保険料の申告納付期限を当該保険年度の 6 月 1 日から 40 日以内とし、確定保険料の申告納付期限を次の保険年度の 6 月 1 日から 40 日以内とすること。（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 15 条等関係）

表3-3 社会保険・労働保険徴収事務センターの設置に係る規定

○ 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化について（平成15年7月22日付け基発第0722001号・庁発第0722001号都道府県労働局長・地方社会保険事務局長あて厚生労働省労働基準局長・社会保険庁次長連名通知）＜抜粋＞

第1 センターの設置

1 趣旨

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第25条第8号及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）附則第2条第4項第1号に規定された社会保険と労働保険の徴収事務の一元化を図るため、社会保険事務所（地方社会保険事務局事務所を含む。以下同じ。）及び都道府県労働局は、社会保険・労働保険徴収事務センターを設置し、センターにおいて社会保険と労働保険の徴収事務を一体的に実施することにより、事業主の利便性の向上と行政事務の効率化を図るものとする。

2 センターの概要

(1) 設置場所

センターの設置場所は、各社会保険事務所内とする。

(2) 名称

センターの名称は、そのセンターを設置する社会保険事務所の名称（厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）別表第10の第1欄に掲げる名称）を冠し、「〇〇社会保険・労働保険徴収事務センター」とする。

(3) 実施事務

社会保険事務所と都道府県労働局がセンターとして実施する事務（以下「センター事務」という。）及びその実施時期は次のとおりとし、具体的な取扱いは、別に定める。

- ① 保険料の算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付（社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新時の申告書に係るものに限る。） 平成15年10月1日から
- ② 事務所説明会の開催（社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新時の申告書に係るものに限る。） 平成16年3月1日から
- ③ 事業所調査（社会保険の総合調査及び労働保険の労働保険料算定基礎調査であって、同一事業所を同一会場で同時に調査する場合に限る。） 平成15年10月1日から
- ④ 滞納整理（社会保険料と労働保険料をいずれも滞納する事業所に対する納付督促及び滞納処分に限る。） 平成16年4月1日から

(4) センター事務の掌理

センター事務のうち、社会保険に関するものは社会保険事務所長が、労働保険に関するものは都道府県労働局長が、それぞれ掌理するものである。

(5) センター長の設置

ア センター長

センター事務の円滑な実施を図るため、センターにセンター長を置く。センター長は、社会保険事務所の次長の職（次長を置いていない社会保険事務所にあっては、庶務（総務）課長の職）を占める者をもって充てるものとする。

イ センター長の任務

センター長は、センター事務の実施に関し、都道府県労働局との連絡調整を行うとともに、センター事務の実施に係る事務室の整備状況やセンター事務の実施状況を的確に掌握し、センター事務の効率的な実施が図られるよう務めるものとする。

(6) センターの職員

ア センター事務に従事する職員

センター事務を行う職員の範囲は、原則として次のとおりとし、これらの職員が社会保険事務所又は労働局若しくは労働基準監督署において従事する事務に応じてセンター事務に

従事するものとする。

① 社会保険事務所

徴収担当課及び適用担当課の職員並びに社会保険調査官

② 都道府県労働局等

労働保険徴収課（室）（労働保険適用課（室））がある都道府県労働局については、労働保険適用課（室）を含む。）の職員及びセンターを設置する社会保険事務所の管轄区域内で最も多数の事業所を所管し、又は当該社会保険事務所の管轄区域に重なる最も広い管轄区域を有する等の労働基準監督署のうち、都道府県労働局が特定する労働基準監督署の職員であって労働保険の徴収事務に従事する者（イ及びウにおいて「都道府県労働局等の職員」という。）

イ 職員の併任

アの①の社会保険事務所の職員が労働保険に関する事務を取り扱う場合及びアの②の都道府県労働局等の職員が社会保険に関する事務を取り扱う場合には、当該社会保険事務所の職員を都道府県労働局に、当該都道府県労働局等の職員を社会保険事務所に、それぞれ併任するものとする。

ウ 都道府県労働局等の職員の勤務形態

都道府県労働局等の職員については、センター事務を実施する際にセンター等に赴くものとする。

(以下略)

表 3-4 社会保険・労働保険徴収事務連絡協議会に係る規定

○ 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化について（平成 15 年 7 月 22 日付け基発第 0722001 号・庁発第 0722001 号都道府県労働局長・地方社会保険事務局長あて厚生労働省労働基準局長・社会保険庁次長連名通知）＜抜粋＞

第 2 連絡協議会

1 協議会の趣旨

センター事務を円滑かつ適切に実施するため、各都道府県単位に社会保険・労働保険徴収事務連絡協議会（以下「協議会」という。）を設けるものとする。

2 協議会の運営

(1) 協議会の構成

協議会は、原則として地方社会保険事務局次長（東京社会保険事務局及び大阪社会保険事務局にあっては保険部長）、保険課長（東京社会保険事務局及び大阪社会保険事務局にあっては保険管理課長）その他の関係職員及び都道府県労働局総務部長（東京労働局にあっては労働保険徴収部長）、労働保険徴収課（室）長（労働保険適用課（室）がある局にあっては同課（室）長を含む。）その他の関係職員をもって構成する。

(2) 協議会における協議事項

協議会においては、次に掲げる事項について協議するものとする。

- ① 当該都道府県内のセンター事務に係る基本計画の策定
- ② センター事務の状況、発生した問題・課題の把握及びそれへの対応
- ③ 両保険の制度及び事務処理についての実務講習会の開催
- ④ その他センター事務の実施に関し必要な事項

(以下略)

表 3-5 特定労働基準監督署の設置に係る規定

○ 「社会保険・労働保険徴収事務センターの設置等に係る留意事項について」（平成 15 年 7 月 22 日 付け都道府県労働局長・地方社会保険事務局長あて厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長・社会保険庁総務部総務課長・同庁運営部企画課長・同医療保険課長・同年金保険課長連名の事務連絡）

<抜粋>

第 1 設置通知関係

1 センターの設置

(1) 都道府県労働局が特定する労働基準監督署（設置通知第 1・2・(6)・ア・②関係）

都道府県労働局が特定する労働基準監督署（以下「特定労働基準監督署」という。）については、都道府県労働局は、労働保険の徴収事務に係る都道府県労働局及び労働基準監督署の業務分担を踏まえ、労働基準監督署の職員による対応が必要である場合に、労働基準監督署を特定すること。この場合、次に掲げる区分に応じて当該区分に掲げる労働基準監督署を参考とし、センターの設置される社会保険事務所（地方社会保険事務局事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内における各労働基準監督署の管轄区域内の事業場数、管轄区域の広さ、規模、センターまでの交通事情等を総合的に勘案して特定すること。

- ① センターの設置される社会保険事務所の管轄区域内に一の労働基準監督署が所在するとき 当該労働基準監督署
- ② センターの設置される社会保険事務所の管轄区域内に複数の労働基準監督署が所在するとき 当該社会保険事務所の所在地を管轄する労働基準監督署
- ③ センターの設置される社会保険事務所の管轄区域内に労働基準監督署が所在しないとき 当該社会保険事務所の所在地を管轄する労働基準監督署

(以下略)

表 3-6 センターにおける滞納整理に係る規定

○ 社会保険・労働保険徴収事務センター事務取扱要領（平成 15 年 7 月 22 日付け基徴発第 0722002 号・庁保険発第 0722001 号） <抜粋>

第 5 滞納整理

1 基本方針

センターにおいて実施する滞納整理は、社会保険料等（社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金をいう。以下同じ。）及びその延滞金をいう。以下同じ。）と労働保険料等（労働保険料（特別保険料を含む。以下同じ。）及びその延滞金並びに追徴金をいう。以下同じ。）をいずれも滞納している事業所（個別加入事業場（単独有期事業場を除く。）に係るものに限る。）のうち、社会保険事務所と都道府県労働局が共同して納付督促することが可能な事業所（以下「共通滞納事業所」という。）について、社会保険事務所と都道府県労働局がセンターにおいて一元的に納付督促、滞納処分、滞納保険料の収納等を実施するものとする。

(注) 1 厚生労働省の資料による。

2 下線は、当省が付した。

3 労働保険の滞納事業場について、上記の下線を付した箇所のとおり、単独有期事業場を除く個別加入事業場（労働保険事務組合に労働保険事務を委託していない事業場）に限定している理由は、①労働保険事務組合に委託している事業場については、同組合を通じて納付督促が行われているため、センターで一元的に滞納整理を実施するのは困難であること、②単独有期事業場については、工事現場等を事業単位として適用する労働者災害補償保険制度特有の制度であり、事業所を単位とする社会保険及び雇用保険とは適用の単位が異なることから、それぞれ対象外とされている（「社会保険・労働保険徴収事務センターの滞納整理に係る事務の取扱いについて」（平成 16 年 1 月 17 日付け地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部企画課課長補佐名の事務連絡）別添 4「滞納整理に係る事務取扱要領案についての Q&A」）。

表 3-7 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）の徴収に係る規定 <抜粋>

(拠出金の徴収及び納付義務)

第 20 条 政府は、被用者に対する児童手当の支給に要する費用及び第 29 条の 2 に規定する児童育成事業に要する費用に充てるため、次に掲げる者（以下「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

一 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 82 条第 1 項 に規定する事業主
(二～四 略)

2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

(拠出金の徴収方法)

第 22 条 拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

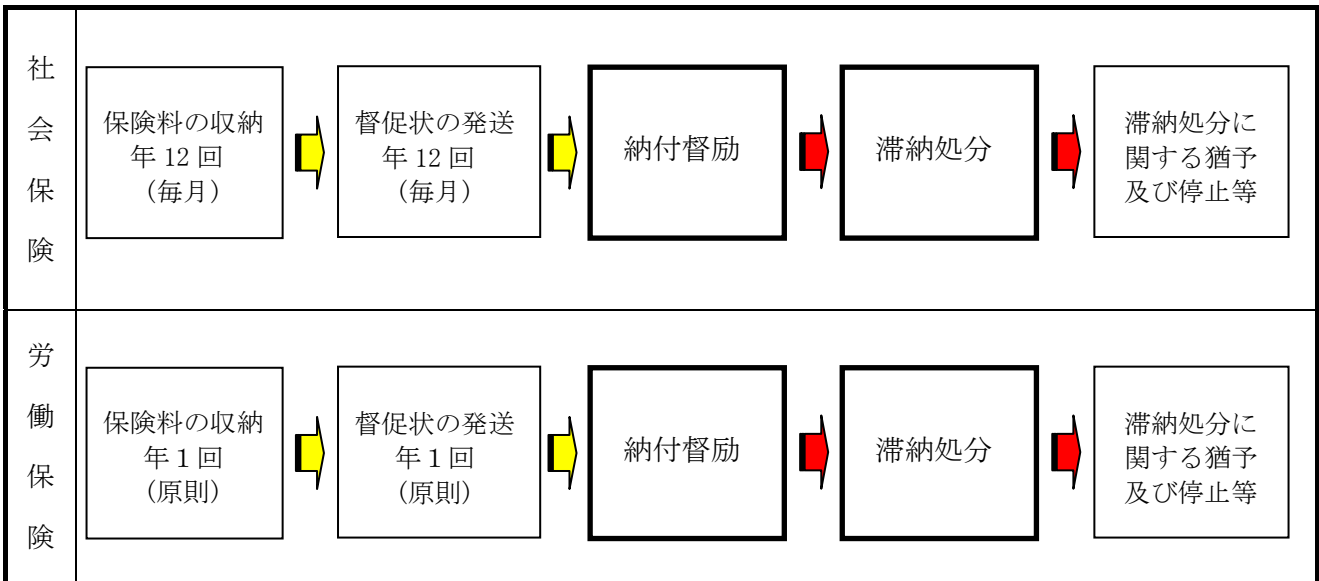
2 前項の拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、社会保険庁長官が行なう。

(3～4 略)

表 3-8 社会保険及び労働保険における滞納整理に係る規定

<p>○ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号） < 抜粋 > (徴収に関する通則) 第 183 条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。</p>
<p>○ 厚生年金保険法 < 抜粋 > (徴収に関する通則) 第 89 条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。</p>
<p>○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号） < 抜粋 > (徴収金の徴収手続) 第 29 条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。</p>

図 3-1 社会保険と労働保険の滞納整理のフロー



(注) 1 当省の調査結果による。
 2 太線内がセンターにおける現在の滞納整理の実施範囲である。

表 3-9 社会保険と労働保険の未収金額（平成 16 年度）

(単位：億円)

社会保険料等				労働保険 (労働者災害補償 保険及び雇用保険)
政府管掌健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	計	
1,601	3,485	8	5,094	908

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表3-10 全国（47 連絡協議会管内）における共同滞納整理対象事業所の選定実績

（単位：事業所、％）

社会保険の滞納事業所数 （平成 17 年 5 月末） (a)	共同滞納整理対象事業所数 （平成 17 年 10 月末） (b)	(b/a)
113,777	2,374	2.1

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 社会保険の滞納事業所には、延滞金のみの滞納事業所は含まれていない。

表3-11 調査した 28 センターにおける共通滞納事業所数及びその未収金額等

（単位：事業所、億円、％）

社会保険の滞納事業所数 a	うち共通滞納事業所 b		社会保険の未収金額 d	うち共通滞納事業所分 e		労働保険の未収金額 f	うち共通滞納事業所分 g	
	(b/a)	うち共同滞納整理対象事業所 c (c/b)		(e/d)	(g/f)			
12,919	2,980 (23.1)	232 (7.8)	491	222 (45.2)	88	41 (46.6)		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 社会保険料等の滞納事業所と労働保険料等の滞納事業所（場）の突合は、社会保険の「未納事業所一覧表」に出力された事業所（延滞金のみの滞納事業所を含む。）と労働保険の「滞納事業名簿」等に出力された個別加入事業場との突合による。

なお、労働保険の「滞納事業名簿」は、事業所単位で管理されていないため、「労働保険の未収金額」の「うち共通滞納事業所事業所分」の未収金額については、個別の加入事業場の未収金額を事業所ごとに集計した。

また、28 センター名は、札幌西、仙台東、会津若松、浦和、宇都宮西、足立、港北、長野南、熱田、岐阜南、岐阜北、多治見、大垣、美濃加茂、高山、富山、福島、東灘、大津、広島東、岡山西、山口、高松西、松山東、中福岡、武雄、玉名、川内である。

表3-12 調査した28センター管内における共同滞納
整理対象事業所の選定実績

(単位：事業所)

区 分	センターにおける選定数
札幌西	4
仙台東	14
会津若松	1
浦和	5
宇都宮西	10
足立	6
港北	2
長野南	0
熱田	8
岐阜南	7
岐阜北	6
美濃加茂	2
多治見	} 41
大垣	
高山	
富山	10
福島	2
東灘	11
大津	3
広島東	10
岡山西	5
山口	3
高松西	5
松山東	23
中福岡	47
武雄	5
玉名	0
川内	2
計	232

(注) 1 当省の調査結果による。

2 センターにおける選定数は、平成17年3月末現在のものである。

表 3-13 共同滞納整理対象事業所の選定方法に係る規定

- 社会保険・労働保険徴収事務センター事務取扱要領（平成 15 年 7 月 22 日付け基徴発第 0722002 号・庁保発第 0722001 号）〈抜粋〉

第 5 滞納整理

1～2 (略)

3 滞納整理の実施手順

(1) 共通滞納事業所の選定

ア 滞納処分票の配列

社会保険事務所においては、8 月下旬に 6 月分までの社会保険料等について滞納がある事業所（既に共通滞納事業所となっている事業所を除く。）の滞納処分票を事業所整理記号の順に配列する。

イ 突合対象滞納事業一覧表の作成

都道府県労働局においては、8 月下旬に次の処理を行うものとする。

- ① 継続事業（一括有期事業を含む。②において同じ。）の個別加入事業場（既に共通滞納事業所となっている事業場を除く。②において同じ。）について、滞納事業名簿を基に突合対象滞納事業一覧表（参考様式 6）を作成する。
- ② 突合対象滞納事業一覧表は、当該一覧表を作成する日において、納付指定期限を経過してもなお滞納となっている継続事業の個別加入事業場のうち、次のいずれにも該当しないもの（(a)から(c)までのいずれかの基準については、各都道府県の実情に応じ、連絡協議会の判断によって、一律に該当しないものとみなすことができる。）についてセンターが設置された各社会保険事務所の管轄区域ごとに事業主住所の郡市区別に事業主名称を五十音順に作成する。
 - (a) 滞納している労働保険料の金額に相当する納付の委託、財産の差押え又は担保の提供がなされているもの
 - (b) 破産、会社更生、民事再生等の手続を行っているもの
 - (c) 延滞金若しくは追徴金又はこれらの徴収金のみの滞納となっているもの
 - (d) その他センターで行うことが困難なもの（あらかじめ連絡協議会において定められた基準に合致するものに限る。）
- ③ 作成した突合対象滞納事業一覧表は、各センター（社会保険事務所）ごとに封入封緘し、月末までに発送する。

ウ 滞納事業所の突合

センター（社会保険事務所）及び都道府県労働局においては、9 月上旬に次の処理を行うものとする。

- ① 都道府県労働局から突合対象滞納事業一覧表の送付を受けたセンター（社会保険事務所）においては、アで配列した滞納処分票の事業所所在地及び事業所名称と当該一覧表の事業主住所及び事業主名称を突合する。
- ② 突合の結果一致した事業所のうち、次のいずれにも該当しないもの（(a)から(c)までのいずれかの基準については、各都道府県の実情に応じ、連絡協議会の判断によって、一律に該当しないものとみなすことができる。）を共通滞納事業所として突合対象滞納事業一覧表にその旨記載し、その写しを都道府県労働局に返送する。
 - (a)～(d) (略)（※内容は、上記イの②の(a)～(d)と同様。）
- ③ 突合対象滞納事業一覧表の返送を受けた都道府県労働局は、共通滞納事業所ごとに滞納事業処理経過カード（以下「経過カード」という。）を 2 部作成して 1 部をセンターに送付する。この場合、都道府県労働局において納付督促を特定労働基準監督署扱いとする共通滞納事業所については、経過カードの余白に当該事業所の取扱監督署名を記載するものとし、経過カードをさらに 1 部作成して当該監督署に送付する。

なお、経過カードの送付を受けたセンターにおいては、共通滞納事業所の滞納処分票及び経過カードを共通滞納整理事蹟票として同一のファイルに格納し保管するものとする。

- (注) 1 厚生労働省の資料による。
 2 下線は当省が付した。
 3 下線を付した箇所のセンターで滞納整理が行うことが困難なものとして連絡協議会において定める基準については、「例えば、社会保険の場合、滞納処分票はあるが毎月の督促指定期限までには納付している事業所や事実上滞納処分執行停止の状態にある事業所など、滞納整理を一元的に実施する効果が認められないものが該当するものであり、各都道府県の実情により自由に定めて構わないが、このような趣旨を逸脱しないよう御配慮いただきたい。」とされている（「社会保険・労働保険徴収事務センターの滞納整理に係る事務の取扱いについて」（平成 16 年 1 月 17 日付け地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部企画課課長補佐名の事務連絡）別添 4「滞納整理に係る事務取扱要領案についての Q&A」）。

表 3-14 連絡協議会の選定基準により、共同滞納整理対象事業所を新規の滞納がある事業所、あるいは滞納が長期・大口化している事業所等、一部に対象を限定している事例

連絡協議会名	内 容
宮 城 ・センター数：6 ・共同滞納整理対象事業所の選定数 H16. 3 現在：57 H17. 10 現在：73	<p>連絡協議会は、共同滞納整理対象事業所の選定について、労働保険の過年度の滞納がない事業場等の中から、社会保険において過去に督促の事跡がない事業所等を選定の対象とすることを取り決めている。</p> <p>このようなことから、社会保険事務所が共同滞納整理対象事業所の選定時に使用する「突合対象滞納事業一覧表」に、労働局が掲載した労働保険の滞納事業場は、平成 16 年度は 206 事業場（17 年 3 月末時点の 2,564 事業場に対して 8.0%）、17 年度は 152 事業場（17 年 8 月末時点の 1,980 事業場に対して 7.7%）にとどまっている。</p> <p>なお、当省が仙台東社会保険事務所管内（当省の調査時点において選定済みの共同滞納整理対象事業所 12 事業所）における社会保険料等の未払い 439 事業所と労働保険料等の未払い 261 事業場を突合したところ、共通滞納事業所 99 事業所のうち、過年度（平成 16 年度以前）の労働保険料等を滞納しているものが 61 事業所（61.6%）みられた。</p>
埼 玉 ・センター数：7 ・共同滞納整理対象事業所の選定数 H16. 3 現在：25 H17. 10 現在：70	<p>連絡協議会は、共同滞納整理対象事業所の選定について、原則として当該年度に新たに滞納した事業所（労働保険の概算保険料額が 40 万円未満の事業場で、社会保険の現年度保険料を滞納している事業所）等を対象とし、平成 17 年度（注）には県内で計 70 事業所選定することを取り決めている。</p> <p>（注）平成 16 年度については、当初は、連絡協議会での取り決めに従って 2 センターで計 6 事業所を選定していたが、選定数が少なかったため、社会保険庁の指導により急遽選定数を増やし、最終的には 25 事業所を選定している。</p> <p>このようなことから、社会保険事務所が共同滞納整理対象事業所の選定時に使用する「突合対象滞納事業一覧表」に、労働局が掲載した労働保険の滞納事業場は、平成 17 年度は 1,507 事業場（9 月末時点の 5,589 事業場に対して 27.0%）にとどまっている。</p> <p>なお、当省が浦和社会保険事務所管内（当省の調査時点において選定済みの共同滞納整理対象事業所 10 事業所）における社会保険料等の未払い 778 事業所と労働保険料等の未払い 716 事業場を突合したところ、共通滞納事業所 165 事業所のうち、労働保険料等の未収金額が 40 万円以上となっているものが 117 事業所（70.9%）みられた。</p>

連絡協議会名	内 容
<p>神奈川</p> <p>・センター数：13 ・共同滞納整理対象事業所の選定数 H16. 3 現在：23 H17.10 現在：23</p>	<p>連絡協議会は、共同滞納整理対象事業所の選定について、労働保険の累積滞納額が300万円以上（平成17年度は40万円以上）の事業場等の中から、社会保険において長期・大口滞納事業所等を選定の対象とすることを取り決めている。</p> <p>このようなことから、社会保険事務所が共同滞納整理対象事業所の選定時に使用する「突合対象滞納事業一覧表」に、労働局が掲載した労働保険の滞納事業場は、平成16年度は109事業場（平成17年3月末時点の9,062事業場に対して1.2%）、17年度は142事業場（平成17年7月末時点の9,111事業場に対して1.6%）にとどまっている。</p> <p>なお、当省が港北社会保険事務所管内（当省の調査時点において選定済みの共同滞納整理対象事業所3事業所）における社会保険料等の滞納969事業所と労働保険料等の滞納740事業場を突合したところ、共通滞納事業所185事業所のうち、労働保険の未収金額が40万円以下となっているものが80事業所（43.2%）みられた。</p>
<p>富 山</p> <p>・センター数：4 ・共同滞納整理対象事業所の選定数 H16. 3 現在：30 H17.10 現在：30</p>	<p>連絡協議会は、共同滞納整理対象事業所の選定について、長期・大口（未納13か月以上・未収金1,000万円以上）の滞納事業所等を選定の対象とし、県内4センターで計30事業所を選定することを取り決めている。</p> <p>このようなことから、平成16年度に計30事業所を選定し、17年度においては、選定済みの30事業所を継続対象として、当該事業所が倒産した場合等に、新たな事業所と差し替えるための選定のみを行っている。</p>
<p>香 川</p> <p>・センター数：3 ・共同滞納整理対象事業所の選定数 H16. 3 現在：17 H17.10 現在：30</p>	<p>連絡協議会は、過去3か年以前（注）の保険料について滞納がある事業所は、共同滞納整理対象事業所の選定の対象から除外することを取り決めている。</p> <p>（注）平成16年度の選定基準では、「13年度以前の保険料について滞納がある事業所」、17年度の選定基準では、「14年度以前の保険料について滞納がある事業所」は選定の対象から除外することを取り決めている。</p> <p>県内3センターにおいて、社会保険事務所が労働局から送付された「突合対象滞納事業一覧表」（注）に基づいて特定した共通滞納事業所のうち、当該基準に該当することから共同滞納整理対象事業所に選定されなかったものが、平成16年度は26事業所中1事業所（3.8%）、17年度は38事業所中7事業所（18.4%）みられる。</p> <p>（注）「突合対象事業一覧表」に掲載された労働保険の滞納事業場は、平成16年度は776事業場中81事業場（10.4%）、17年度は806事業場中137事業場（17.0%）。</p>
<p>愛 知</p> <p>・センター数：16 ・共同滞納整理対象事業所の選定数 H16. 3 現在：97 H17.10 現在：110</p>	<p>連絡協議会は、平成17年度の共同滞納整理対象事業所の選定について、16年度に選定済みの事業所（県内16センターで計97事業所）（注）に加えて、12年度以前から社会保険料等と労働保険料等のいずれも滞納している事業所を選定することを取り決めている。</p> <p>（注）平成16年度に選定した共同滞納整理対象事業所については、連絡協議会で選定基準についての調整を十分に行っていなかったためとして、労働保険の全滞納事業場5,537事業場の中から、社会保険料等を滞納している事業所を任意に抽出して、そのうち社会保険事務所と労働局の協議が整った事業所を選定したもの</p> <p>このようなことから、社会保険事務所が共同滞納整理対象事業所の選定時に使用する「突合対象滞納事業一覧表」に、労働局が掲載した労働保険の滞納事業場は、平成17年度は218事業場（17年8月末時点の4,247事業所に対して5.1%）にとどまっており、この中から、新たに選定されたものは県内16センターで計15事業所にすぎない（17年8月末時点の選定数は、16年度に選定済みの97事業所に当該15事業所を加えて計112事業所）。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 3-15 共同滞納整理対象事業所に選定した事業所とは別の共通滞納事業所に対しても、社会保険事務所が単独で労働保険の納付督促を行っている等の事例

連絡協議会名	内 容
<p>福 岡</p> <p>・センター数：11 ・共同滞納整理対象事業所の選定数 H16. 3 現在：252 H17. 10 現在：35</p>	<p>① 連絡協議会は、共同滞納整理対象事業所の選定について、1,000万円以上の滞納があるもの、徴収が困難なもの等を対象とし、選定数を平成16年度は県内11センターで各1事業所（計11事業所）、17年度は各2事業所（計22事業所）とすることを取り決めている。</p> <p>このようなことから、社会保険事務所が共同滞納整理対象事業所の選定時に使用する「突合対象滞納事業一覧表」に、労働局が掲載した労働保険の滞納事業場は、平成16年度は375事業場（17年3月末時点の10,136事業場に対して3.7%）、17年度は260事業場（17年7月末時点の6,315事業場に対して4.1%）にとどまっている。</p> <p>② 社会保険事務局では、平成16年度に共同滞納整理対象事業所に選定した11事業所とは別に、社会保険事務所が、社会保険単独の滞納整理の際に労働保険料を滞納している事業所に対して、労働保険分の納付督促を行うこととし、その実績241事業所を共同滞納整理対象事業所の選定数に上乗せしている（計252事業所）。</p> <p>なお、このような方法については、平成17年度も実施予定としている。</p>
<p>岡 山</p> <p>・センター数：6 ・共同滞納整理対象事業所の選定数 H16. 3 現在：32 H17. 10 現在：56</p>	<p>① 連絡協議会は、共同滞納整理対象事業所の選定の対象から、労働保険の滞納が現年度又は前年度のみ事業場を除外することを取り決めている。</p> <p>このようなことから、社会保険事務所が共同滞納整理対象事業所の選定時に使用する「突合対象滞納事業一覧表」に、労働局が掲載した労働保険の滞納事業場は、平成16年度は215事業場（一覧表作成時点の2,189事業場の9.8%）、17年度は737事業場（一覧表作成時点の2,131事業場の34.6%）にとどまっている。</p> <p>② 社会保険事務局では、平成16年度に共同滞納整理対象事業所に選定した事業所（県内6センターで計9事業所）とは別に、社会保険事務所が単独で、社会保険及び労働保険を滞納している事業所に対して、社会保険の滞納整理に併せて労働保険分の納付督促を行うこととし、その実績23事業所を共同滞納整理対象事業所の選定数に上乗せしている（計32事業所）。</p> <p>なお、このような方法については、平成17年度も実施予定としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3-16 納付督促に係る規定

<p>○ 社会保険・労働保険徴収事務センター事務取扱要領（平成15年7月22日付け基徴発第0722002号・庁保険発第0722001号）＜抜粋＞</p> <p>第5 滞納整理 1～2 (略) 3 滞納整理の実施手順 (1) 共通滞納事業所の選定 (略) (2) 納付督促 ア 納付督促の実施方法 センターにおける共通滞納事業所への納付督促は、原則として、次のとおり行うものとする。</p>

- ① 電話による納付督促
- (a) センターにおいて、都道府県労働局に併任され、かつ、当該都道府県労働局の徴収職員並びに分任収入官吏及び分任歳入歳出外現金出納官吏に任命された社会保険事務所の職員（以下「社保担当者」という。）が共通滞納事業所の事業主又は担当者（以下「共通滞納事業主等」という。）に電話して納付督促を行う場合は、社会保険料等に併せて労働保険料等についても納付督促を実施するものとする。
- (b) 都道府県労働局又は特定労働基準監督署において、社会保険事務所に併任され、かつ、当該社会保険事務所の徴収職員に任命された都道府県労働局等の職員（以下「労働担当者」という。）が共通滞納事業主等に電話して納付督促を行う場合は、労働保険料等に併せて、呼出又は臨場による納付督促の際に社保担当者から交付を受けた滞納処分票の写しにより社会保険料等の滞納額等が把握できるもの（③及び④において「把握可能事業所」という。）のみ、社会保険料等についても納付督促を実施するものとする。
- ② 呼出による納付督促
- (a) 社保担当者が共通滞納事業主等をセンターに呼び出して納付督促を行う場合は、都道府県労働局又は経過カードに記載された特定労働基準監督署において当該事業所を担当する労働担当者と、労働担当者が共通滞納事業主等をセンターに呼び出して納付督促を行う場合は、センターにおいて当該事業所を担当する社保担当者と呼出日時を調整の上、社保担当者が呼出日時並びに社会保険料等及び労働保険料等の滞納額を記載した来所通知書（参考様式7）又は差押予告通知書（参考様式8）を作成し、当該事業所へ送達する。
なお、通知に係る問い合わせ先は、社保担当者とする。
- (b) ～ (d) (略)
- ③ 臨場による納付督促
- (a) 社保担当者又は労働担当者が共通滞納事業所に赴き納付督促を行う場合において、事前に日程を調整し共同で臨場することが可能なときは、当日一緒に臨場し納付督促を行うものとする。この場合、臨場時に労働担当者は社保担当者から当該事業所の滞納処分票の写しの交付を受けるものとする。
なお、臨場するも共通滞納事業主等が不在のため納付督促できないときは、社保担当者と労働担当者は対応を協議し、来所通知書を差し置く等の措置を講ずるものとする。
- (b) 社保担当者と労働担当者が一緒に臨場することができない共通滞納事業所については、社保担当者は労働保険料等も含め、労働担当者は把握可能事業所のみ社会保険料等も含め、それぞれ納付督促を実施するものとする。
- ④ 事業主の自発的来所等による納付督促 (略)

- (注) 1 厚生労働省の資料による。
2 下線は、当省が付した。
3 徴収職員は、保険料又は拠出金その他の徴収金を、国税徴収の例により徴する職員である（「収入事務取扱要領」（昭和43年3月20日庁保発第4号）等）。
4 上記の下線を付した箇所のとおり、社会保険事務所の職員と労働局の職員の取扱いが異なる（労働局の職員は社会保険事務所の分任収入官吏等に任命しない）理由については、社会保険事務所と労働基準監督署の管轄区域が異なっていることがあるほか、労働局の職員は都道府県全域を管轄区域としており、場合によっては、一人の職員が複数の社会保険事務所の分任収入官吏等とならざるを得ないことに伴う経理処理上の事故を防止するためとされている（「社会保険・労働保険徴収事務センターの滞納整理に係る事務の取扱いについて」（平成16年1月17日付け地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部企画課課長補佐名の事務連絡）別添4「滞納整理に係る事務取扱要領案についてのQ&A」）。

表3-17 納付督促等後の事業所の管理、労働保険料等の収納に係る規定

○ 社会保険・労働保険徴収事務センター事務取扱要領(平成15年7月22日付け基徴発第0722002号・庁保発第0722001号) <抜粋>

第5 滞納整理

1～2 (略)

3 滞納整理の実施手順

(1)～(4) (略)

(5) センターにおける共通滞納事業所の管理

ア 管理の方法

センターにおいては、共通滞納整理事跡票によるほか、必要に応じて滞納整理簿(参考様式10)を作成し、共通滞納事業所の滞納整理状況の管理に務めるものとする。

なお、共通滞納整理事跡票の事跡の更新等に伴う経過カードの取扱いは、原則として次のとおりとする。

① 社保担当者が単独で行った納付督促等により、経過カードに追記が生じたときは、社保担当者は追記した経過カードの写しを都道府県労働局の労働担当者に送付し、当該労働担当者は、更新後の経過カードを2部作成して1部を当該社保担当者に送付するものとする。

なお、当該社保担当者は、経過カードを最新のものとし替えるものとする。

② 労働担当者が単独又は社保担当者と共同で行った納付督促等により、経過カードに追記が生じたときは、都道府県労働局の労働担当者は、更新後の経過カードを2部作成して1部を社保担当者に送付するものとする。

なお、当該社保担当者は、経過カードを最新のものとし替えるものとする。

イ 滞納解消時の取扱い (略)

4 労働保険料等の収納

センターにおける労働保険料等の収納事務処理は、原則として、次のとおりとする。

(1) 徴収金の出納保管

ア～エ (略)

オ 歳入徴収官に対する報告

社保担当者は、歳入金を領収した場合には、領収の都度又は1日分を取りまとめて、領収済報告書(労働保険収入様式第32号)に官職氏名を記入し、私印を押印した上で、歳入徴収官に報告すること。

なお、報告に当たっては、現金払込書(労働保険収入様式第33号)と同時複写で作成した収入官吏領収済報告書送付票(労働保険収入様式第16号)に領収済報告書を添付し、センター長の確認を得ること。

カ 領収済報告書の誤り訂正 (略)

表 3-18 滞納処分に係る規定

○ 社会保険・労働保険徴収事務センター事務取扱要領(平成 15 年 7 月 22 日付け基徴発第 0722002 号・庁保発第 0722001 号) <抜粋>

第 5 滞納整理

1～2 (略)

3 滞納整理の実施手順

(1)～(2) (略)

(3) 滞納処分

ア センターにおける滞納処分の原則

センター(社会保険事務所)において実施する滞納処分は、差押えに始まり換価又は取立てを経て配当に至る手続を行政機関が直接執行する狭義の滞納処分と他の行政機関、裁判所、執行官及び破産管財人(以下「執行機関」という。)によって開始された執行手続に参加して配当を受ける交付要求(参加差押えを含む。)とに大別されるが、これらの手続の実施については、センター自体が社会保険料と労働保険料の徴収機関ではないことから、社会保険料等については社会保険事務所名で、労働保険料等については都道府県労働局名でこれらの手続を実施するものとする。ただし、次に該当する労働保険料等に係る滞納処分手続は、その処分、処分後に生じる手続、滞納者の財産に対する第三者の権利義務等との関係上不都合を生じることから、センター(社会保険事務所)ではなく都道府県労働局が実施するものとする。

① 次の手続を要する財産の差押え

- (a) 徴収職員による財産の占有又は封印、公示書、縄張り等による差押えの表示が必要なもの(滞納者が所持する現金及び歳入納付に使用できる有価証券並びに金銭の給付を目的とする有価証券で当該金銭債権を取立てることができるものを除く。)
- (b) 登記又は登録を関係機関に嘱託しなければならないもの(電話加入権を含む。)
- (c) その財産について質権、抵当権、先取特権等の権利を有する者又は執行機関に対して差押えを実施したことを通知しなければならないもの
- (d) 第三債務者に対する債権差押通知書の送達手続を交付送達以外の方法で行うもの

② 参加差押え又は交付要求(イの③に該当する場合を除く。)

③ 庁費によって立替をし、その後、その要した費用を滞納処分費として徴収しなければならないもの

④ 差押え又は参加差押え若しくは交付要求の解除、差し押さえた財産の換価又は取立て(即時に滞納額に充当する場合を除く。)、配当、差押換え等及びこれらの処分に引き続くもの

イ 共通滞納事業所に対する差押え等

① 差押えを行う職員

共通滞納事業所の財産の差押えは、社保担当者が行うものとする。ただし、アのただし書きにより都道府県労働局が実施すべきものとしたものについては、社保担当者からの連絡を受けて都道府県労働局の労働担当者が行うものとする。

また、共通滞納事業所が国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号)第 38 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、労働担当者は社保担当者と調整の上、労働保険料等に係る差押えを行うことができるものとする。

② 財産の調査 (略)

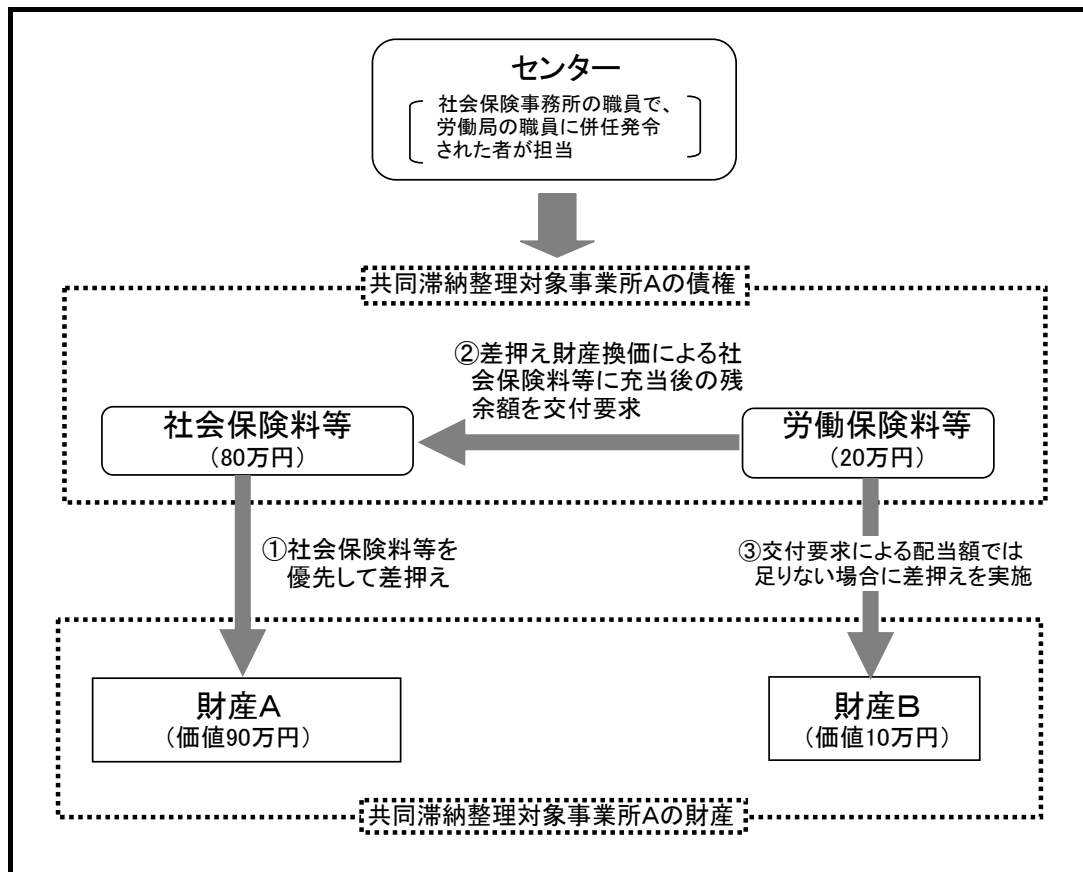
③ 差押え

社保担当者が共通滞納事業所の財産につき差押えを行うときは、社会保険料等と労働保険料等は別々の財産をもって行い、先に社会保険料等について差し押える財産を選択し、次いでその他の財産につき労働保険料等について差し押える財産を選択するものとする。ただし、労働保険料等については、社会保険料等についての差押えのために選択した財産をもって、社会保険料等滞納額全額に充当してなお残余の金額が見込まれるときは、その配当を受けるための交付要求(その財産がアの①の(c)に掲げる権利者への通知を要するもの又は譲渡担保財産その他の交付要求できる要件が限定されるものを除

く。)を社会保険事務所に対し行うことを優先し、その配当をもってしてもなお不足が生じると見込まれる場合に、その他の財産につき差し押さえる財産を選択するものとする。

なお、この場合の交付要求は、労働保険料等の配当順位の優先を保持するため、社会保険事務所に対する都道府県労働局の交付要求書をセンターにおいて作成するものとする。

図3-2 センターにおける共同滞納整理対象事業所に対する差押えの手順



- (注) 1 当省の調査結果による。
2 表中の①～③は、差押え手順の順番を表す。

表 3-19 共同滞納整理対象事業所に対する納付督促等が一元的に行われていない事例

調査対象機関名	内 容
仙台北社会保険事務所、宮城労働局	<p>社会保険事務所は、Ba5 事業所及び Ba6 事業所（ともに平成 16 年度に選定した共同滞納整理対象事業所）に対し、平成 17 年 7 月 12 日に納入催告書（債務承認及び納入誓約書用紙を添付したもの）を送付し、その際、併せて労働保険料も未納として催告している。</p> <p>しかし、社会保険事務所は、両事業所から労働保険料は納入した記憶があるとの指摘を受け、労働局に照会したところ、Ba5 事業所は平成 17 年 4 月 6 日に、Ba6 事業所は 17 年 4 月 20 日に納付書により納入済みであることが判明した。</p>
岐阜南社会保険事務所、岐阜北社会保険事務所	<p>平成 16 年度に選定した共同滞納整理対象事業所計 12 事業所（注）に対する滞納整理の実施状況をみると、社会保険事務所は、単独又は労働局等と共同で社会保険料等及び労働保険料等についての納付督促を 1 回実施したのみで、その後は社会保険料等についてのみ滞納整理を行っている。</p> <p>このような理由について、両社会保険事務所では、納付督促後は労働保険料等の納入状況を把握していないことから、労働保険料等についての納付督促は行っていないとしている。</p> <p>（注） 両社会保険事務所に係る共同滞納整理対象事業所計 13 事業所（岐阜南：7 事業所、岐阜北：6 事業所）のうち、岐阜南社会保険事務所において、同事務所単独の納付督促時に労働保険料等をすでに完納済みであることが判明した 1 事業所を除く事業所数（計 12 事業所）である。</p>
鹿児島労働局	<p>労働局は、共同滞納整理対象事業所に対し、独自に納付督促を行い、平成 16 年度の選定以降 17 年 11 月 10 日までに 9 事業所から労働保険料等（合計 120 万 2,525 円）を徴収しているが、そのことについては、当該事業所を担当しているセンター（社会保険事務所）に経過カードで連絡していない。</p>

（注） 当省の調査結果による。

表 3-20 共同滞納整理対象事業所に対して、社会保険事務所が単独で差押えを行った事例

調査対象機関名	内 容
香川社会保険事務局善通寺事務所	<p>社会保険事務所は、共同滞納整理対象事業所に選定した Rc1 事業所に対して、平成 17 年 1 月 21 日に差押予告通知を発行し、同年 2 月 4 日に財産調査を行い 82 万 9,801 円の銀行預金残高を発見している。</p> <p>しかし、労働局は、同事業所の労働保険料等は単年度分のみ（平成 16 年 9 月 30 日現在の滞納金額：2 万 8,144 円）である等として、差押えまでは行わない方針としていることから、社会保険事務所では、社会保険料等（滞納金額：38 万 8,380 円）についてのみ差押えを行っている。</p>

（注） 当省の調査結果による。

なお、銀行預金等の債権については、先着手の差押えが当該債権の全部又は一部についてされているかを問わず、原則として、二重差押えを行うものとする（国税徴収法基本通達第 62 条関係の 6）。

表3-21 全国(47連絡協議会管内)及び調査した23連絡協議会管内における共同滞納整理対象事業所に対する差押えの実績

(単位:センター、事業所、件、千円)

区分	センター数	共同滞納整理対象事業所数 (平成17年3月末時点)	平成16年9月～17年8月末までの実績					
			社会保険料等と労働保険料等のいずれかについての差押えを行った件数	差押え財産の換価等により、社会保険料等又は労働保険料等のいずれかについて充当した金額 (a)	交付要求により労働保険料等に充当した件数	交付要求により労働保険料等に充当した金額 (b)	差押え財産の換価等により、社会保険料等又は労働保険料等に充当した金額と労働保険料等に充当した金額の合計 (a+b)	
全国 (47連絡協議会)	312	2,120	197	73,207	13	17,679	90,886	
調査した 23連絡協議会	北海道	16	61	24	4,254	0	0	4,254
	宮城	6	57	0	0	0	0	0
	福島	6	21	1	3	0	0	3
	埼玉	7	25	0	0	0	0	0
	栃木	5	38	0	0	0	0	0
	東京	30	160	49	16,914	1	1,739	18,653
	神奈川	13	23	0	0	0	0	0
	長野	7	61	1	5,069	1	4,123	9,192
	愛知	16	97	4	245	0	0	245
	岐阜	6	56	0	0	0	0	0
	富山	4	30	0	0	0	0	0
	大阪	21	129	16	2,239	0	0	2,239
	兵庫	10	49	8	8,100	4	1,917	10,017
	滋賀	3	14	7	2,863	1	5,052	7,915
	広島	8	32	3	17	0	0	17
	岡山	6	32	0	0	0	0	0
	山口	6	15	0	0	0	0	0
	香川	3	17	0	0	0	0	0
	愛媛	5	72	0	0	0	0	0
	福岡	11	252	1	0	0	0	0
	佐賀	3	16	0	0	0	0	0
熊本	5	22	1	0	0	0	0	
鹿児島	6	19	2	3	0	0	3	
小計	203	1,298	117	39,707	7	12,831	52,538	

(注) 当省の調査結果による。

表3-22 厚生労働省におけるセンターの滞納整理の実績の把握事項

区 分		平成16年度	17年度	
根拠通知等名		「社会保険・労働保険徴収事務センターの事務の実施状況等について」(平成16年6月9日付け都道府県労働局長・地方社会保険事務局長あて厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長補佐・社会保険庁運営部企画課長補佐連名の事務連絡)	「社会保険・労働保険徴収事務センターの事務の実施状況等調査について」(平成17年4月25日付け都道府県労働局長・地方社会保険事務局長あて厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長補佐・社会保険庁運営部企画課長補佐連名の事務連絡)	
把握時点		9月及び翌年3月末	4月から毎月末	
滞納整理の実績に係る事項	共同滞納整理対象事業所数	有	有	
	社会保険料等の債権数及び滞納金額	無	無	
	労働保険料等の債権数及び滞納金額	無	無	
	納付督促	実施事業所数又は件数	有 〔件数のみ〕	有 〔件数のみ〕
		社会保険料等の領収額等	無	無
		労働保険料等の領収額等	無	有 〔領収件数及び領収額、納付受託件数及び受託額、自主納付件数及び自主納付額〕
	差押え	有 〔件数のみの把握で、社会保険料等・労働保険料等のいずれについての差押えかの区別はない。〕	有 〔社会保険料等・労働保険料等別の事業所数及び件数〕	
	差押え財産の換価・取立てによる保険料等への充当	有 〔換価又は取立てした金額のみ〕	有 〔社会保険料等・労働保険料等別の充当事業所数・充当件数・充当額〕	
労働保険料等の交付要求	有 〔交付要求により配当した金額及び件数のみ〕	有 〔交付要求を行った事業所数及び件数、このうち配当した事業所数・件数・配当額〕		

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「滞納整理の実績に係る事項」の各項目の欄の「有」は、厚生労働省が各連絡協議会から報告を求め把握しているもの、「無」は報告を求めているため把握していないものである。

表 3-23 共同調査に係る規定

○ 社会保険・労働保険徴収事務センター事務取扱要領(平成 15 年 7 月 22 日付け基徴発第 0722002 号・庁保発第 0722001 号) <抜粋>

第 4 事業所調査

1 基本方針

(1) センターにおける調査業務

センターにおいて実施する事業所調査は、毎年度計画的に行われる社会保険の総合調査(以下「総合調査」という。)及び労働保険の労働保険料算定基礎調査(以下「算調」という。)の調査対象事業場(労働保険事務組合委託の事業場及び有期事業の事業場を除く。)のうち、両方の集合調査の調査対象となっている事業所の中から、社会保険事務所と都道府県労働局が共同して行うことが可能であると認められる事業所を抽出し、センターにおいて一元的に調査を行うもの(以下「共同調査」という。)とする。

(2) 調査担当官

共同調査は、社会保険事務所の社会保険調査官(以下「調査官」という。)及び都道府県労働局の労働保険料算定基礎調査担当者(センターを設置する社会保険事務所の管轄区域内で最も多数の事業所を所管し、又は当該社会保険事務所の管轄区域に重なる最も広い管轄区域を有する等の労働基準監督署のうち、都道府県労働局が特定した労働基準監督署(以下「特定労働基準監督署」という。)の職員を含む。以下「算調担当者」という。)が各々の権限と職務に応じて、同一の調査場所で共同して調査を行うことを原則とする。

2 調査業務の実施手順

共同調査は、次のとおり行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、都道府県の実情に応じた手順により適宜実施して差し支えないものとする。

(1) 事業所の選定方法

ア 事前協議

年度末の連絡協議会等において、次年度において共同調査を実施する事業所の大枠の区分(都市区、業態等)を決定し、区分ごとに共同調査の実施予定時期(原則として 11 月から翌年 2 月までの間とする。)を申し合わせ、社会保険事務所は、年間調査計画を、都道府県労働局は算調計画をそれぞれ策定する。

イ 共同調査対象事業所の選定

共同調査対象事業所を次により選定する。

① 都道府県労働局においては、算調計画に基づき、9 月までに特定労働基準監督署とも調整の上、算調対象事業場名簿を作成する。この場合、都道府県労働局単独で調査を実施する事業場名簿と既に申し合わせている共同調査の対象となり得る事業場名簿(参考様式 3。以下「共同対象事業場名簿」という。)に区分して作成するものとし、共同対象事業場名簿は、事業場所在地の都市区及び調査予定時期ごとに作成する。

② 社会保険事務所においては、年間調査計画に基づき、毎月、翌々月に調査を実施する事業所を選定する。ただし、既に申し合わせている共同調査の対象となり得る事業所については、9 月に都道府県労働局から共同対象事業場名簿の回付を受け、9 月から 12 月の各月に調査予定時期が翌々月のものについて、社会保険の事業所調査の対象事業所の選定基準に合致するかどうかを確認し、合致する場合は、共同実施する旨名簿に記載した上で当該調査予定時期の名簿の写しを都道府県労働局に返付する。

なお、当該名簿に記載されている事業場が社会保険の未適用事業所である場合は、別途適用勧奨の対象事業所として整理するものとする。

③ 名簿の返付を受けた都道府県労働局は、共同対象事業場名簿を再整理する。

ウ 担当者の決定及び共同調査対象事業所への通知 (略)

表3-24 全国（47連絡協議会管内）及び調査した23連絡協議会管内における共同調査の実施実績

(単位：センター、事業所（場）、%)

区 分	センター数 (a)	平成15年度		16年度						
		共同調査実施数 (b)	1センター当たりの実施数 (b/a)	共同調査実施数 (c)	1センター当たりの実施数 (c/a)	社会保険の事業所調査実施数 (d)	社会保険の事業所調査に占める割合 (c/d)	労働保険の事業場調査実施数 (e)	労働保険の事業場調査に占める割合 (c/e)	
全 国 (47連絡協議会)	312	582	1.9	1,132	3.6	202,424	0.6	47,933	2.4	
調査した 23連絡協議会	北海道	16	20	1.3	20	1.3	10,698	0.2	3,536	0.6
	宮城	6	22	3.7	24	4.0	2,822	0.9	575	4.2
	福島	6	13	2.2	30	5.0	3,072	1.0	455	6.6
	埼玉	7	47	6.7	28	4.0	795	3.5	1,356	2.1
	栃木	5	8	1.6	20	4.0	3,078	0.6	722	2.8
	東京	30	24	0.8	60	2.0	20,763	0.3	5,691	1.1
	神奈川	13	13	1.0	26	2.0	9,300	0.3	2,058	1.3
	長野	7	8	1.1	18	2.6	9,476	0.2	1,184	1.5
	愛知	16	6	0.4	32	2.0	5,668	0.6	2,404	1.3
	岐阜	6	3	0.5	24	4.0	3,222	0.7	910	2.6
	富山	4	8	2.0	8	2.0	2,457	0.3	722	1.1
	大阪	21	21	1.0	83	4.0	19,710	0.4	3,497	2.4
	兵庫	10	19	1.9	40	4.0	6,444	0.6	1,465	2.7
	滋賀	3	4	1.3	16	5.3	1,596	1.0	377	4.2
	広島	8	31	3.9	62	7.8	3,119	2.0	812	7.6
	岡山	6	11	1.8	13	2.2	5,847	0.2	676	1.9
	山口	6	6	1.0	17	2.8	3,830	0.4	591	2.9
	香川	3	8	2.7	18	6.0	1,438	1.3	575	3.1
	愛媛	5	6	1.2	26	5.2	2,577	1.0	1,090	2.4
	福岡	11	13	1.2	22	2.0	13,673	0.2	1,408	1.6
	佐賀	3	12	4.0	12	4.0	2,304	0.5	868	1.4
	熊本	5	10	2.0	13	2.6	3,296	0.4	900	1.4
	鹿児島	6	8	1.3	10	1.7	3,849	0.3	763	1.3
小計	203	321	1.6	622	3.1	139,034	0.4	32,635	1.9	

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 社会保険の事業所調査実施数には、定時決定時調査として行われたものは含んでいない。

表3-25 連絡協議会で共同調査の実施数を取り決めているため、共同調査が可能な事業所の一部しか選定されていない等の事例

連絡協議会名	内 容
<p>福 島</p> <p>（ ・センター数：6 ・H16の共同調査 実施数：30 ）</p>	<p>① 連絡協議会は、平成16年度の共同調査の実施数について、県内6センターで計30事業所と取り決めている。</p> <p>このため、労働局から提示された「共同調査対象事業所一覧表」をもとに県内全6社会保険事務所において共同調査が可能であるとされた事業所は136事業所あるが、共同調査対象事業所に選定されたものは30事業所（22.1%）にとどまっている。</p> <p>② 労働局は、平成17年度の「共同調査対象事業所一覧表」には、17年度の選定数に十分対応可能と判断して、16年度の「同一覧表」に掲載した432事業所から共同調査及び労働保険の単独の事業所調査が実施済みの事業所を除外したもののみを掲載している（330事業所）。</p> <p>このため、調査した3社会保険事務所に係る「同一覧表」をみると、</p> <ul style="list-style-type: none"> i 郡山社会保険事務所では、82事業所中26事業所（31.7%） ii 平 社会保険事務所では、69事業所中14事業所（20.3%） iii 会津若松社会保険事務所では、40事業所中18事業所（45.0%） <p>が平成16年度に社会保険単独で調査実施済み等のため、社会保険事務所としては17年度に調査を実施する予定がないものとなっている。</p> <p>このような原因については、平成16年度に社会保険単独で調査実施済み等の情報は、社会保険事務所が16年度の共同調査対象事業所の選定に際し、社会保険事務局に報告済みであることから、社会保険事務局と労働局の調整が十分に行われていないことによる。</p>
<p>北海道</p> <p>（ ・センター数：16 ・H16の共同調査 実施数：20 ）</p>	<p>連絡協議会は、平成16年度の共同調査の実施数について、「各センターの前年度実施件数程度とする。」（注）と取り決めている。</p> <p>（注）平成15年度の共同調査実施数は16センター計で20事業所である。</p> <p>このため、調査した6社会保険事務所の平成16年度の共同調査対象事業所の選定状況をみると、2社会保険事務所において、次のような状況がみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 札幌西社会保険事務所では、特定労基署から共同調査の対象となりうる事業所として11事業所提示されたが、共同調査の対象事業所としては前年度（平成15年度）と同じ件数である1事業所のみで決定している。残りの10事業所のうち、共同調査の実施が可能な事業所が8事業所あるが、共同調査の余地について検討していない。 ii 函館社会保険事務所では、共同調査対象事業所の選定は、特定労基署から送付される「共同対象事業場名簿」からではなく、特定労基署との電話連絡により、前年度と同じ件数である1事業所のみを選定している。 <p>なお、「共同対象事業場名簿」は、共同調査の終了後に、共同調査を実施した1事業所のみを記載したものが作成されている。</p>
<p>神奈川</p> <p>（ ・センター数：13 ・H16の共同調査 実施数：26 ）</p>	<p>連絡協議会は、平成16年度の共同調査の1センター当たりの実施数について、11月ないし12月の2か月間に2事業所から4事業所を目途とするを取り決めている。</p> <p>このため、調査した3社会保険事務所において、平成16年度の共同調査対象事業所の選定に当たって、労働局から提示された「共同調査対象事業場一覧表」をみると、共同調査が可能なものが、</p> <ul style="list-style-type: none"> i 横浜中社会保険事務所では、15事業所中7事業所 ii 港 北社会保険事務所では、15事業所中7事業所 iii 平 塚社会保険事務所では、20事業所中9事業所 <p>あるが、共同調査対象事業所に選定したものはいずれも2事業所にとどまっている。</p>

（注） 当省の調査結果による。

表 3-26 社会保険と労働保険の事業所調査を同一の事業所に対してそれぞれ単独で行っている事例

連絡協議会名	内 容																		
<p>岡 山</p> <p>（ ・センター数：6 ・H16の共同調査 実施数：13 ）</p>	<p>連絡協議会は、共同調査は、従業員数 20 人までの事業場を対象とし、1センター当たりの実施数を、平成 16 年度は 2 事業所程度、17 年度は 3 事業所から 4 事業所程度とすることを取り決めている。また、労働局は、調査対象事業所の選定の対象は、各社会保険事務所に対応する特定労基署が調査する事業所（場）のみに限定している。</p> <p>このため、当省が岡山西社会保険事務所（平成 16 年度の共同調査実施数 3 事業所）の管轄区域内において、社会保険と労働保険の平成 16 年度におけるそれぞれの事業所調査実施事業所（社会保険 1,837 事業所、労働保険 149 事業所（場））を突合調査した結果、同一事業所に対する事業所調査を両保険がそれぞれ単独で行っているものが 20 事業所みられた。</p> <p style="text-align: right;">（単位：事業所）</p> <table border="1" data-bbox="405 712 1444 1025"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 712 579 972" rowspan="2">社会保険、労働保険の事業所調査を同一事業所に対してそれぞれ単独で行っているもの</th> <th colspan="4" data-bbox="579 712 1444 779">共同調査として実施しなかった理由別内訳</th> </tr> <tr> <th data-bbox="579 779 794 972">共同調査対象事業所の選定以前に、社会保険側又は労働保険側が単独で調査実施済みのため</th> <th data-bbox="794 779 1010 972">特定労基署の管理ではないことから、「共同対象事業名簿」に記載していないため</th> <th data-bbox="1010 779 1225 972">労働保険側が独自に対応することを決定していたため</th> <th data-bbox="1225 779 1444 972">事業所が連絡協議会独自の選定基準（事業場の従業員数の要件）に該当しないため</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 972 579 1025">20</td> <td data-bbox="579 972 794 1025">11</td> <td data-bbox="794 972 1010 1025">3</td> <td data-bbox="1010 972 1225 1025">4</td> <td data-bbox="1225 972 1444 1025">2</td> </tr> </tbody> </table>					社会保険、労働保険の事業所調査を同一事業所に対してそれぞれ単独で行っているもの	共同調査として実施しなかった理由別内訳				共同調査対象事業所の選定以前に、社会保険側又は労働保険側が単独で調査実施済みのため	特定労基署の管理ではないことから、「共同対象事業名簿」に記載していないため	労働保険側が独自に対応することを決定していたため	事業所が連絡協議会独自の選定基準（事業場の従業員数の要件）に該当しないため	20	11	3	4	2
社会保険、労働保険の事業所調査を同一事業所に対してそれぞれ単独で行っているもの	共同調査として実施しなかった理由別内訳																		
	共同調査対象事業所の選定以前に、社会保険側又は労働保険側が単独で調査実施済みのため	特定労基署の管理ではないことから、「共同対象事業名簿」に記載していないため	労働保険側が独自に対応することを決定していたため	事業所が連絡協議会独自の選定基準（事業場の従業員数の要件）に該当しないため															
20	11	3	4	2															
<p>山 口</p> <p>（ ・センター数：6 ・H16の共同調査 実施数：17 ）</p>	<p>連絡協議会は、県内 6 センターの共同調査の実施数について、平成 16 年度は計 18 事業所、17 年度は計 30 事業所とすると取り決めている。</p> <p>このため、当省が山口社会保険事務所（平成 16 年度の共同調査実施数 2 事業所）の管轄区域内において、社会保険と労働保険の 16 年度におけるそれぞれの事業所調査実施事業所（社会保険 1,338 事業所、労働保険 59 事業所（場））を突合調査した結果、次表のとおり、同一事業所に対する事業所調査を両保険がそれぞれ単独で行っているものが 12 事業所みられた。</p> <p style="text-align: right;">（単位：事業所）</p> <table border="1" data-bbox="405 1384 1444 1592"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 1384 651 1547" rowspan="2">社会保険、労働保険の事業所調査を同一事業所に対してそれぞれ単独で行っているもの</th> <th colspan="2" data-bbox="651 1384 1444 1451">共同調査として実施しなかった理由別内訳</th> </tr> <tr> <th data-bbox="651 1451 1046 1547">共同調査対象事業所の選定以前に社会保険側が単独で調査実施済みのため</th> <th data-bbox="1046 1451 1444 1547">連絡協議会で取り決めている実施数を基に、共同調査対象事業所を選定しているため</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 1547 651 1592">12</td> <td data-bbox="651 1547 1046 1592">9</td> <td data-bbox="1046 1547 1444 1592">3</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 「連絡協議会で取り決めている実施数を基に、共同調査対象事業所を選定しているため」の 3 事業所は、いずれも、社会保険事務所が労働局から「共同調査対象事業所名簿」を受理（平成 16 年 9 月 1 日）した以降の 9 月下旬から平成 17 年 2 月に、社会保険事務所と労働局がそれぞれ単独で事業所調査を行ったものである。</p>					社会保険、労働保険の事業所調査を同一事業所に対してそれぞれ単独で行っているもの	共同調査として実施しなかった理由別内訳		共同調査対象事業所の選定以前に社会保険側が単独で調査実施済みのため	連絡協議会で取り決めている実施数を基に、共同調査対象事業所を選定しているため	12	9	3						
社会保険、労働保険の事業所調査を同一事業所に対してそれぞれ単独で行っているもの	共同調査として実施しなかった理由別内訳																		
	共同調査対象事業所の選定以前に社会保険側が単独で調査実施済みのため	連絡協議会で取り決めている実施数を基に、共同調査対象事業所を選定しているため																	
12	9	3																	

連絡協議会名	内 容																						
佐 賀 (<ul style="list-style-type: none"> ・センター数：3 ・H16の共同調査実施数：12)	<p>連絡協議会は、共同調査は、佐賀市ほか3市（平成17年度には2郡を追加）に所在する事業所のうち、農林漁業・鉱業・建設業を除く業種で、労働者数が15人～50人の事業所を対象とし、県内3センターの実施数を、平成16年度は計12事業所、17年度は計15事業所とすることを取り決めている。</p> <p>このため、当省が社会保険事務局武雄事務所（平成16年度の共同調査実施数4事業所）の管轄区域内において、社会保険と労働保険の平成16年度におけるそれぞれの事業所調査実施事業所（社会保険629事業所、労働保険193事業所（場））を突合した結果、次表のとおり、同一事業所に対する事業所調査を両保険がそれぞれ単独で行っているものが23事業所みられた。</p> <p style="text-align: right;">（単位：事業所）</p> <table border="1" data-bbox="405 629 1445 1072"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 629 579 1014" rowspan="2">社会保険、労働保険の事業所調査を同一事業所に対してそれぞれ単独で行っているもの</th> <th colspan="5" data-bbox="579 663 1445 696">共同調査として実施しなかった理由別内訳</th> </tr> <tr> <th data-bbox="579 696 751 1014">共同調査対象事業所の選定以前に、社会保険側が単独で事業所調査実施済みのため</th> <th data-bbox="751 696 924 1014">労働局が社会保険事務所に送付する「共同調査対象事業場名簿」に記載もれのため</th> <th data-bbox="924 696 1096 1014">連絡協議会独自の選定基準（事業所の所在地要件：武雄市、鹿島市）に該当しないため</th> <th data-bbox="1096 696 1268 1014">事業所が連絡協議会独自の選定基準（労働者数の要件、労働者数と事業所の所在地要件）に該当しないため</th> <th data-bbox="1268 696 1445 1014">事業所が連絡協議会独自の選定除外基準（事業所の業種の要件）に該当するため</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 1014 579 1072">23</td> <td data-bbox="579 1014 751 1072">1</td> <td data-bbox="751 1014 924 1072">3</td> <td data-bbox="924 1014 1096 1072">2</td> <td data-bbox="1096 1014 1268 1072">14</td> <td data-bbox="1268 1014 1445 1072">3</td> </tr> </tbody> </table>						社会保険、労働保険の事業所調査を同一事業所に対してそれぞれ単独で行っているもの	共同調査として実施しなかった理由別内訳					共同調査対象事業所の選定以前に、社会保険側が単独で事業所調査実施済みのため	労働局が社会保険事務所に送付する「共同調査対象事業場名簿」に記載もれのため	連絡協議会独自の選定基準（事業所の所在地要件：武雄市、鹿島市）に該当しないため	事業所が連絡協議会独自の選定基準（労働者数の要件、労働者数と事業所の所在地要件）に該当しないため	事業所が連絡協議会独自の選定除外基準（事業所の業種の要件）に該当するため	23	1	3	2	14	3
社会保険、労働保険の事業所調査を同一事業所に対してそれぞれ単独で行っているもの	共同調査として実施しなかった理由別内訳																						
	共同調査対象事業所の選定以前に、社会保険側が単独で事業所調査実施済みのため	労働局が社会保険事務所に送付する「共同調査対象事業場名簿」に記載もれのため	連絡協議会独自の選定基準（事業所の所在地要件：武雄市、鹿島市）に該当しないため	事業所が連絡協議会独自の選定基準（労働者数の要件、労働者数と事業所の所在地要件）に該当しないため	事業所が連絡協議会独自の選定除外基準（事業所の業種の要件）に該当するため																		
23	1	3	2	14	3																		
鹿児島 (<ul style="list-style-type: none"> ・センター数：6 ・H16の共同調査実施数：10)	<p>連絡協議会は、共同調査は、平成16年度までは労働者数20人～30人程度の事業所を対象（注）として、16年度は県内6センターのうち5センターで10事業所、17年度は県内全6センターで36事業所とそれぞれ実施数を取り決めて実施している。</p> <p>（注）連絡協議会は、平成17年度から、労働者数の要件は撤廃している。</p> <p>このため、当省が川内社会保険事務所（平成16年度の共同調査実施数2事業所）の管轄区域内において、社会保険と労働保険の16年度におけるそれぞれの事業所調査実施事業所（社会保険323事業所、労働保険85事業所（場））を突合した結果、連絡協議会で取り決めた実施数を基に、共同調査対象事業所を選定していることから、事業所調査を同一事業所に対してそれぞれ単独で行われているものが10事業所みられた。このうち、4事業所は、社会保険事務局が労働局から「共同調査対象事業所名簿」を受領（平成16年9月16日）した以降の平成16年10月から17年2月に、事業所調査をそれぞれ単独で行ったものである。</p>																						

連絡協議会名	内 容											
<p>栃 木</p> <p>(・センター数：5 ・H16の共同調査 実施数：20)</p>	<p>連絡協議会は、共同調査は、農林漁業・清酒製造業・建設業を除く業種で、労働者数10人～90人の事業所を対象とし、県内5センターの実施数を、平成16年度は計18事業所、17年度は計24事業所とすることを取り決めている。</p> <p>このため、当省が宇都宮西社会保険事務所（平成16年度の共同調査実施数4事業所）の管轄区域内において、社会保険と労働保険の16年度におけるそれぞれの事業所調査実施事業所（社会保険792事業所、労働保険166事業所（場））を突合した結果、次表のとおり、同一事業所に対する事業所調査を両保険がそれぞれ単独で行っているものが7事業所みられた。</p> <p style="text-align: right;">(単位：事業所)</p> <table border="1" data-bbox="405 589 1445 786"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 589 651 752" rowspan="2">社会保険、労働保険の事業所調査を同一事業所に対してそれぞれ単独で行っているもの</th> <th colspan="2" data-bbox="651 589 1445 651">共同調査として実施しなかった理由別内訳</th> </tr> <tr> <th data-bbox="651 651 1046 752">連絡協議会で取り決めた実施数を基に、共同調査対象事業所を選定済みのため</th> <th data-bbox="1046 651 1445 752">事業所が連絡協議会で取り決めている独自の選定除外基準（農林漁業等の業種）に該当するため</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 752 651 786" style="text-align: center;">7</td> <td data-bbox="651 752 1046 786" style="text-align: center;">4</td> <td data-bbox="1046 752 1445 786" style="text-align: center;">3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「連絡協議会で取り決めた実施数を基に、共同調査対象事業所を選定済みのため」の4事業所は、いずれも、社会保険事務所が労働局から「共同調査対象事業場名簿」の受理（平成16年7月30日）した以降の平成16年9月から12月に、社会保険事務所と労働局がそれぞれ単独で事業所調査を行ったものである。</p>	社会保険、労働保険の事業所調査を同一事業所に対してそれぞれ単独で行っているもの	共同調査として実施しなかった理由別内訳		連絡協議会で取り決めた実施数を基に、共同調査対象事業所を選定済みのため	事業所が連絡協議会で取り決めている独自の選定除外基準（農林漁業等の業種）に該当するため	7	4	3			
社会保険、労働保険の事業所調査を同一事業所に対してそれぞれ単独で行っているもの	共同調査として実施しなかった理由別内訳											
	連絡協議会で取り決めた実施数を基に、共同調査対象事業所を選定済みのため	事業所が連絡協議会で取り決めている独自の選定除外基準（農林漁業等の業種）に該当するため										
7	4	3										
<p>愛 媛</p> <p>(・センター数：5 ・H16の共同調査 実施数：26)</p>	<p>連絡協議会は、県内5センターの共同調査の実施数を、平成16年度は計28事業所、17年度は計32事業所とすることを取り決めている。また、労働局は、社会保険事務所に送付する「共同事業対象名簿」には当該年度の年更申告書の受付審査の結果疑義があるもので、かつ、従業員数がおおむね20人～100人の事業場を掲載している。</p> <p>このため、当省が松山東社会保険事務所（平成16年度の共同調査実施数7事業所）の管轄区域内において、社会保険と労働保険の平成16年度におけるそれぞれの事業所調査実施事業所（社会保険506事業所、労働保険87事業所（場））を突合調査した結果、次表のとおり、同一事業所に対する事業所調査を両保険がそれぞれ単独で行っているものが5事業所みられた。</p> <p style="text-align: right;">(単位：事業所)</p> <table border="1" data-bbox="405 1346 1445 1637"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 1346 596 1603" rowspan="2">社会保険、労働保険の事業所調査を同一事業所に対してそれぞれ単独で行っているもの</th> <th colspan="3" data-bbox="596 1346 1445 1413">共同調査として実施しなかった理由別内訳</th> </tr> <tr> <th data-bbox="596 1413 879 1603">事業所の従業員数が20人未満であることから、労働局が「共同対象事業名簿」に登録していないため</th> <th data-bbox="879 1413 1161 1603">労働局が「共同対象事業名簿」の作成前に、単独調査により詳細な確認が必要と判断して、名簿に登録していないため</th> <th data-bbox="1161 1413 1445 1603">労働局が、事業所が所掌3（雇用保険のみ適用）に該当することから「共同対象事業名簿」に登録しなかったもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 1603 596 1637" style="text-align: center;">5</td> <td data-bbox="596 1603 879 1637" style="text-align: center;">3</td> <td data-bbox="879 1603 1161 1637" style="text-align: center;">1</td> <td data-bbox="1161 1603 1445 1637" style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険、労働保険の事業所調査を同一事業所に対してそれぞれ単独で行っているもの	共同調査として実施しなかった理由別内訳			事業所の従業員数が20人未満であることから、労働局が「共同対象事業名簿」に登録していないため	労働局が「共同対象事業名簿」の作成前に、単独調査により詳細な確認が必要と判断して、名簿に登録していないため	労働局が、事業所が所掌3（雇用保険のみ適用）に該当することから「共同対象事業名簿」に登録しなかったもの	5	3	1	1
社会保険、労働保険の事業所調査を同一事業所に対してそれぞれ単独で行っているもの	共同調査として実施しなかった理由別内訳											
	事業所の従業員数が20人未満であることから、労働局が「共同対象事業名簿」に登録していないため	労働局が「共同対象事業名簿」の作成前に、単独調査により詳細な確認が必要と判断して、名簿に登録していないため	労働局が、事業所が所掌3（雇用保険のみ適用）に該当することから「共同対象事業名簿」に登録しなかったもの									
5	3	1	1									
<p>宮 城</p> <p>(・センター数：6 ・H16の共同調査 実施数：24)</p>	<p>連絡協議会は、共同調査は、従業員が10人～20人規模の事業所を対象として、県内6センターの実施数を平成16年度は計24事業所、17年度は30事業所とすることを取り決めている。</p> <p>このため、当省が仙台東社会保険事務所（平成16年度の共同調査実施数3事業所）の管轄区域内において、社会保険と労働保険の16年度におけるそれぞれの事業所調査実施事業所（社会保険122事業所、労働保険78事業所（場））を突合した結果、社会保険事務所が労働局から「共同調査対象事業場名簿」を受理（平成16年9月29日）した以降の平成16年11月から17年2月に、同一事業所に対する事業所調査を両保険がそれぞれ単独で行っているものが3事業所みられた。</p>											

(注) 当省の調査結果による。

表3-27 事業所説明会に係る規定

○ 社会保険・労働保険徴収事務センター事務取扱要領(平成15年7月22日付け基徴発第0722002号・庁保発第0722001号) <抜粋>

第3 事業所説明会

1 対象説明会

センターとして行う説明会は、第2の1の(1)に掲げる算定基礎届の説明会及び年更申告書の説明会(個別加入事業場(単独有期事業場を除く。)に係るものに限る。)とする。

2 実施内容

(1) 算定基礎届の説明会

ア 算定基礎届の説明会については、事業所に対する案内はセンター名により行うものとする。ただし、内容に関する問い合わせ先は、社会保険事務所の算定基礎届担当部署とする。

イ 事業所に対する案内以外の具体的な説明会場の設定や算定基礎届の説明等については、地方社会保険事務局及び社会保険事務所の定めるところにより、社会保険事務所が行うものとする。この場合、説明会には、都道府県労働局又は労働基準監督署からの職員の参加を求め、労働保険に関する説明についても行うものとする。

(2) 年更申告書の説明会

ア 年更申告書の説明会については、事業場に対する案内はセンター名(この場合、社会保険事務所の名称を冠せず「社会保険・労働保険徴収事務センター」とする。)により行うものとする。ただし、内容に関する問い合わせ先は、労働局等の年度更新担当部署とする。

イ 事業場に対する案内以外の具体的な説明会場の設定や年更申告書の説明等については、労働局等の定めるところにより、労働局等が行うものとする。この場合、説明会には、社会保険事務所からの職員の参加を求め、社会保険に関する説明についても行うものとする。

表3-28 現行法令における社会保険の算定基礎届と労働保険の年更申告書の提出時期に係る規定

○ 健康保険法施行規則（大正15年7月1日内務省令第36号）〈抜粋〉

（報酬月額届出）

第25条 毎年7月1日現に使用する被保険者（法第41条第3項に該当する者を除く。）の報酬月額に関する法第48条の規定による届出は、同月10日までに、様式第4号による健康保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、政府が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、健康保険被保険者報酬月額算定基礎届に第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

（以下略）

○ 厚生年金保険法施行規則 〈抜粋〉

（報酬月額届出）

第18条 毎年7月1日現に使用する被保険者（船員被保険者、法第8条の2第1項の適用事業所に使用される被保険者及び法第21条第3項に該当する者を除く。）の報酬月額に関する法第27条の規定による届出は、同月10日までに、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（様式第8号）正副2通又は当該届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスクを社会保険事務所長等に提出することによって行うものとする。この場合において、被保険者が同時に政府の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第25条の規定によつて届書又は磁気ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。

（以下略）

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 〈抜粋〉

（概算保険料の納付）

第15条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料を、その労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その保険年度の初日（保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日（保険年度の中途に労災保険法第34条第1項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度の中途に労災保険法第36条第1項の承認があつた事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認があつた日））から50日以内に納付しなければならない。

（以下略）

（注）下線は、当省が付した。

表3-29 全国(47連絡協議会管内)及び調査した23連絡協議会管内における事業所説明会の開催実績

(単位:回、%)

区 分	平成16年度				17年度				
	社会保険 の事業所 説明会開 催回数	うち労働保険の 職員が参加した 回数(参加率)	労働保険 の事業所 説明会開 催回数	うち社会保険の 職員が参加した 回数(参加率)	社会保険 の事業所 説明会開 催回数	うち労働保険の 職員が参加した 回数(参加率)	労働保険 の事業所 説明会開 催回数	うち社会保険の 職員が参加した 回数(参加率)	
全 国 (47連絡協議会)	1,099	65 (5.9)	512	75 (14.6)	1,058	47 (4.4)	561	78 (13.9)	
調 査 し た 2 3 連 絡 協 議 会	北海道	79	0 (0.0)	14	2 (14.3)	104	0 (0.0)	29	1 (3.4)
	宮城	23	0 (0.0)	0	- (-)	17	0 (0.0)	22	0 (0.0)
	福島	2	0 (0.0)	14	0 (0.0)	4	0 (0.0)	28	0 (0.0)
	埼玉	29	0 (0.0)	28	0 (0.0)	29	0 (0.0)	24	0 (0.0)
	栃木	20	0 (0.0)	11	0 (0.0)	16	0 (0.0)	10	0 (0.0)
	東京	61	0 (0.0)	46	15 (32.6)	71	1 (1.4)	39	1 (2.6)
	神奈川	34	0 (0.0)	12	0 (0.0)	24	0 (0.0)	12	0 (0.0)
	長野	27	8 (29.6)	11	9 (81.8)	10	10 (100.0)	11	11 (100.0)
	愛知	20	8 (40.0)	29	3 (10.3)	15	3 (20.0)	21	5 (23.8)
	岐阜	25	0 (0.0)	0	- (-)	31	0 (0.0)	0	- (-)
	富山	15	0 (0.0)	0	- (-)	15	0 (0.0)	0	- (-)
	大阪	53	0 (0.0)	0	- (-)	56	0 (0.0)	0	- (-)
	兵庫	30	1 (3.3)	11	0 (0.0)	28	1 (3.6)	12	11 (91.7)
	滋賀	8	0 (0.0)	3	3 (100.0)	9	0 (0.0)	0	- (-)
	広島	40	0 (0.0)	24	0 (0.0)	36	0 (0.0)	22	0 (0.0)
	岡山	24	6 (25.0)	15	6 (40.0)	24	6 (25.0)	15	6 (40.0)
	山口	37	0 (0.0)	0	- (-)	32	0 (0.0)	0	- (-)
	香川	20	5 (25.0)	12	12 (100.0)	21	3 (14.3)	12	12 (100.0)
	愛媛	5	0 (0.0)	0	- (-)	20	0 (0.0)	0	- (-)
	福岡	37	0 (0.0)	21	0 (0.0)	2	0 (0.0)	20	0 (0.0)
	佐賀	13	0 (0.0)	0	- (-)	13	0 (0.0)	0	- (-)
	熊本	30	2 (6.7)	0	- (-)	29	2 (6.9)	0	- (-)
	鹿児島	34	0 (0.0)	81	1 (1.2)	32	0 (0.0)	79	0 (0.0)
小計	666	30 (4.5)	332	51 (15.4)	638	26 (4.1)	356	47 (13.2)	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 参加率は、(他方の職員が参加した事業所説明会の回数)÷(事業所説明会の開催回数)により算出した。
 3 網掛けした連絡協議会は、調査した23連絡協議会のうち、平成16年度及び17年度のいずれにおいても、社会保険事務所(又は労働局等)の職員が労働保険(又は社会保険)の事業所説明会に参加した実績がないもの(13連絡協議会)である。

表 3-30 保険料の算定基礎となる賃金や保険料額の届出の受付に係る規定

○ 社会保険・労働保険徴収事務センター事務取扱要領(平成 15 年 7 月 22 日付け基徴発第 0722002 号・
庁保険発第 0722001 号) <抜粋>

第 2 保険料の算定基礎となる賃金や保険料額の届出の受付

1 対象となる届出手続等

(1) 対象届出手続

センターとして受付を行う届出は次のとおりとする。

ア 健康保険／厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)

イ 労働保険概算・確定保険料申告書(年度更新に係るものに限る。以下「年更申告書」という。)

(2) 対象事業場の範囲

年更申告書については、労働保険事務組合に労働保険事務を委託していない事業場(以下「個別加入事業場」という。)のうち単独有期事業を除いたものを対象とする。

2 実施内容

センターにおいては、届出の受付事務(届出の記載不備を点検し届出を受理する事務をいう。)を行う。受理した届出の内容に基づいて所要の確認・補正を行う審査事務など、届出を受理した後に行われる事務は、算定基礎届については社会保険事務所(地方社会保険事務局事務所を含む。以下同じ。)が、年更申告書については都道府県労働局及び労働基準監督署((2)及び第 3 において「労働局等」という。)が、それぞれ行うものとする。

(以下略)

表3-31 全国（47連絡協議会管内）及び調査した23連絡協議会管内における労働保険の年更申告書の受付実績

（単位：センター、件）

区分	センター数 (a)	平成16年度の 受付件数	1センター当 たりの受付件 数	17年度の受付 件数	1センター当 たりの受付件 数	
		(b)	(b/a)	(c)	(c/a)	
全 国 (47連絡協議会)	312	418	1.3	2,462	7.9	
調査した 23 連絡協議会	北海道	16	0	0.0	1	0.1
	宮城	6	5	0.8	72	12.0
	福島	6	15	2.5	1	0.2
	埼玉	7	1	0.1	0	0.0
	栃木	5	0	0.0	0	0.0
	東京	30	9	0.3	5	0.2
	神奈川	13	14	1.1	16	1.2
	長野	7	0	0.0	3	0.4
	愛知	16	1	0.1	1,085	67.8
	岐阜	6	0	0.0	0	0.0
	富山	4	1	0.3	1	0.3
	大阪	21	7	0.3	36	1.7
	兵庫	10	1	0.1	3	0.3
	滋賀	3	131	43.7	177	59.0
	広島	8	0	0.0	0	0.0
	岡山	6	0	0.0	0	0.0
	山口	6	0	0.0	2	0.3
	香川	3	7	2.3	8	2.7
	愛媛	5	0	0.0	13	2.6
	福岡	11	10	0.9	4	0.4
	佐賀	3	0	0.0	3	1.0
	熊本	5	1	0.2	2	0.4
	鹿児島	6	7	1.2	11	1.8
小計	203	210	1.0	1,443	7.1	

(注) 1 当省の調査結果による。
2 愛知連絡協議会管内では、社会保険事務局が社会保険労務士会に対して、年更申告書をセンターに提出するよう依頼したこともあり、平成17年度の受付件数が1,085件に増加している。

表3-32 調査した74センターにおける年更申告書の受付実績

区分	平成16年度	17年度
受付実績があるセンター 〔センター名〕	15センター (20.3%) 〔仙台東、郡山、港、港北、熱田、砺波、 尼崎、大津、彦根、草津、高松東、 高松西、中福岡、熊本東、鹿屋〕	29センター (39.2%) 〔北見、仙台北、石巻、仙台東、港、 平塚、松本、大曾根、熱田、一宮、 刈谷、砺波、東灘、尼崎、大津、 彦根、草津、高松東、高松西、 松山西、松山東、新居浜、中福岡、 佐賀、武雄、熊本東、本渡、川内、 鹿屋〕
受付件数計	164件	642件
受付実績が皆無のセンター 〔センター名〕	59センター (79.7%) 〔札幌西、函館、旭川、釧路、北見、 苫小牧、仙台北、石巻、古川、平、 会津若松、浦和、川越、大宮、 春日部、宇都宮西、栃木、大田原、 足立、渋谷、横浜中、平塚、長野南、 松本、小諸、大曾根、一宮、刈谷、 岐阜南、美濃加茂、岐阜北、富山、 魚津、福島、豊中、東大阪、東灘、 明石、広島東、広島西、福山、呉、 岡山西、倉敷東、山口、下関、宇部、 普通寺、松山西、松山東、新居浜、 小倉北、久留米、佐賀、武雄、本渡、 玉名、川内、鹿児島北〕	45センター (60.8%) 〔札幌西、函館、旭川、釧路、苫小牧、 古川、平、郡山、会津若松、浦和、 川越、大宮、春日部、宇都宮西、 栃木、大田原、足立、渋谷、横浜中、 港北、長野南、小諸、岐阜南、 美濃加茂、岐阜北、富山、魚津、 福島、豊中、東大阪、明石、広島東、 広島西、福山、呉、岡山西、倉敷東、 山口、下関、宇部、普通寺、小倉北、 久留米、玉名、鹿児島北〕
合計	74センター (100%)	74センター (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。
2 () 書きの数値は、構成比である。
3 受付実績があるセンターのうち、受付件数が最も多いセンターは、平成16年度は草津センター（88件）、17年度は大曾根センター（171件）となっている。

表 3-33 滞納整理及び共同調査を都道府県全域で展開していない事例

連絡協議会名	内 容																																
<p>岐 阜</p> <p>(・ 6 社会保険事務所 ・ 7 労 基 署 うち特定労基署 5)</p>	<p>労働保険では、滞納整理及び共同調査は、表 1 のとおり、労働局又は社会保険事務所に対応する特定労基署が担当している。</p> <p>表 1 滞納整理及び共同調査の労働保険側の担当</p> <table border="1" data-bbox="480 432 1342 696"> <thead> <tr> <th>社会保険事務所名</th> <th>社会保険事務所の管轄区域と共通する管轄区域の労基署名</th> <th>滞納整理等の労働保険側の担当機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岐阜南</td> <td>岐 阜</td> <td>岐 阜労基署 (特定労基署)</td> </tr> <tr> <td>岐阜北</td> <td>岐 阜</td> <td>岐 阜労働局</td> </tr> <tr> <td>多治見</td> <td>多治見、恵那</td> <td>多治見労基署 (特定労基署)</td> </tr> <tr> <td>大 垣</td> <td>大 垣</td> <td>大 垣労基署 (特定労基署)</td> </tr> <tr> <td>美濃加茂</td> <td>関、多治見、岐阜八幡</td> <td>関 労基署 (特定労基署)</td> </tr> <tr> <td>高 山</td> <td>高 山、岐阜八幡</td> <td>高 山労基署 (特定労基署)</td> </tr> </tbody> </table> <p>しかし、社会保険事務所と労働局・労基署との連携状況をみると、次のとおりの状況がみられた。</p> <p>① 非特定労基署（特定労基署となっていない労働基準監督署をいう。）が管轄する地域は、労働局が対応することとなっているが、各社会保険事務所（岐阜北社会保険事務所を除く。）と労働局が連携を図っていないため、非特定労基署の管轄区域内の事業場は、滞納整理等の対象になっていない。</p> <p>② 労働保険の滞納整理及び事業所調査は、労働局と労基署が分担しているため、同一の市町村であっても、労働局が担当するものと、労基署が担当するものとが混在する。</p> <p>しかし、特定労基署の管轄区域外に対する取扱いが規定されていない等、労働保険のセンターにおける事務の実施体制が明確になっていないため、社会保険事務所と特定労基署の管轄が同一地域でも、労働局（岐阜北社会保険事務所については岐阜労基署）が担当する事業場は、滞納整理等の対象になっていない。</p> <p>このようなことから、平成 16 年度の共同滞納整理対象事業所の選定状況（事務取扱要領の規定と異なり、社会保険の督促状発行内訳書を基に、社会保険事務所と労働局等が協議して事業所を選定している。）をみると、表 2 のとおり、社会保険料及び労働保険料のいずれも滞納（社会保険については、督促指定期限経過前のため未納）している 186 事業所のうち、81 事業所（43.5%）は、各センターにおける社会保険事務所と労働局、特定労基署との連携先が異なるとして選定の対象から外れている。</p> <p>表 2 管内 6 センターの共同滞納整理対象事業所の選定の対象・対象外の事業所数 (単位：事業所)</p> <table border="1" data-bbox="432 1682 1390 1895"> <thead> <tr> <th rowspan="2">社会保険の督促状発行内訳書(平成 16 年 9 月分)に記載された事業所数</th> <th colspan="3">労働保険滞納事業場と一致</th> </tr> <tr> <th>労働局担当</th> <th>労基署担当</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1, 157</td> <td>118 〔対象 41〕 〔対象外 77〕</td> <td>68 〔対象 64〕 〔対象外 4〕</td> <td>186 〔対象 105〕 〔対象外 81〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 [] 内の「対象」は共同滞納整理対象事業所の選定の対象としたもの、「対象外」は同事業所の選定の対象外となったものである。</p> <p>2 労働局担当 118 事業所のうち、共同滞納整理対象事業所の選定の対象とした 41 事業所は、すべて岐阜北社会保険事務所分である。</p>	社会保険事務所名	社会保険事務所の管轄区域と共通する管轄区域の労基署名	滞納整理等の労働保険側の担当機関名	岐阜南	岐 阜	岐 阜労基署 (特定労基署)	岐阜北	岐 阜	岐 阜労働局	多治見	多治見、恵那	多治見労基署 (特定労基署)	大 垣	大 垣	大 垣労基署 (特定労基署)	美濃加茂	関、多治見、岐阜八幡	関 労基署 (特定労基署)	高 山	高 山、岐阜八幡	高 山労基署 (特定労基署)	社会保険の督促状発行内訳書(平成 16 年 9 月分)に記載された事業所数	労働保険滞納事業場と一致			労働局担当	労基署担当	計	1, 157	118 〔対象 41〕 〔対象外 77〕	68 〔対象 64〕 〔対象外 4〕	186 〔対象 105〕 〔対象外 81〕
社会保険事務所名	社会保険事務所の管轄区域と共通する管轄区域の労基署名	滞納整理等の労働保険側の担当機関名																															
岐阜南	岐 阜	岐 阜労基署 (特定労基署)																															
岐阜北	岐 阜	岐 阜労働局																															
多治見	多治見、恵那	多治見労基署 (特定労基署)																															
大 垣	大 垣	大 垣労基署 (特定労基署)																															
美濃加茂	関、多治見、岐阜八幡	関 労基署 (特定労基署)																															
高 山	高 山、岐阜八幡	高 山労基署 (特定労基署)																															
社会保険の督促状発行内訳書(平成 16 年 9 月分)に記載された事業所数	労働保険滞納事業場と一致																																
	労働局担当	労基署担当	計																														
1, 157	118 〔対象 41〕 〔対象外 77〕	68 〔対象 64〕 〔対象外 4〕	186 〔対象 105〕 〔対象外 81〕																														

連絡協議会名	内 容																																
<p>北海道</p> <p>・16 社会保険事務所 ・17 労基署（1 支署 含む。） うち特定労基署 14</p>	<p>北海道においては、滞納整理及び共同調査は、16 社会保険事務所と当該社会保険事務所に対応する 14 特定労基署（注）が担当しており、これらの管轄区域が一致しない区域に所在する事業所については、共同滞納整理対象事業所及び共同調査対象事業所の選定の対象から除外されている。</p> <p>（注） 社会保険事務所数（16）と特定労基署数（14）との差 2 については、札幌市内に 4 社会保険事務所があり、それらに対応する特定労基署が 2 労基署（札幌東労基署が札幌東及び新さっぽろ事務所に対応、札幌中央労基署が札幌西及び札幌北事務所に対応）のため。</p> <p>このため、次のような例がみられる。（次表参照）</p> <p>① 苫小牧社会保険事務所においては、同社会保険事務所に対応する特定労基署は苫小牧労基署のため、浦河労基署の管轄区域と共通する 9 町が滞納整理等の対象地域になっていない。また、千歳市は苫小牧労基署の管轄区域であるにもかかわらず、新さっぽろ社会保険事務所の管轄区域と共通するため、滞納整理等の対象区域になっていない。</p> <p>② 旭川及び北見社会保険事務所においては、名寄労基署の管轄区域は、両社会保険事務所の管轄区域と共通するが、特定労基署となっていないことから滞納整理等の対象区域になってない。</p> <p>表 滞納整理及び共同調査の選定対象区域の例</p> <table border="1" data-bbox="416 943 1406 1350"> <thead> <tr> <th>社会保険事務所名</th> <th>社会保険事務所の管轄区域内を管轄する労基署名</th> <th>社会保険事務所と労基署の管轄区域が共通する市町村</th> <th>滞納整理等の選定対象区域に該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">苫小牧</td> <td>浦 河</td> <td>日高町ほか 8 町</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>苫 小 牧（特定労基署）</td> <td>苫小牧市ほか 6 町</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新さっぽろ</td> <td>苫 小 牧</td> <td>千歳市</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>札 幌 東（特定労基署）</td> <td>札幌市厚別区及び清田区、江別市、恵庭市、北広島市</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旭 川</td> <td>旭 川（特定労基署）</td> <td>旭川市ほか 1 市 11 町 1 村</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>名 寄</td> <td>名寄市ほか 1 市 6 町 1 村</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北 見</td> <td>名 寄</td> <td>紋別市ほか 3 町 1 村</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>北 見（特定労基署）</td> <td>北見市ほか 1 市 15 町 1 村</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険事務所名	社会保険事務所の管轄区域内を管轄する労基署名	社会保険事務所と労基署の管轄区域が共通する市町村	滞納整理等の選定対象区域に該当の有無	苫小牧	浦 河	日高町ほか 8 町	無	苫 小 牧（特定労基署）	苫小牧市ほか 6 町	有	新さっぽろ	苫 小 牧	千歳市	無	札 幌 東（特定労基署）	札幌市厚別区及び清田区、江別市、恵庭市、北広島市	有	旭 川	旭 川（特定労基署）	旭川市ほか 1 市 11 町 1 村	有	名 寄	名寄市ほか 1 市 6 町 1 村	無	北 見	名 寄	紋別市ほか 3 町 1 村	無	北 見（特定労基署）	北見市ほか 1 市 15 町 1 村	有
社会保険事務所名	社会保険事務所の管轄区域内を管轄する労基署名	社会保険事務所と労基署の管轄区域が共通する市町村	滞納整理等の選定対象区域に該当の有無																														
苫小牧	浦 河	日高町ほか 8 町	無																														
	苫 小 牧（特定労基署）	苫小牧市ほか 6 町	有																														
新さっぽろ	苫 小 牧	千歳市	無																														
	札 幌 東（特定労基署）	札幌市厚別区及び清田区、江別市、恵庭市、北広島市	有																														
旭 川	旭 川（特定労基署）	旭川市ほか 1 市 11 町 1 村	有																														
	名 寄	名寄市ほか 1 市 6 町 1 村	無																														
北 見	名 寄	紋別市ほか 3 町 1 村	無																														
	北 見（特定労基署）	北見市ほか 1 市 15 町 1 村	有																														
<p>福 岡</p> <p>・11 社会保険事務所 ・12 労基署（1 支署 含む。） うち特定労基署 8</p>	<p>福岡県においては、滞納整理及び共同調査は、11 社会保険事務所と当該社会保険事務所に対応する 8 特定労基署（注）の共通の管轄区域内に所在する事業所を対象としている。</p> <p>（注） 社会保険事務所数（11）と特定労基署数（8）との差 3 については、福岡中央労基署が 4 社会保険事務所（博多、中福岡、西福岡及び南福岡）の特定労基署のため。</p> <p>このため、次のような例がみられる。（次表参照）</p> <p>久留米社会保険事務所では、八女労基署の管轄区域と共通する区域、小倉北社会保険事務所では、門司支署の管轄区域と共通する区域がそれぞれ滞納整理等の対象区域になっていない。</p> <p>表 滞納整理及び共同調査の選定対象区域の例</p> <table border="1" data-bbox="416 1783 1406 2013"> <thead> <tr> <th>社会保険事務所名</th> <th>社会保険事務所の管轄区域内を管轄する労基署名</th> <th>社会保険事務所と労基署の管轄区域が共通する市町村</th> <th>滞納整理等の選定対象区域に該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">久留米</td> <td>久 留 米（特定労基署）</td> <td>久留米市ほか 3 市 2 郡</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>八 女</td> <td>八女市、筑後市、八女郡</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小倉北</td> <td>北九州東（特定労基署）</td> <td>北九州市小倉北区</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>門司支署</td> <td>北九州市門司区</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険事務所名	社会保険事務所の管轄区域内を管轄する労基署名	社会保険事務所と労基署の管轄区域が共通する市町村	滞納整理等の選定対象区域に該当の有無	久留米	久 留 米（特定労基署）	久留米市ほか 3 市 2 郡	有	八 女	八女市、筑後市、八女郡	無	小倉北	北九州東（特定労基署）	北九州市小倉北区	有	門司支署	北九州市門司区	無														
社会保険事務所名	社会保険事務所の管轄区域内を管轄する労基署名	社会保険事務所と労基署の管轄区域が共通する市町村	滞納整理等の選定対象区域に該当の有無																														
久留米	久 留 米（特定労基署）	久留米市ほか 3 市 2 郡	有																														
	八 女	八女市、筑後市、八女郡	無																														
小倉北	北九州東（特定労基署）	北九州市小倉北区	有																														
	門司支署	北九州市門司区	無																														

連絡協議会名	内 容																						
<p>埼 玉</p> <p>(・ 7 社会保険事務所 ・ 8 労 基 署 うち特定労基署 7)</p>	<p>埼玉県においては、滞納整理及び共同調査は、7 社会保険事務所と当該社会保険事務所に対応する7 特定労基署が担当しており、これらの管轄区域が一致しない区域に所在する事業所については、共同滞納整理対象事業所及び共同調査対象事業所の選定の対象から除外されている。</p> <p>このため、次のような例がみられる。(次表参照)</p> <p>浦和社会保険事務所においては、その管轄区域は、川口労基署の管轄区域の全域、さいたま労基署の管轄区域の一部(旧浦和市)と共通するが、同社会保険事務所に対応する特定労基署は川口労基署のため、さいたま労基署の管轄区域の一部(旧浦和市)は滞納整理等の対象区域になっていない。また、川越社会保険事務所においても同様である。</p> <p>表 滞納整理及び共同調査の選定対象区域の例</p> <table border="1" data-bbox="422 705 1422 1003"> <thead> <tr> <th>社会保険事務所名</th> <th>社会保険事務所の管轄区域内を管轄する労基署名</th> <th>社会保険事務所と労基署の管轄区域が共通する市町村</th> <th>滞納整理等の選定対象区域に該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">浦 和</td> <td>川 口 (特定労基署)</td> <td>川口市ほか3市</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>さいたま</td> <td>さいたま市(旧浦和市)</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>大 宮</td> <td>さいたま (特定労基署)</td> <td>さいたま市(旧大宮市及び旧与野市)ほか4市1町</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">川 越</td> <td>さいたま</td> <td>朝霞市ほか3市</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>川 越 (特定労基署)</td> <td>川越市ほか5市2郡</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険事務所名	社会保険事務所の管轄区域内を管轄する労基署名	社会保険事務所と労基署の管轄区域が共通する市町村	滞納整理等の選定対象区域に該当の有無	浦 和	川 口 (特定労基署)	川口市ほか3市	有	さいたま	さいたま市(旧浦和市)	無	大 宮	さいたま (特定労基署)	さいたま市(旧大宮市及び旧与野市)ほか4市1町	有	川 越	さいたま	朝霞市ほか3市	無	川 越 (特定労基署)	川越市ほか5市2郡	有
社会保険事務所名	社会保険事務所の管轄区域内を管轄する労基署名	社会保険事務所と労基署の管轄区域が共通する市町村	滞納整理等の選定対象区域に該当の有無																				
浦 和	川 口 (特定労基署)	川口市ほか3市	有																				
	さいたま	さいたま市(旧浦和市)	無																				
大 宮	さいたま (特定労基署)	さいたま市(旧大宮市及び旧与野市)ほか4市1町	有																				
川 越	さいたま	朝霞市ほか3市	無																				
	川 越 (特定労基署)	川越市ほか5市2郡	有																				
<p>熊 本</p> <p>(・ 5 社会保険事務所 ・ 7 労 基 署 うち特定労基署 4)</p>	<p>労働保険では、特定労基署を定めているが、滞納整理及び共同調査は、すべて労働局が担当している。</p> <p>このため、連絡協議会は、滞納整理及び共同調査の対象事業所の選定について、労働局担当区域内の熊本市ほか5市(共同調査にあつては熊本市ほか3市)に所在する事業所を対象とすることを取り決めている。</p>																						
<p>福 島</p> <p>(・ 6 社会保険事務所 ・ 9 労基署(1支署含む) うち特定労基署 0)</p>	<p>労働保険では、滞納整理及び共同調査は、すべて労働局が担当することとし、特定労基署は定めていない。また、労働保険側の滞納整理及び事業所調査は、労働局と労基署が分担しているため、同一の市町村内の事業場であっても、労働局が担当するものと、労基署が担当するものとが混在している。</p> <p>このため、労働局は、共同滞納整理対象事業所及び共同調査対象事業所の選定の対象とする事業場については、i) 平成 16 年度は労働局の担当分のみに限定し、ii) 17 年度には、県内9 労基署(1 支署を含む。)のうち、県内6 センターの所在地に所在する6 労基署を動員して、労働局の担当分にこれらの労基署の担当分を加えているが、残りの3 労基署(1 支署を含む。)の担当分は除外している。</p>																						

(注) 当省の調査結果による。

表 3-34 全国の社会保険事務所、労働局の徴収事務従事職員数（平成 16 年度末現在）
（単位：人）

社会保険 （社会保険事務所）	労働保険 （労働局）	計
1,386	約 700	約 2,100

（注） 厚生労働省の資料による。

4 その他

(1) 電子申請の推進

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>申請・届出等手続のオンライン化については、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、利用者の利便性の向上等を図るため、「各府省は、「行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づき、2003年度末（平成15年度末）までに手続のオンライン化を着実に実施する」こととされている。</p> <p>また、電子政府構築計画により、添付書類については、手続の簡素化・合理化の徹底を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 法令に義務付けがない添付書類は廃止する、 ii) 企業の財務諸表、会社概要等でインターネット等により公表されている場合等には当該添付書類は省略可能とする、 iii) オンライン利用の向上を図るため、添付書類の提出についてもできる限りオンライン化する <p>こととされている。</p>	<p>表4-(1)-1</p>
<p>さらに、「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）においては、「世界一便利で効率的な電子行政」の目標の一つとして「利便性・サービス向上が実感できる電子行政（電子政府・電子自治体）を実現し、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする」ことを定め、その実現方策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) オンライン利用促進対象手続（注）について、各手続の利用目標を含む利用促進行動計画を平成17年度までに策定・公表し、22年度までにオンライン利用率50%を達成する、 ii) 利用者の視点に立って、添付書類の電子化、省略・廃止、手続自体の廃止等の手続の見直し・改善等を行う <p>こととしている。</p> <p>（注） 「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）において、各府省において年間申請件数の多い（年間申請件数10万件以上）手続等を「オンライン利用促進対象手続」として定めるとされている。</p> <p>こうした中、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議は、平成18年3月31日、オンライン利用促進対象手続とした175手続について「オンライン利用促進のための行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、IT新改革戦略の目標を達成するための取組を進めるとしている。</p>	<p>表4-(1)-2 表4-(1)-3</p>
<p>【調査結果】</p> <p>今回、社会保険庁本庁、23社会保険事務局及び同事務局管内の74社会保険事務所における社会保険庁が所管する厚生年金保険関係手続等の「オンラインの利用に</p>	

よる申請・届出等」(以下「電子申請」という。)の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 電子申請の利用が極めて低調となっている実態あり

厚生労働省は、平成17年度末現在、厚生年金保険関係手続等の社会保険庁が所管する236手続のうち233手続(98.7%)でオンライン化を完了しており、残り3手続(1.3%)についても今後オンライン化を予定している。また、同省は、社会保険庁が所管するオンライン化を完了した手続(233手続)のうち健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等の37手続(15.9%)をオンライン利用促進対象手続としている。

表4-(1)-4

これら37手続の行動計画においては、

- i) 社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、社会保険労務士の電子署名のほか、識別番号・暗証番号(ID・パスワード)の入力によることも可能とする、
- ii) 利用可能な電子証明書の種類を拡大する等の具体的な改善方策を講ずるとしている。

表4-(1)-5

これら37対象手続に係る平成16年度の電子申請の利用実績をみると、年間総手続件数1億1,933万件中電子申請は2,883件(0.0024%)にすぎず、極めて低調となっている。また、37対象手続中14手続(37.8%)については、同年度に電子申請が全く行われていない。

表4-(1)-6

表4-(1)-7

イ 電子申請について利用促進の観点から改善を要する事項あり

上記アの行動計画における具体的な改善方策については、利用者である事業主又は社会保険労務士の利便性の向上等のため、オンライン利用促進対象手続37手続にとどまらず、233手続すべてについて電子申請の利用を促進する観点から、調査した23社会保険事務局(管内の74社会保険事務所を含む。)における233手続に係る電子申請の実施状況をみると、次のとおり改善すべき事例が認められる。

(ア) スキャナ読取り等により電子化したデータの提出を認めるべき書類あり

調査した74社会保険事務所では、いずれも「健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届、船員保険・厚生年金保険不適用船舶所有者届」(厚生年金保険法第6条、同法施行規則第13条の2等)において、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類の一つとしている「雇用保険廃止届の控えの写し」について、証明力を確保できないとしてスキャナ読取り等により電子化したデータでの提出を認めていない。しかし、当該書類は写しの提出を求めるものであり、電子化したデータでの提出でも証明力の観点から支障はないものとなっている。

しかし、電子申請に当たっては、申請者の電子署名が付されており、添付書類についても申請者の提出責任は明確となっていることから、現時点で電

子的に発行することが困難な年金手帳や被保険者証、医師の診断書など第三者が発行する証明書等を除いて、電子化できるデータであれば、オンラインにより提出された場合に支障が生じるものではない。

このようなことから、例えば、

- i) 経済産業省所管の「主任技術者不選任承認」（電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項）における委託契約書の写し、
 - ii) 厚生労働省所管の「就業規則の届出」（労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条第1項）、
 - iii) 国土交通省所管の「一般旅客自動車運送事業の許可」（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項）における役員又は社員の名簿、履歴書
- 等については、スキャナ読取り等により電子化したデータによる提出が認められている。

(イ) インターネット登記情報提供サービスで閲覧可能であることから提出を省略すべき書類あり

社会保険庁は、前述（ア）の「健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届、船員保険・厚生年金保険不適用船舶所有者届」に係る添付書類の一つである「商業登記簿謄本（解散）」の提出について、証明力を確保するため原本の提出が必要であるとして、謄本提出と同等の証明力を確保できる当該サービスの利用による謄本提出の省略を認めていない。

しかし、法務省は登記情報の電子化を推進しており、平成17年度末現在、商業登記・法人登記簿等については、全ての会社及び法人（約360万法人）の約98%の電子化を完了している。また、商業登記簿・法人登記簿の記載事項については、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）に基づく「インターネット登記情報提供サービス」（登記所が保管する登記情報をインターネット回線を通じてパソコン等の画面に表示する有料サービスをいう。）の利用により電子的に閲覧することが可能であることから、当該サービスの利用により登記簿謄本等の提出を省略することが可能と判断される。

このようなことから、例えば、環境省は、「公益法人の登記事項変更の届出」（環境大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令（平成12年総理府令第95号）第3条第1項）等において、当該サービスの利用により登記簿謄本の提出を省略可能としている。

(ウ) 法令に義務付けのない添付書類を求めている社会保険事務所の例あり

電子政府構築計画においては、各府省は「手続の簡素化・合理化計画」（2004

表4-(1)-8

図4-(1)

表4-(1)-1

年（平成 16 年）2 月 10 日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議報告）に基づき、平成 17 年度末までに必要性の乏しい手続の廃止、添付書類の省略・廃止等の措置を講ずることとされている。

厚生労働省は、この計画に基づき、法令に義務付けのない添付書類の廃止について検討し、その結果「職業紹介責任者証の確認申請」（職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 32 条の 14）における職業紹介責任者証の廃止等 9 手続について平成 17 年度までに措置したとしているが、社会保険庁が所管する 236 手続については、これに含まれていない。

これらの手続きについて、調査した社会保険事務所の中には、事実確認のため必要があるとして、「健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届」（厚生年金保険法第 98 条、同法施行規則第 23 条、第 29 条等）等 9 手続において、法令に義務付けのない「登記簿謄本」、「就業規則の写し」、「離職票の写し」等を添付書類として提出させている例（49 事例）がみられる。

表 4 - (1) - 9

(E) 厚生労働省が、電子申請が可能としている手続について、来所により行わせている社会保険事務局の例あり

前述（ア）の「健康保険・厚生年金保険新規適用届、船員保険・厚生年金保険新規適用船舶所有者届」については、厚生労働省は電子申請が可能な手続として公表しているにもかかわらず、調査した社会保険事務局の中には、管内のすべての社会保険事務所において、事業内容等を直接聴取する必要があるとして来所による手続を求めている例（2 社会保険事務局）がみられる。

表 4 - (1) - 10

【所見】

したがって、厚生労働省は、電子申請の利用を促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 電子申請を行う際の添付書類については、電子的に発行することが困難な証明書等を除き、電子化したデータによる提出を認めること。また、省略可能な添付書類については、添付を求めないこと。
- ② 法令に義務付けのない添付書類については、廃止すること。
- ③ 電子申請を可能としている手続については、来所による申請を求めないこと。

(説明)

表 4 - (1) - 1 電子政府構築計画

○ 電子政府構築計画（平成 15 年 7 月 17 日、16 年 6 月 14 日一部改定各府省情報化総括責任者（C I O）連絡会議決定） <抜粋>

第 2 施策の基本方針

I 国民の利便性・サービスの向上

(略)

4 オンライン利用の促進のために環境整備

(1) オンライン利用の促進方策

国の行政機関が扱う申請・届出等手続のオンライン化の基盤が整ったところであり、今後は、この整備された基盤を活用し、オンライン利用の向上を図っていくことが重要である。

オンライン利用については、我が国のインターネット普及率と同程度となるよう目指すものとするが、オンラインの利用は国民等利用者の選択によることから、これを促進させるため、年間申請件数の多い（年間申請件数 10 万件以上）手続を重点に、業務の効率化による実費の手数料への適切な反映、添付書類を含め手続そのものの簡素化・合理化の徹底、業務処理の短縮化を図り、オンライン利用の利便性を実感できるようにする。

このため、各府省は、2005 年度末（平成 17 年度末）までに以下の取組を実施する。

ア～エ (略)

オ 各府省は、申請・届出等手続について、「手続の簡素化・合理化計画」（2004 年（平成 16 年）2 月 10 日各府省情報化総括責任者（C I O）連絡会議報告）に基づき、2005 年度末（平成 17 年度末）までに、必要性の乏しい手続の廃止、頻度軽減などの措置を講ずる。

また、特に、年間申請件数が 10 万件以上の手続で業務・システムの最適化計画の策定対象となっているものについては、各府省は、計画の策定過程において、手続の簡素化・合理化の観点からの見直しを重点的に実施する。

カ 添付書類の提出についても、できる限りオンライン化するため、民間が発行する証明書等の電子化について、所管省庁は、府省別の計画に沿って、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。

なお、電子申請システムを使用して送信することができない添付書類（電子的に発行することが困難な証明書等）をスキャナー等を利用して電子化し、オンラインで送信できるようにするための方策については、C I O 連絡会議において引き続き検討を進める。

キ～ク (略)

(以下略)

○ I T 新改革戦略（平成 18 年 1 月 19 日 I T 戦略本部決定） <抜粋>

II 今後の I T 政策の重点

1. I T の構造改革力の追求

(1)～(2) (略)

(3) 21 世紀型社会経済活動

- 世界一便利で効率的な電子行政－オンライン申請率 50%達成や小さくて効率的な政府の現実－

現状と課題

行政手続オンライン化 3 法の施行を始めとした基盤整備を進めた結果、国の扱うほとんどの手続においてインターネットによる申請等が可能となっている。その一方で、使い勝手が利用者の視点に立ったものとなっていない等の理由から、国民・企業等による電子政府の利用は進んでおらず、また、住民サービスに直結する地方公共団体の電子化が十分ではないなど、国民・企業等利用者が利便性・サービスの向上を実感できていない。

(略)

今後は、財政の健全化や行政の簡素化・効率化、国民サービスの向上に向け、I T を最大限活用した業務改革、行政改革が必要となっている。

目標

行政分野への I T の活用により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、高度化及び透明性の向上を図る。

(略)

現実に向けた方策

1. オンライン利用促進対象手続について、各手続の利用目標を含む利用促進行動計画を 2005 年度に策定・公表し、2010 年度までにオンライン利用率 50%以上を達成する。
2. (略)
3. 利用者視点に立って、添付書類の電子化、省略・廃止、手続自体の廃止、インセンティブの付与、処理期間の短縮、本人確認方法の簡素化（電子署名を省略できる場合を整理）等、手続の見直し・改善や紙文書による業務処理からの脱却とこれによる職員の意識改革を図る。

(以下略)

表 4 - (1) - 3 オンライン利用促進手続に係る閣議決定

○ 今後の行政改革の方針（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定） <抜粋>

1 政府及び政府関係法人のスリム化等

(1) 国民の期待に応えるスリムで効率的な政府の実現

(略)

ア (略)

イ 情報通信技術の活用

行政分野への情報通信技術の活用を図るとともに、これに伴う以下の業務改革に取り組むことにより、組織・業務の減量・効率化を行う。

(ア) (略)

(イ) 行政手続のオンライン化による組織・業務の減量・効率化の実をあげるため、法令に基づくすべての行政手続を抜本的に見直し、2割以上の行政手続について、削減、統合・ワンストップ化、添付書類の削減・廃止、申請・届出等の頻度軽減、処理期間の短縮等を行う。特に、年間申請件数 10 万件以上の手続については、後掲 5 (1) アに掲げる行動計画の策定を通じて、思い切った合理化を実施する。

(ウ)～(エ) (略)

(2)～(4) (略)

2～4 (略)

5 電子政府・電子自治体の推進

(1) 電子政府の推進

電子政府の推進については、「電子政府構築計画」に盛り込まれた施策を確実に実施するとともに、以下の施策に重点的に取り組む。

ア 国民の利便性・サービスの向上

(ア) オンライン利用促進

(i) 各府省において、年間申請件数の多い（年間申請件数 10 万件以上）手続、企業が行う頻度の高い手続、オンライン利用に関する企業ニーズの高い手続等を「オンライン利用促進対象手続」として定め、各手続ごとに、費用対効果や利用促進の誘引策等も勘案しつつ、利用者視点に立ったシステム整備、サービスの改善、業務の効率化による実費の手数料への適切な反映や添付書類を含め手続そのものの簡素化・合理化の徹底、処理期間の短縮等の具体的利用促進措置とその実施期限、利用率の目標等を定めた行動計画（アクション・プラン）を平成 17 年度末までのできる限り早期に策定し、公表する。

(以下略)

表 4 - (1) - 4 社会保険庁所管手続におけるオンライン利用促進対象手続数（平成 17 年度末現在）

（単位：件、％）

社会保険庁所管 手続数	オンライン化		利用促進対象	
	完了手続数	オンライン化率	手続数	利用促進対象 手続の割合
(a)	(b)	(b/a)	(c)	(c/b)
236	233	98.7	37	15.9

（注） 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 4 - (1) - 5 オンライン利用促進対象手続に係る行動計画

行動計画の内容	左記の内容を実施するとしている手続名
i) 社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、社会保険労務士の電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とするとしている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届 ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・ 厚生年金保険被保険者住所変更届 <p style="text-align: right;">等</p>
ii) 利用可能な電子証明書の種類を拡大する等の具体的改善方策を講ずるとしている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正）届 ・ 年金手帳再交付申請書 ・ 国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書 ・ 年金受給権者現況届 <p style="text-align: right;">等</p>

（注） 「オンライン利用促進のための行動計画（平成 18 年 3 月 29 日厚生労働省情報政策会議決定）」に基づき、当省が作成した。

表 4 - (1) - 6 オンライン利用促進対象手続に係る電子申請の利用実績（平成 16 年度）

（単位：件、％）

年間総手続件数	電子申請件数	
	利用数	利用率
(a)	(b)	(b/a)
1 億 1,933 万	2,883	0.0024

（注） 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 4 - (1) - 7 オンライン利用促進手続のうちオンライン利用実績がない手続（平成 16 年度）

- ・ 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書
- ・ 健康保険任意継続被保険者資格喪失申請書
- ・ 保険料等還付請求書
- ・ 健康保険被保険者家族療養費支給申請書、健康保険被保険者家族療養費支給申請書（食事療養標準負担額差額支給申請用）、船員保険被保険者家族療養費支給申請書
- ・ 国民年金・共済年金・厚生年金保険年金受給選択申出書、国民年金・共済組合等・厚生年金保険年金受給選択申出書
- ・ 国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書（はがき形式）
- ・ 老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届
- ・ 老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届
- ・ 年金受給権者住所・支払機関変更届
- ・ 年金証書再交付申請書
- ・ 国民年金・厚生年金保険・船員保険遺族給付裁定請求書
- ・ 厚生年金保険未支給保険給付請求書（旧）
- ・ 国民年金未支給老齢・通算老齢年金支給請求書（旧）
- ・ 国民年金保険料還付請求書

(注) 厚生労働省の資料による。

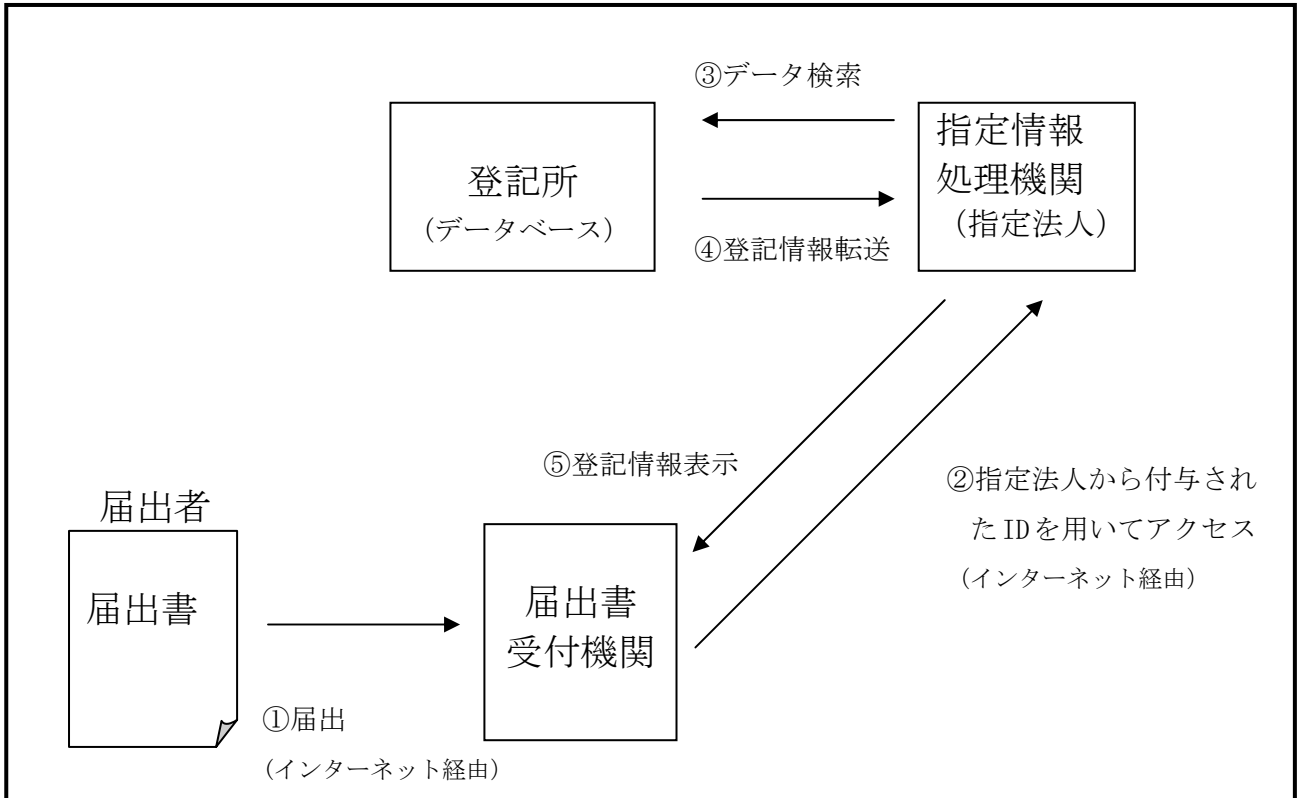
表 4 - (1) - 8 スキャナ読取りにより電子化したデータによる提出が認められている手続 (例)

府省名	手続名 (根拠法令)	添付資料
法務省	成年後見登記に関する証明書の交付申請 (後見登記等に関する法律 (平成 11 年法律第 152 号) 第 10 条)	(本人の配偶者又は 4 親等内の親族が申請する場合) ・本人との関係を証する書面 (戸籍謄抄本)
厚生労働省	衛生管理者の選任報告 (労働安全衛生規則 (昭和 47 年労働省令第 32 号) 第 7 条第 2 項)	・衛生管理者免許証の写し又は資格を証する書面
	就業規則の届出 (労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 89 条第 1 項前段)	・意見書 ・就業規則一括届出事業場一覧 ・就業規則及び附属規程
経済産業省	主任技術者不選任承認 (電気事業法施行規則 (平成 7 年通商産業省令第 97 号) 第 52 条第 2 項)	・委託契約の相手方の執務に関する説明書、委託契約書の写し等
国土交通省	道路の占用許可 (企業占用、一般占用) (道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 32 条第 1 項及び第 3 項、第 91 条第 2 項)	・道路の占用場所、物件の構造等を明らかにした図面等
	一般旅客自動車運送事業の許可 (道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号) 第 4 条第 1 項)	・事業用自動車の運行管理の体制を記載した書面 ・事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面 ・専用自動車道を開設する場合で工事を要しない区間についての書類及び図面 (既存の法人の場合) ・定款又は寄付行為及び登記簿 ・最近の事業年度における貸借対照表 ・役員又は社員の名簿及び履歴書等

(注) 当省の調査結果による。

図 4-1) インターネット登記情報提供サービスのフロー

インターネット登記情報提供サービスは、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成 11 年法律第 226 号）の規定に基づき、登記事務がコンピュータ化された登記所が保有する登記情報をインターネットを利用して、一般利用者が自宅又は事務所のパソコンで確認することができる制度



(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の①～⑤は、登記情報の確認手順の順番を表す。

表 4 - (1) - 9 法令に義務付けのない添付書類の提出を求めている事例

<p>手続名（根拠法令）</p>	<p>法令に義務付けのない添付書類名</p>	<p>左の書類を求めている社会保険事務所名</p>
<p>健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届（厚生年金保険法第 98 条、同法施行規則第 23 条、第 29 条等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記簿謄本 	<p>横浜中、港北、平塚、岐阜南、美濃加茂、岐阜北、岡山西、倉敷東、中福岡、熊本東、本渡、玉名、川内、鹿屋、鹿児島北</p>
<p>健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（厚生年金保険法第 27 条、同法施行規則第 15 条、第 16 条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業規則の写し（嘱託者として再雇用者の場合） 	<p>大曾根、熱田、一宮、刈谷、山口、下関、宇部</p>
<p>健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届（厚生年金保険法第 27 条、同法施行規則 22 条等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職票の写し ・ 資格喪失確認通知書の写し 	<p>大津、草津、彦根</p>
<p>健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（厚生年金保険法 27 条、同法施行規則第 18 条等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者報酬月額算定基礎届総括表（雇用実態に関する状況報告書） 	<p>浦和、川越、大宮、春日部、横浜中、港北、平塚、大曾根、熱田、一宮、刈谷、岡山西、倉敷東</p>
<p>健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届（厚生年金保険法第 98 条、同施行規則第 26 条等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者賞与支払届総括表（事業主の押印） 	<p>大曾根、熱田、一宮、刈谷</p>
<p>健康保険・厚生年金保険新規適用届、船員保険・厚生年金保険新規適用船舶所有者届（厚生年金法第 98 条、同施行規則第 13 条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記簿謄本 ・ 賃貸契約書の写し（該当の場合） ・ 新規適用事業所状況申出書（事務所の所在地、主な取引先取引高、所有地等の財産状況、従業員数の推移等を記載） ・ 従業員の健康証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記簿謄本 横浜中、港北、平塚、大曾根、熱田、一宮、刈谷、岐阜南、美濃加茂、岐阜北、福島、東大阪、豊中、東灘、尼崎、明石、中福岡、小倉北、川内、鹿屋、鹿児島北 ・ 賃貸契約書の写し 横浜中、港北、平塚 ・ 新規適用事業所状況申出書 大津、草津、彦根、佐賀、武雄 ・ 従業員の健康証明書 岡山西、倉敷東

手続名（根拠法令）	法令に義務付けのない 添付書類名	左の書類を求めている社会保険事務所名
厚生年金保険一括適用承認申請書 （厚生年金保険法第8条の2、同法施行規則第14条の2等）	・指定事業所において管理する人事、労務及び給与に関する事務（厚生年金保険に関するものに限る。）の範囲及びその方法を説明する書類等	横浜中、港北、平塚、大曾根、熱田、一宮、刈谷
健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届、船員保険・厚生年金保険不適用船舶所有者届（厚生年金保険法第6条、同法施行規則第13条の2等）	・登記簿謄本	旭川、浦和、川越、大宮、春日部、横浜中、港北、平塚、岐阜南、美濃加茂、岐阜北、東灘、尼崎、明石
健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地名称変更（訂正）届（管轄内）（管轄外）、船員保険・厚生年金保険船舶所有者氏名（名称）住所（所在地）変更届（管轄内）（管轄外）（厚生年金保険法第98条、同法施行規則第23条、第29条の3等）	・登記簿謄本	北見、宇都宮西、栃木、大田原、浦和、川越、大宮、春日部、横浜中、港北、平塚、長野南、松本、小諸、大曾根、熱田、一宮、刈谷、岐阜南、美濃加茂、岐阜北、富山、魚津、砺波、福島、東大阪、豊中、東灘、尼崎、明石、岡山西、倉敷東、山口、下関、宇部、中福岡、熊本東、本渡、玉名、川内、鹿屋、鹿児島北

（注） 当省の調査結果による。

表4-1-10 電子申請が認められているにもかかわらず来所による手続を求めている社会保険事務局の事例

社会保険事務局名	事 例
東京、佐賀	電子申請が認められている「健康保険・厚生年金保険新規適用届」及び「船員保険・厚生年金保険新規適用船舶所有者届」の届出に際して、事業主に対して管内社会保険事務所への来所による手続を求めている。

（注） 当省の調査結果による。

(2) 審査請求の迅速な処理

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>厚生年金保険法、健康保険法、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、石炭鉱業年金基金法（昭和 42 年法律第 135 号）又は国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）における被保険者資格、標準報酬、保険給付等に係る処分不服がある者は、社会保険事務局に置かれている社会保険審査官に対して審査請求を行い、その決定に不服がある者は、厚生労働大臣の所管の下に置かれている社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる（厚生年金保険法第 90 条第 1 項等）とされている。</p> <p>社会保険審査官に対する審査請求について、審査請求をした日から 60 日以内に社会保険審査官の決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したもののみならず、社会保険審査会に対して再審査請求ができることとされている（厚生年金保険法第 90 条第 2 項等）。</p> <p>また、厚生労働省は、「社会保険審査官事務取扱要領」（平成 13 年 3 月厚生労働省保険局総務課社会保険審査会事務室作成）の中で、審査請求が行われてから 60 日以内に決定するように努めることとしている。</p> <p>社会保険審査官における審査請求の処理は、i) 審査請求を受理、ii) 処分庁（社会保険庁長官、社会保険事務所長等）に対して、審査請求の受理を通知、iii) 社会保険業務センター、社会保険事務所等から意見書又は関係資料を受理、iv) 請求人、医療機関等関係者に照会、v) 決定書を作成し、請求人に送付の順で行われている。</p>	<p>表 4 - (2) - 1</p> <p>表 4 - (2) - 2</p> <p>図 4 - (2)</p>
<p>【調査結果】</p> <p>今回、調査した 23 社会保険事務局における社会保険審査官の審査請求受理から決定に至るまでの処理状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>ア 社会保険審査官が決定した審査請求のうち半数近くは処理期間が60日を超えている実態あり</p> <p>23 社会保険事務局に置かれた社会保険審査官における平成 14 年度から 16 年度の決定済み件数と 16 年度末に未処理となっている件数の合計は 5,698 件で、このうち処理期間が 60 日を超えているものは 2,585 件 (45.4%) となっている。また、このうち 6 か月以上と長期化しているものが 395 件 (6.9%) みられる。</p> <p>イ 審査請求処理が遅延している一因は、社会保険審査官及び社会保険庁内部の各手続について処理期間の目安を示していないため手続が遅延していることにある</p> <p>処理期間が 60 日を超えている 2,585 件のうち遅延理由が把握できた 117 件</p>	<p>表 4 - (2) - 3</p> <p>表 4 - (2) - 4</p>

について、その遅延した原因をみると、

- i) 社会保険審査官において事務処理が遅延しているものが74件(63.2%)
(医療機関に対する照会までに時間を要しているもの23件、意見書の受理から審査請求人に対する照会(実地調査の実施)までに時間を要しているもの25件等)、
- ii) 社会保険業務センター又は社会保険事務所において意見書等の作成に時間を要しているものが34件(29.1%)であり、社会保険審査官及び社会保険庁内部の処理の遅延によるものが合計で108件(92.3%)

に上っている。

このように社会保険審査官及び社会保険庁内部における処理の遅延が生じている一因としては、

- i) 社会保険審査官が審査請求を受理してから医療機関等関係者に対して照会するまでの期間、
- ii) 社会保険業務センター又は社会保険事務所が意見書等を作成する期間、
- iii) 社会保険審査官が意見書等を受理してから審査請求人に対して照会するまでの期間

等について処理期間の目安を示して、60日以内に処理するように指示を徹底していないことが挙げられる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、審査請求の処理期間を短縮する観点から、社会保険審査官が審査請求を受理してから医療機関に対して照会するまでの期間など社会保険審査官及び社会保険庁内部において処理する期間について、通常要する標準的な処理期間を設定する必要がある。

表 4 - (2) - 1 審査請求に係る関係法律の規定

○ 厚生年金保険法 <抜粋>

(審査請求及び再審査請求)

第 90 条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 審査請求をした日から 60 日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。
(以下略)

○ 健康保険法 <抜粋>

(審査請求及び再審査請求)

第 189 条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 審査請求をした日から 60 日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。
(以下略)

○ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号） <抜粋>

第 63 条 被保険者ノ資格、標準報酬（標準報酬月額及標準賞与額ヲ謂フ以下本条ニ於テ之ニ同ジ）又ハ保険給付ニ関スル処分ニ不服アル者ハ社会保険審査官ニ対シ審査請求ヲ為シ其ノ決定ニ不服アル者ハ社会保険審査会ニ対シ再審査請求ヲ為スコトヲ得

2 審査請求ヲ為シタル日ヨリ 60 日以内ニ決定ナキトキハ審査請求人ハ社会保険審査官ガ審査請求ヲ棄却シタルモノト看做シ社会保険審査会ニ対シ再審査請求ヲ為スコトヲ得
(以下略)

○ 石炭鉱業年金基金法（昭和 42 年法律第 135 号） <抜粋>

(不服申立て)

第 33 条 年金たる給付又は一時金たる給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 第 20 条において準用する厚生年金保険法第 40 条の 2 の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

3 厚生年金保険法第 90 条第 2 項 及び第 3 項 並びに第 91 条の 2 の規定は前 2 項の審査請求及び再審査請求について、同法第 91 条の 3 の規定は前 2 項に規定する処分の取消しの訴えについて準用する。

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号） <抜粋>

(不服申立て)

第 101 条 被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分（共済組合等が行つた障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

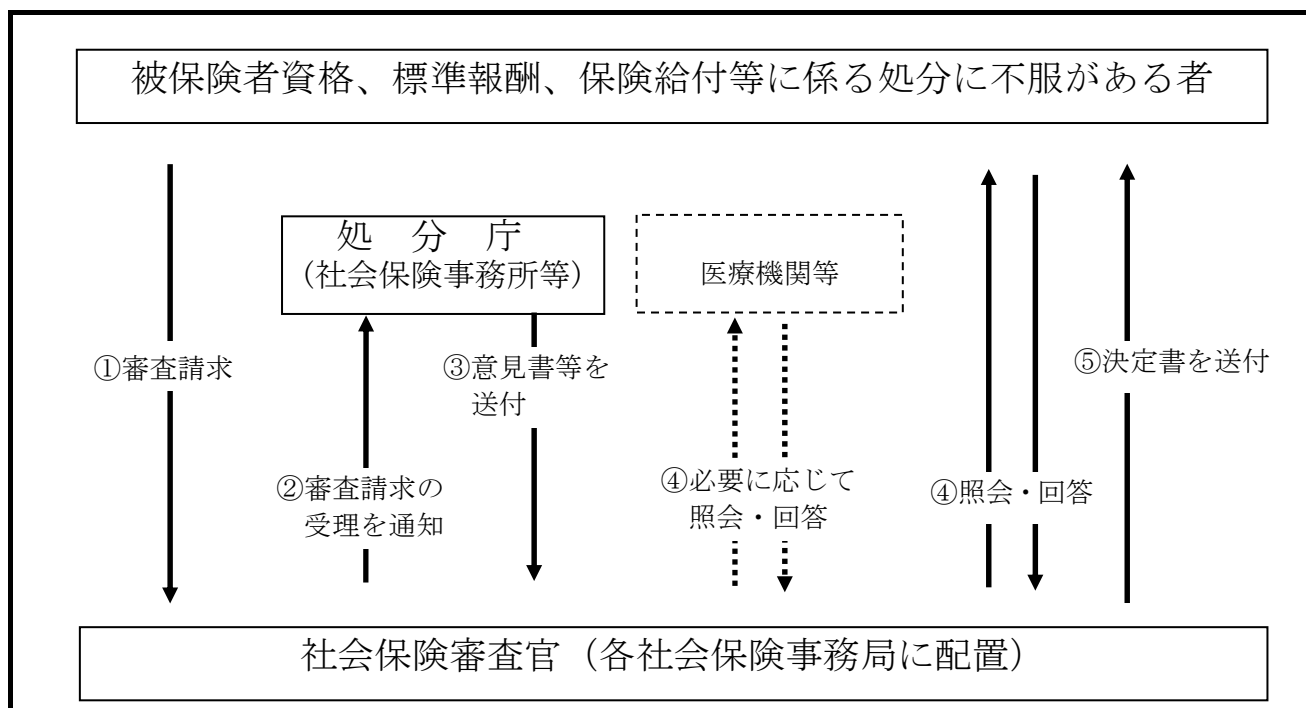
2 審査請求をした日から 60 日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。
(以下略)

表4-2-2 厚生労働省本省の社会保険審査官に対する審査請求の処理に係る指示内容

- 社会保険審査官事務取扱要領（厚生労働省保険局総務課社会保険審査会事務室作成） <抜粋>
 第6 本案決定に関する事項
 1 決定の方針（略）
 2 決定の時期
 (1) 決定は、速やかに行うものとし、審査請求が行われてから60日以内にするように務めること。
 (以下略)

(注) 厚生労働省の資料による。

図4-2 審査請求事務のフロー



(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 表中の①～⑤は審査請求事務に係る順番を表す。

表4-(2)-3 調査対象23 社会保険事務局における審査請求の処理状況（平成14年度～16年度受付分について16年度末時点の処理状況）

（単位：件、％）

社会保険事務局名	処理すべき件数 (a+b)	決定済み 件数 (a)	未処理件 数 (b)	60日以内 に処理し た件数 (c)	60日以上 要した件 数 (a+b-c)	60日以上 要した件 数の割合 ((a+b-c) /(a+b))	6か月以 上要し た件数 (d)	6か月以 上要し た件数の割 合 (d/(a+b))
北海道	304	278	26	232	72	23.7	5	1.6
宮城	165	112	53	26	139	84.2	83	50.3
福島	107	101	6	91	16	15.0	0	0.0
埼玉	338	309	29	146	192	56.8	42	12.4
栃木	115	113	2	89	26	22.6	0	0.0
東京	671	538	133	318	353	52.6	98	14.6
神奈川	617	595	22	453	164	26.6	8	1.3
長野	102	99	3	89	13	12.7	0	0.0
愛知	901	811	90	330	571	63.4	44	4.9
岐阜	133	129	4	101	32	24.1	1	0.8
富山	54	51	3	51	3	5.6	0	0.0
大阪	273	259	14	63	210	76.9	67	24.5
滋賀	63	60	3	50	13	20.6	0	0.0
兵庫	302	274	28	149	153	50.7	13	4.3
広島	294	268	26	176	118	40.1	1	0.3
岡山	155	141	14	113	42	27.1	0	0.0
山口	32	30	2	26	6	18.8	0	0.0
香川	36	23	13	4	32	88.9	23	63.9
愛媛	16	15	1	6	10	62.5	1	6.3
福岡	796	747	49	439	357	44.8	2	0.3
佐賀	95	87	8	83	12	12.6	0	0.0
熊本	69	67	2	47	22	31.9	1	1.4
鹿児島	60	60	0	31	29	48.3	6	10.0
計	5,698	5,167	531	3,113	2,585	45.4	395	6.9

（注） 当省の調査結果による。

表4-2-4 平成14年度から16年度の決定済み審査請求及び16年度末に未処理となっている審査請求のうち処理期間が60日を超えている事案（把握できた117件）における遅延原因
（単位：件）

原因	件数
社会保険業務センター又は社会保険事務所において意見書等の作成に日数を要している	34
社会保険事務局において事務処理が遅延している	74
意見書の受理から審査請求人に対する照会（実地調査の実施）までに日数を要している	(25)
医療機関に対する照会までに日数を要している	(23)
その他	(26)
医療機関からの資料等の提出に日数を要している	6
その他	3
計	117

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 ()内数値は、内数である。

(3) 契約事務の適正な実施

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>政府調達に係る契約方式については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）等において、他に業者がない場合等に例外的に随意契約が認められる以外、可能な限り競争契約とすることとされている。</p> <p>社会保険庁では、「契約事務の適正化について」（平成 16 年 8 月 25 日付け庁文発第 0825002 号地方社会保険事務局長あて社会保険庁総務部経理課長通知。以下「適正化通知」という。）に基づき会計法令の規定より厳しい独自の取組を行うこととし、契約事務に関する基本的な考え方として、「会計法令上、随意契約ができる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すこと」としており、社会保険庁の業務改革として緊急に取り組む事項を掲げた「緊急対応プログラム」（平成 16 年 11 月 26 日社会保険庁公表）の中でも安易な随意契約の廃止を挙げている。また、「平成 17 年度社会保険事業計画」（平成 17 年 3 月社会保険庁策定）において、平成 17 年度の計画数値として「随意契約件数について、対前年度の 20% 以上を削減する」こととしている（平成 17 年度の実績をみると、随意契約件数は 16 年度と比較して約 38%削減、調達コストは競争入札の拡大により約 12%削減されている。）。</p>	<p>表 4 - (3) - 1</p> <p>表 4 - (3) - 2</p> <p>表 4 - (3) - 3</p> <p>表 4 - (3) - 4</p>
<p>【調査結果】</p> <p>今回、23 社会保険事務局及び同事務局管内の 74 社会保険事務所における随意契約の実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。</p>	
<p>ア 競争入札による一括調達が可能なものを社会保険事務所単位で随意契約により調達している例あり</p>	
<p>社会保険庁は、適正化通知において、「同一仕様の物品等を同時期に調達する際は、原則として、上位機関である本庁又は地方社会保険事務局において取りまとめた上で、一括して競争入札により調達すること」としている。</p>	<p>表 4 - (3) - 2</p>
<p>しかし、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」、「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」等の帳票類は全国共通様式であることから、社会保険庁等において一括して競争入札により調達することができるにもかかわらず、社会保険事務所において個別に随意契約している事例（1 事例）がみられた。</p>	<p>表 4 - (3) - 5</p>
<p>また、複写機の賃貸借及び保守点検の委託について、社会保険事務所の中には、契約の開始時期及び契約相手と同じであるにもかかわらず、複写機ごとに随意契約している事例（2 事例）がみられた。</p>	<p>表 4 - (3) - 6</p>
<p>イ 複数の事業者から見積りを徴収しないまま特定の業者と随意契約している例あり</p>	

<p>予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）第 99 条の 6 の規定によれば、「契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。」とされており、社会保険庁も適正化通知において、契約金額が極めて少額である等競争入札に付すことが困難であることに合理的な理由がある場合には、複数の業者から見積りを徴収することとしている。</p>	<p>表 4 - (3) - 1 表 4 - (3) - 2</p>
<p>しかし、広報誌の作成・印刷、消防用設備の保守等に係る契約において、最初の契約時には複数の業者から見積りを徴収したものの、それ以降は複数の業者から見積りを徴収しないまま、従来からの契約業者であるという理由で特定の業者と契約している事例（5 事例）がみられた。</p>	<p>表 4 - (3) - 7</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省は契約事務における競争性・透明性を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 同一仕様の物品等を同時期に調達する場合は、社会保険庁本庁又は社会保険事務局において取りまとめるよう指示を徹底し、競争入札による調達を拡大すること。</p> <p>② やむを得ず随意契約を実施する場合には、複数の業者から見積りを徴収するよう契約担当部局に指示を徹底すること。</p>	

(説明)

表 4 - (3) - 1 政府調達に係る規定

○ 会計法（昭和 22 年法律第 35 号） <抜粋>

第 29 条の 3

契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第 3 項及び第 4 項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。
- 3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第 1 項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。
- 4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
- 5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○ 予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号） <抜粋>

第 99 条の 6

契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。

表4-3-2 契約事務の適正化に係る通知

○ 契約事務の適正化について（平成16年8月25日付け庁文発第0825002号地方社会保険事務局長あて社会保険庁総務部経理課長通知） <抜粋>

会計機関における会計事故防止及び契約事務処理の適正化については、平成16年8月25日会発第0825001号をもって厚生労働省大臣官房会計課長から各部局長あて通知されたところであり、当該通知を踏まえ、契約事務の適正化を図られたい。併せて、社会保険庁における物品の調達等の契約事務については、競争性の向上及び透明性の確保を図るため、今後、競争入札又は企画競争に付すことを原則とし、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきを期されたい。

このことについては、貴管下社会保険事務局事務所及び社会保険事務所に対し、周知徹底を図られたい。

記

1 基本的な考え方

会計法上、随意契約ができる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すこと。

2 競争入札の徹底

物品の調達等に当たっては、可能な限り競争入札に付すこととし、十分な準備期間を設けるとともに、同一仕様の物品等を同時期に調達する際は、原則として、上位機関である本庁又は地方社会保険事務局において取りまとめた上で、一括して競争入札により調達すること。

3 (略)

4 契約業者の見直し

長期（3～5年）にわたって特定の業者との契約を行っているものについては、今年度において、できる限り競争入札又は企画競争に付すことにより、現在の業者との契約について見直しを行うこと。

また、会計法令で随意契約ができることとされている運送や保管などについても、今年度において競争入札又は企画競争に向けて見直しを行うとともに、その後においても定期的（3～5年毎）に契約業者について見直しを行うこと。

5～6 (略)

7 その他

(1) 物品の調達等については、可能な限り競争入札又は企画競争に付すべきであるが、極めて小額である等により、これに付すことが困難な合理的な理由がある場合には、困難な理由を明確にするとともに、複数の業者から見積書を徴取することとし、見積の徴取先の拡充を行うなど、競争性の向上及び透明性の確保を図ること。

(2)～(4) (略)

表 4 - (3) - 3 緊急対応プログラムにおける予算執行の透明性の確保に係る規定

○ 緊急対応プログラム（平成 16 年 11 月 26 日社会保険庁公表） <抜粋>

2 予算執行の透明性の確保等

(2) 具体的方策

ア 不適切な予算執行の排除

イ 予算執行の透明性の確保

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ① 調達における競争性・透明性の確保を図り、調達コストを効率化するため、競争入札又は企画競争を原則とする

(以下略)

(注) 厚生労働省の資料による。

表 4 - (3) - 4 平成 17 年度社会保険事業計画における予算執行の透明化に係る規定

○ 平成 17 年度社会保険事業計画（平成 17 年 3 月社会保険庁策定） <抜粋>

I 事業運営方針

II 実施計画

1～5 省略

6 業務全般に関する事項

(1) 略

(2) 予算執行の透明化

【目標】

予算執行に当たってはその必要性等を十分精査し、予算執行上の無駄を排除するとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させること。

【計画】

ア 調達における競争性・透明性の確保を図るため、競争入札等に付すことを徹底するとともに、調達に係る数値目標に基づき、調達コストの削減に努める。

イ～オ 略

計画数値

・ 随意契約件数について、対前年度の 20% を削減する

(以下略)

(注) 厚生労働省の資料による。

表 4 - (3) - 5 全国共通様式の帳票を各社会保険事務局・所が個別に契約、作成している事例

帳票名	社会保険事務局・所名	契約金額	参考（全国）
国民年金保険料免除・納付猶予申請書	埼玉事務局	247,800 円	平成 16 年度全額免除件数 1,761,775 件 平成 16 年度半額免除件数 414,310 件
国民年金保険料口座振替納付（変更）届出書	東京事務局	963,000 円	—
保険料口座振替納付（変更）申出書	川越事務所	242,025 円	健康保険・厚生年金保険保険料口座振替納付（変更）申請書、 船員保険・厚生年金保険保険料口座振替納付（変更）申請書 年間平均申請件数（概数） 116,415 件

（注） 当省の調査結果による。

表 4 - (3) - 6 複写機賃貸借の契約開始時期及び契約相手と同じであるにもかかわらず複写機ごとに随意契約を結んでいる社会保険事務所の事例

社会保険 事務所名	件名 (契約年月日)	契約金額	備考
倉敷東	1 複写機賃貸借契約及び保守業務 委託契約(1 台) (H17.4.1)	賃貸借：220,500 円／年 保守：2.5 円／枚	平成 16 年度に 3 年使用を 前提として随意契約
	2 複写機賃貸借契約及び保守業務 委託契約(1 台) (H17.4.1)	賃貸借：220,500 円／年 保守：2.5 円／枚	平成 16 年度に 3 年使用を 前提として随意契約
川内	1 複写機賃貸借契約及び保守業務 委託契約(1 台) (H17.4.1)	賃貸借：472,500 円／年 保守：3.99 円／枚	平成 16 年度に 3 年使用を 前提として随意契約
	2 複写機賃貸借契約及び保守業務 委託契約(1 台) (H17.4.1)	賃貸借：472,500 円／年 保守：3.99 円／枚	平成 16 年度に 3 年使用を 前提として随意契約

（注） 当省の調査結果による。

表 4 - (3) - 7 従来から契約している事業者という理由で見積り合わせ、価格調査を行わず契約している社会保険事務局・所の事例

社会保険事務局・所名	件名	契約金額	見積り合わせを行っていない理由
埼玉事務局	広報誌「ハローねんきん No. 225」の作成、印刷	367,500 円/年	広報誌「ハローねんきん」の作成は従来から当該契約業者に依頼しており、業者が版下を所有しているため。
浦和事務所	防災サービス、火災監視サービス、設備制御サービスに係る業務	478,800 円/年	以前からの契約案件であり、契約内容の充実（システムの向上）を図ることに伴って再契約を締結したものである。システムの向上を図ったにもかかわらず価格が従前と同一のため、他社よりも安いであろうと判断したため。
	トイレシートクリーナーレンタル契約	151,200 円/年	当該契約金額が小額であるため。
	消防用設備保守	315,000 円/年	以前から取引のある業者であったため。
鹿屋事務所	公用車ガソリン購入契約	105 円/リットル	設定している契約単価では従来から契約している業者以外からの購入は難しいと判断したため。

(注) 当省の調査結果による。